2025(令和 7)年度

事業報告書並びに収支決算書

(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)

三 条 商 工 会 議 所

事業報告並びに収支決算について

2025 年度中における本商工会議所の事業概要並びに経費収支決算は次のとおりであります。

2026 年 6 月 25 日

三条商工会議所 会頭　兼 古 耕 一

(注)名称・人員等で特に期日記載のないものは 2025 年 3 月 31 日現在。

目　　次

2025年度三条商工会議所事業報告書並びに収支決算書

事　業　報　告　書

Ⅰ　総括的概要 …… 1
Ⅱ　事項別状況 …… 2
　１．定款及び規約等 …… 2
　　(1)定　　款 …… 2
　　(2)規　　約 …… 3
　　(3)規　　程 …… 10
　　(4)規　　則 …… 23
　　(5)内　　規 …… 23
　　(6)要　　綱 …… 24
　２．組　　織 …… 25
　　(1)会　　員 …… 25
　　(2)特定商工業者 …… 25
　　(3)役　　員 …… 25
　　(4)議　　員 …… 26
　　(5)部会長・副部会長 …… 29
　　(6)委員長・副委員長 …… 30
　　(7)顧問・相談役・参与 …… 30
　　(8)そ の 他 …… 31
　３．選挙及び選任 …… 32
　　(1)議　　員 …… 32
　　(2)役　　員 …… 32
　４．事 務 局 …… 32
　　(1)事務局機構 …… 32
　　(2)事務局職員 …… 32
　５．庶　　務 …… 33
　　(1)文　　書 …… 33
　　(2)表彰・受賞 …… 33
　　(3)慶弔・その他 …… 33
　６．会　　議 …… 35
　　(1)議員総会 …… 35
　　(2)常議員会 …… 35
　　(3)監 事 会 …… 36
　　(4)部　　会 …… 36
　　(5)委 員 会 …… 39
　　(6)その他の会議 …… 39
　７．事　　業 …… 42
　　(1)各種事業活動 …… 42
　　(2)意見活動 …… 42
　　(3)調査・研究 …… 42
　　(4)広　　報 …… 42

(5)証明・鑑定・検査 …… 42
(6)信用調査 …… 43
(7)各種行事 …… 43
(8)技術・技能の普及検定 …… 49
(9)取引紹介 …… 49
(10)相談、指導、斡旋など …… 50
(11)経営改善普及事業 …… 50
(12)経営安定特別相談事業 …… 54
(13)経営指導員等研修会参加状況 …… 54
(14)各種共済事業 …… 54
(15)当所への共催・後援・協力依頼 …… 56
８．登　　録 …… 58
(1)法定台帳作成 …… 58
(2)登録業者数 …… 58
９．会館・事務所等 …… 58
(1)土　　地 …… 58
(2)建　　物 …… 58
(3)施　　設 …… 58
10．関係団体への参画 …… 59
(1)日本商工会議所 …… 59
(2)新潟県商工会議所連合会 …… 59
(3)その他の団体 …… 60
11．そ の 他 …… 62
(1)事業運営の全般について経常的に支援した団体 …… 62

収　支　決　算　書

１．収支決算書総括表 …… 63
２．商工会議所会計 …… 66
３．小規模事業経営支援会計 …… 76
４．特定退職金共済事業特別会計 …… 79
５．収益事業会計 …… 82
６．会館建設基金特別会計 …… 90
７．財政調整基金特別会計 …… 91
８．会館営繕積立金特別会計 …… 92
９．退職給与資金特別会計 …… 93
10．貸借対照表 …… 95
11．財産目録 …… 96

2025 年度　三条商工会議所事業報告書

Ⅰ．総括的概要

2025（令和7）年度は、米国トランプ政権の本格始動に伴う関税問題や、不安定な為替相場の激しい乱高下に翻弄された一年となりました。特にMAGA施策の再燃はイランへの攻撃も含め、地場産業にとってサプライチェーンや輸出戦略の見直しを迫る大きな懸念材料となっております。国内においても、原材料費やエネルギー価格の高騰が定着し、消費者の選別眼が厳しさを増す中、事業所には単なるコスト転嫁を超えた「付加価値の創造」と「適正な価格決定」による収益確保という、極めて難しい経営判断が求められました。

また、深刻な人口減少と人手不足が経営の足かせとなり、もはや従来の延長線上では事業維持が難しい局面を迎えている中、当所では既存事業の枠を超えた「企業内起業」や「新分野開拓」を促す支援を強化し、地域事業所が次代を生き抜くための「攻めの経営」を後押しいたしました。

一方「守りの経営」としては、働いている社員の定着と優秀な人材を惹きつけるための「魅力ある職場環境づくり」や、労働力不足を補う切り札としての「現場ですぐに使える生成AI活用方法」など、生産性向上と組織変革を直結させる支援に注力しました。

さらに、経営の土台を固めるべく、価格決定・原価計算セミナーを引き続き実施。勘や経験に頼らない「数字で語る経営」と適正な原価計算を普及させることで、地域経済の底上げを目指す事業を進めてまいりました。

商工会議所の重要な役割である「情報のハブ」として、目まぐるしく変わる国際情勢や法規制、経営環境の情報を迅速かつ的確に提供することにも力を注いでまいりました。

これらの活動を支えてくださった議員・会員の皆様、並びに国、新潟県、三条市をはじめとする関係機関各位の多大なるご理解とご協力に、心より深く感謝申し上げます。今後も、事業所が直面している顕在的な課題のみならず、将来を見据えた潜在的な課題の解決、そして国内外の新たなニーズに応える事業活動を精力的に展開してまいります。経営の基本である事業所の体力強化・体質改善、そして「人」を活かす人材育成を強力に支援し、多くの地域事業所から信頼され、頼りにされる会議所となるよう尽力してまいりますので、引き続き格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ．事項別状況

１．定款及び規約等

(1)定　　款

1. 「定款」の一部改正

2025年6月26日開催の通常議員総会に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所＿＿＿＿

旧　条　文	新　条　文
（会員の資格） 第10条　本商工会議所の地区内に引き続き６月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。 （１）　本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体 イ　協同組合 ロ　信用金庫 ハ　労働金庫 ニ　公社 ホ　経済関係団体 ヘ　医療法人 ト　社会福祉法人 チ　弁護士法人 リ　監査法人 ヌ　税理士法人 ル　特許業務法人 ヲ　産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人 ワ　地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人 カ　地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人 ヨ　地域経済の振興等に資する中間法人 タ　まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人 レ　観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 ２　省略 （1）～（６）　省略 ３　次の各号の１に該当する者は、会員となることができない。 （1）～（２）　省略 （３）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ４　省略	（会員の資格） 第10条　本商工会議所の地区内に引き続き６月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。 （１）　本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体 イ　協同組合 ロ　信用金庫 ハ　労働金庫 ニ　公社 ホ　経済関係団体 ヘ　医療法人 ト　社会福祉法人 チ　弁護士法人 リ　監査法人 ヌ　司法書士法人 ル　税理士法人 ヲ　行政書士法人 ワ　弁理士法人 カ　産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人 ヨ　地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人 タ　地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人 レ　地域経済の振興等に資する中間法人 ソ　まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人 ツ　観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人 ２　省略 （1）～（６）　省略 ３　次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。 （1）～（２）　省略 （３）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ４　省略
（役員の任免） 第33条　会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する１人の者。以下本条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。 ８　次の各号の１に該当する者は、役員になることができない。 （1）～（２）　省略 （３）　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過するまでの	（役員の任免） 第33条　会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する１人の者。以下この条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。 ８　次の各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。 （1）～（２）　省略 （３）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過するまで

<table>
<tr><td></td><td>者
（4）　省略</td><td>の者
（4）　省略

附　則
（実施の時期）
1　第 10 条（会員の資格）、第 33 条（役員の任免）の改正は、令和７年６月 26 日から実施する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">2. 「定款」の一部改正
2025 年 10 月 30 日開催の臨時議員総会に上程、次の条項改正を決定した。
・変更箇所＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td></td><td>旧　条　文</td><td>新　条　文</td></tr>
<tr><td></td><td>（役員）
第 31 条　本商工会議所に、次の役員を置く。
（1）会頭　　1人
（2）副会頭　3人
（3）～（5）　省略</td><td>（役員）
第 31 条　本商工会議所に、次の役員を置く。
（1）会頭　　1人
（2）副会頭　4人以内
（3）～（5）　省略

附　則
（実施の時期）
第 31 条（役員）の改正は、令和７年 10 月 30 日から実施する。</td></tr>
<tr><td>(2)規　　約</td><td colspan="2">1. 「使用料・手数料等規約」の一部改正
2026 年 3 月 12 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。
・変更箇所＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td></td><td>旧　条　文</td><td>新　条　文</td></tr>
<tr><td></td><td>別記第４表(輸出品の原産地証明等貿易証明手数料金表)
1　省略
2　証明認証手数料等
会員 1,000 円　非会員 2,000 円
電子申請の場合：1 申請につきシステム利用料 160 円(税込)…会員・非会員共通
3　発給後訂正手数料
会員 1,000 円　非会員 2,000 円
電子申請の場合：1 申請につきシステム利用料 160 円(税込)…会員・非会員共通
4　省略
5　省略</td><td>別記第４表(輸出品の原産地証明等貿易証明手数料金表)
1　省略
2　証明認証手数料等
会員 1,000 円　非会員 4,000 円
電子申請の場合：1 申請につきシステム利用料 231 円(税込)…会員・非会員共通
3　発給後訂正手数料
会員 1,000 円　非会員 4,000 円
電子申請の場合：1 申請につきシステム利用料 231 円(税込)…会員・非会員共通
4　省略
5　省略

附　則
この規約の別記第４表(輸出品の原産地証明等貿易証明手数料金表)の改正は令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">2. 「貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約」の制定
2026 年 3 月 12 日開催の常議員会に上程、制定を決定した。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">制　定　条　文</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">第１章 総　則

（目的）
第１条　本規約は、三条商工会議所が、「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」（以下「認証　規程」という。）に則り、日本商工会議所（以下「日商」という。）の「貿易関係証明発給システム」（第３条第２項 で定義する。以下「本システム」という。）を利用して提供する輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明（以下「貿易関係証明」という。）のオンライン発給等のサービス（第３条第１項で定義する。以下、「本サービス」という。）の利用に関する条件を、三条商工会議所と日商ならびに申請者および代行業者（第２条第１号および第２号で定義する。）との間で定め</td></tr>
</table>

	制　定　条　文
	るものである。申請者および代行業者は、認証規程および本規約の定めに従って本サービスを利用するものとする。 （用語の定義） 第２条　本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。 （１）　申請者：三条商工会議所が行う貿易関係証明の発給を申請する法人（団体）、個人事業者等 （２）　代行業者：三条商工会議所が行う貿易関係証明の発給を申請する事務を申請者に代わって行う法人（団体）、個人事業者等 （３）　利用登録：本サービスのうちリファレンスシステム（(10)で定義する。）以外の機能を用いるための登録 （４）　貿易登録：認証規程に基づき、申請者および代行業者が三条商工会議所に対して行う登録 （５）　発給申請：認証規程に基づき、申請者が三条商工会議所に対して行う、またはその代行業者が申請者に代わって三条商工会議所に対して行う貿易関係証明の作成および発給の申請 （６）　管理者 ID：三条商工会議所が、本サービスを利用する申請者および代行業者に対して発行し、当該申請者または代行業者を識別するために用いる符号 （７）　署名者：貿易登録に際して申請者が指定する、原産地証明書の輸出者宣誓欄に署名する個人 （８）　ユーザーID：三条商工会議所が、本サービスを利用する署名者ごとに、申請者に対して発行する、当該署名者を識別するために用いる符号 （９）　サブ ID：申請者が、本サービスを利用する申請者の担当者または代行業者の担当者ごとに付与し、当該申請者の担当者または代行業者の担当者を識別するために用いる符号 (10)　リファレンスシステム：本サービスにより交付済みの貿易関係証明に表示されている、証明書番号、発給年月日等の情報の入力または二次元コードの読み取りにより、交付済みの貿易関係証明を表示するインターネット上の専用サイト (11)　申請者等情報：本システムに保存された利用登録、貿易登録、発給申請、管理者 ID、署名者、ユーザーID、サブ ID その他の申請者および代行業者に関するすべての情報 （本サービスおよび本システムの構成） 第３条 １　本サービスは、三条商工会議所が第２項に規定する日商から提供される本システムの各機能の一部または全部を選択し、これを利用して提供する貿易関係証明のオンライン発給等のサービスである。 ２　本システムは、下記の機能から構成される。 （１）　次の者についての貿易登録 （ｉ）　申請者 （ii）　代行業者 （２）　次の証明の発給申請 （ｉ）　日本産原産地証明書 （ii）　外国産原産地証明書 （iii）　各種インボイス証明 （iv）　サイン証明 （３）　申請者・署名者、代行業者管理 （４）　リファレンスシステム （５）　日商が認めた第三者のシステム・サービスとの接続機能 ３　申請者および代行業者は、三条商工会議所の本サービスが、日商から提供される本システムの利用可能な範囲で、その全部または一部の機能を利用して提供されるものであることを理解し、本システムの内容が変更され、または休止もしくは廃止等で本システムの利用が困難となった場合、これに伴い本サービスの内容が変更され、または本サービスが利用できなくなっても、三条商工会議所が何らの責任も負わないことにつき承諾するものとする。 （本規約の適用） 第４条 １　本規約は、申請者および代行業者ならびに、三条商工会議所と日商との間の本システムおよび本サービスの利用に関わる一切の関係に適用される。 ２　申請者および代行業者は本規約および三条商工会議所が定める条件にてこれを利用するものとし、申請者は、その署名者およびその担当者、ならびに代行業者に対し、代行業者はその担当者に対し、それぞれ本規約および三条商工会議所が定める条件を周知し、これに従わせるものとする。 ３　本サービスの運用の概要については、別紙１に記載のとおりである。別紙１は、本規約の一部を構成するものとする。 （本規約の変更） 第５条 １　三条商工会議所または日商は、申請者および代行業者の事前の承諾を得ることなく、合理的な範

	制　定　条　文
	囲に限り本規約を随時変更できるものとする。本規約が変更された後の本サービスの提供条件は、変更後の新利用規約に従うものとする。 ２　三条商工会議所または日商は、前項の変更を行う場合は、変更の効力発生日を定めたうえ、14 日以上の予告期間をおいて、変更後の新規約の内容を本システム上に掲示することで申請者および代行業者に通知するものとする。ただし、変更が軽微で申請者および代行業者に特に不利益にならないと三条商工会議所または日商が判断した場合は、予告しないことがある。 （通知） 第６条　三条商工会議所は、本サービスに関する通知を、本システム上での掲示、申請者または代行業者が貿易登録に関して入力し、承認を受けたメールアドレスへの電子メールの送信、または FAX 番号への FAX の送信によって行うものとする。通知は、本システム上に掲示または送信されたときに効力が生ずるものとする。 第２章 本サービスの運用に関する事項 （利用登録） 第７条 １　利用登録は、申請者または代行業者が、本システムを利用して貿易登録を行い、三条商工会議所が承認した時点で成立するものとする。 ２　利用登録は、貿易登録の有効期間内に限り、有効なものとする。 （管理者 ID およびパスワード） 第８条 １　三条商工会議所は、申請者および代行業者に対し、管理者 ID およびパスワードを、三条商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行する。 ２　申請者および代行業者は、自らの管理責任により、管理者 ID およびパスワードの漏洩および不正使用がなされ使用がなされないよう厳格に管理するものとする。申請者および代行業者は、管理者 ID またはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに三条商工会議所に届け出なければならない。 ３　申請者および代行業者は、いかなる場合も管理者 ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできない。 ４　三条商工会議所は、申請者または代行業者が管理者 ID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者に生じた損害については責任を負わない。三条商工会議所は、管理者 ID とパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者および代行業者に帰属するものとみなすことができる。 ５　管理者 ID は、貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとする。ただし、有効期間外であっても、貿易登録の更新、登録情報の参照、パスワードの変更は、行うことができる。 （ユーザーID およびパスワード） 第９条 １　三条商工会議所は、申請者に対し、署名者ごとにユーザーID およびパスワードを、三条商工会議所が定める方法および使用条件に基づいて発行する。 ２　申請者は、ユーザーID およびパスワードの配付、ならびに署名者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、ユーザーID およびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第 3 項で禁止する事項がなされないよう厳格に管理するものとする。申請者は、ユーザーID またはパスワードの漏洩、不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに三条商工会議所に届け出なければならない。 ３　申請者および署名者は、いかなる場合もユーザーID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできない。ただし、本サービスの利用にあたり、日商が本システムへの接続を認めた第三者に対して開示する場合は、この限りではない。 ４　三条商工会議所は、申請者または署名者がユーザーID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者または代行業者に生じた損害については責任を負わない。三条商工会議所は、サブ ID とパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者に帰属するものとみなすことができる。 ５　ユーザーID は、貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとする。ただし、有効期間外であっても、以下については有効期間内に行った申請作業を継続して利用できるものとする。 （１）　承認された原産地証明書等貿易関係書類の証明手数料の決済 （２）　交付された原産地証明書等貿易関係書類の印刷 （３）　上記のほか、三条商工会議所が認めるもの ６　有効期間内に署名者を追加し、ユーザーID を追加した場合であっても、追加されたユーザーID の利用期間は貿易登録の有効期間に従うものとする。

	制　定　条　文
	（サブ ID およびパスワード） 第 10 条 1　申請者は、申請者の担当者または代行業者の担当者ごとにサブ ID を付与することができる。 2　申請者および代行業者は、サブ ID およびパスワードの付与、ならびに申請者の担当者および代行業者の担当者による本サービスの利用について責任を持ち、自らの管理責任により、サブ ID およびパスワードの漏洩および不正使用ならびに第 3 項で禁止する事項がなされないようにする。申請者および代行業者は、サブ ID およびパスワードの漏洩もしくは不正使用またはそのおそれを認知した場合には、速やかに三条商工会議所に届け出なければならない。 3　申請者、署名者および代行業者は、いかなる場合もサブ ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有、譲渡することはできない。ただし、本サービスの利用にあたり、日商が本システムへの接続を認めた第三者に対して開示する場合は、この限りではない。 4　三条商工会議所は、申請者または署名者がユーザーID およびパスワードを漏洩、不正使用、開示、貸与、共有または譲渡したことによって申請者または代行業者に生じた損害については責任を負わない。三条商工会議所は、サブ ID とパスワードの認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、すべて申請者に帰属するものとみなすことができる。 5　サブ ID は、申請者および代行業者双方の貿易登録の有効期間内に限り使用できるものとする。ただし、有効期間外であっても、以下については有効期間内に行った申請作業を継続して利用できるものとする。 （1）　承認された原産地証明書等貿易関係書類の証明手数料の決済 （2）　交付された原産地証明書等貿易関係書類の印刷 （3）　上記のほか、三条商工会議所が認めるもの （本システムの利用料金） 第 11 条　申請者および代行業者は、三条商工会議所の定めるところにより、本システムの利用料金を遅滞なく支払わなければならない。 （本サービスの範囲） 第 12 条　三条商工会議所は、申請者および代行業者に対し、日商指定の条件下で、申請者または代行業者が管理するパソコン等の端末機器（以下「端末機器」という。）から電気通信回線を経由して日商指定の URL に接続することにより、本サービスを利用することのできる環境を提供する。 （自己責任の原則） 第 13 条 1　申請者および代行業者は、本サービスの利用および本サービス内における一切の行為（情報の登録、閲覧、保管、削除、送信等）ならびにこれらから生じる結果について、一切の責任を負うものとする。 2　申請者および代行業者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。 3　申請者または代行業者がその故意または過失により三条商工会議所に損害を与えた場合、三条商工会議所は申請者および代行業者に対して、当該損害の賠償を請求することができるものとする。 4　端末機器から日商指定の URL に接続する電気通信回線は、申請者または代行業者自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとし、三条商工会議所および日商は一切の責任を負わない。 5　申請者および代行業者は、本サービスの利用に関連して入力、提供または伝送するデータ等について、必要な情報は自己の責任で保全しておくものとする。 （利用制限） 第 14 条 1　申請者および代行業者による本サービスの利用は端末機器から日商指定の URL に接続することにより行われるものとし、端末機器用のアプリケーションを除き、本システムを構成するソフトウェア自体をダウンロードしたり、コピーしたりする等の方法により本システムを構成するソフトウェアを入手することはできない。 2　申請者、署名者、代行業者、ならびに申請者および代行業者の担当者は、同一の管理者 ID、ユーザーID またはサブ ID を同時に用いて、複数の端末機器から同時に本サービスを利用することはできない。 3　交付された原産地証明書等貿易関係書類は、交付日から 14 日を超えた場合、利用登録の有効期間に関わりなく、印刷することができなくなるものとする。 （禁止行為） 第 15 条　申請者および代行業者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとする。

	制　定　条　文
	（1）　三条商工会議所、日商または第三者の権利・利益を侵害する行為またはそのおそれがある行為 （2）　法令に違反する行為またはそのおそれがある行為 （3）　犯罪行為もしくはこれに類する行為またはそのおそれがある行為 （4）　公序良俗に反する行為 （5）　他の利用企業の利用を妨害する行為またはそのおそれがある行為 （6）　本システムを構成するハードウェアまたはソフトウェアへの不正アクセス行為、クラッキング行為その他設備等に支障を与える等の行為 （7）　本サービスの提供を妨害する行為またはそのおそれがある行為 （8）　本システムを構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為 （9）　第三者の管理者 ID、ユーザーID、サブ ID またはパスワードを不正に使用または入手を試みる行為、第三者を装って本サービスを利用しようとする行為 (10)　管理者 ID、ユーザーID、サブ ID またはパスワードを他人に利用させる行為またはそれらに類似する行為 (11)　他の申請者または代行業者のデータを閲覧、変更、改竄する行為またはそのおそれがある為 (12)　前各号のほか、三条商工会議所が本サービスの利用に不相当と判断した行為 （利用停止） 第 16 条 1　申請者または代行業者が本規約または貿易登録の内容等に違反し、または申請者もしくは代行業者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生していると三条商工会議所が判断した場合、三条商工会議所は、当該申請者または代行業者に対する本サービスの提供を停止できるものとする。三条商工会議所および日商は、本条に基づいてなされた停止によって申請者または代行業者に生じた不利益、損害について責任を負わない。 2　前項の場合、三条商工会議所および日商は、かかる申請者または代行業者の行為により三条商工会議所または日商が被った損害について、申請者および代行業者に対し賠償を請求することができるものとする。 （データ管理） 第 17 条 1　三条商工会議所は、本サービスを用いて貿易関係証明を発給するために入力、提供または伝送されたデータ（クレジットカード決済情報を除く）を 3 年間保存する。 2　三条商工会議所は、申請者および代行業者が利用する情報に関して、本システムを提供する設備等の故障等により滅失した場合に、復元の義務を負わない。 （日商による個人情報の取り扱い） 第 18 条　日商は、申請者等情報の個人情報は取り扱わないものとする。 （三条商工会議所による情報の管理・利用） 第 19 条 1　三条商工会議所は、本システムに入力されるデータについて、本サービスの提供および統計調査以外の目的では利用しないものとします。 2　三条商工会議所および日商は、リファレンスシステムに表示される情報を除き、本システムに入力されるデータを第三者に開示せず、善良な管理者としての注意をもって機密保持とその管理に努めるものとする。 3　三条商工会議所は、第 1 項のデータに個人情報が含まれていた場合、個人情報の保護に関する法律および三条商工会議所の個人情報保護方針に基づいて、紛失・破壊・改竄・漏洩等の危険から保護するための合理的な安全管理措置を講じ、厳重に管理するものとする。 4　前 2 項の規定にかかわらず、申請者および代行業者は、三条商工会議所および日商が、裁判所、その他の法的な権限のある官公庁の命令等により本サービスに関する情報の開示ないし提出を求められた場合は、かかる命令等に従って情報の開示ないし提出をすることがあることを承諾し、かかる開示ないし提出に対して異議を述べないものとする。 5　第 3 項の規定は、貿易登録の有効期間が終了した後も有効に存続するものとする。 （サービスレベルおよび保証の制限） 第 20 条 1　三条商工会議所および日商は、別紙 1 記載の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をもって本サービスを提供する。 2　三条商工会議所および日商は、本システムを構成するソフトウェアにバグ等の瑕疵のないことや、本システムが申請者の特定の利用目的に合致することを保証するものではありません。また、三条商工会議所および日商は、端末機器において他のソフトウェア等が使用ないし併用された場合の、本システムの正常な動作を保証するものではない。

	制　定　条　文
	3　本システムに重要な瑕疵が認められた場合における三条商工会議所および日商の責任は、商業的に合理的な範囲内において、本システムの修正ないし瑕疵の除去の努力をすることに限られるものとし、ソフトウェアの瑕疵および本システムの欠陥による損害については、一切の責任を負わない。 4　本条は、本サービスに関する唯一の保証について述べたものである。 （本システムの変更） 第21条　日商は、本システムの機能追加、改善を目的として、日商の裁量により本システムの一部の追加・変更を行うことがある。ただし、当該追加・変更によって、変更前の本システムのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではない。 （本システムの休止） 第22条 1　日商は、定時にまたは必要に応じて、以下の場合、本システムを一時的に休止することができるものとする。 （1）　本システムの改修、改善、トラブル対応、メンテナンス、バックアップ等の本システムの保守作業を行うとき （2）　日商の設備の保守または工事を行う必要があるとき （3）　日商または他の電気通信事業者の設備の障害などの発生またはその防止のためにやむを得ないとき 2　日商は、前項の保守作業を行う場合には、事前に本システム上に掲示することにより、申請者および代行業者に対してその旨を通知するものとする。ただし、緊急の場合には、事前の通知をすることなく本システムを休止し、事後速やかに本システム上に掲示することにより、申請者および代行業者に通知するものとする。 3　第1項に定めるほか、日商は、第三者による妨害行為等により本システムの継続が申請者または代行業者に重大な支障を与えるおそれがあると判断される場合、その他やむを得ない事由がある場合にも、本システムを一時的に休止することができるものとする。 4　三条商工会議所および日商は、本条に基づいてなされた本システムの休止によって申請者または代行業者に生じた不利益、損害について責任を負わない。 （本システムの廃止） 第23条 1　本システムの一部または全部を廃止する場合、日商は廃止する1年以上前に、本システム上に掲示することにより、本システムを利用する申請者および代行業者に対して通知を行う。 2　三条商工会議所および日商が予期し得ない事由または法令・規則の制定・改廃、天災等のやむを得ない事由で、本システムを廃止する場合において1年以上前の通知が不能な場合であっても、日商は可能な限り速やかに本システム上に掲示することにより、本サービスを利用する申請者および代行業者に対して通知を行う。 3　三条商工会議所および日商は本システムの廃止の結果について何ら責任を負わない。 （本サービスの追加、停止、終了） 第24条 1　三条商工会議所は、本サービスの安定的な提供を前提に、本サービスの一部を追加することができる。 2　三条商工会議所は、本システムの不具合に起因して、申請者または代行業者に不利益が生じる恐れのある場合、特定のまたはすべての申請者および代行業者に対して、新たな貿易登録または発給申請を受理せず、本サービスの一部を停止することができるものとする。この場合、三条商工会議所が適当と判断する手段により、申請者および代行業者に対してその旨を通知するものとする。 3　三条商工会議所は、日商が行う本システムの変更、休止および廃止を含め、本サービスの提供が困難になったと三条商工会議所が判断した場合だけでなく、そのような事情がなくても三条商工会議所の独自の判断によって、すべての申請者および代行業者に対して、本サービスの提供を終了することができるものとする。この場合、可能な限り、代替手段を明示したうえで、三条商工会議所が適当と判断する手段により、申請者および代行業者にその旨を通知するものとする。 （申請者または代行業者が行う解除） 第25条　申請者または代行業者が、貿易登録の有効期間内に、申請者または代行業者自身の都合により本サービスの利用登録を解除しようとする場合は、三条商工会議所の指定する方法により、その旨を三条商工会議所に通知するものとする。 （三条商工会議所が行う解除） 第26条 1　三条商工会議所は、申請者または代行業者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、申請者および代行業者への催告を要することなく本サービスの利用登録を解除することができるもの

	制　定　条　文
	とする。 （1）　三条商工会議所の事業に支障を与える行為を行った場合 （2）　重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われた場合 （3）　自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合 （4）　監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けた場合 （5）　貿易登録の有効期間内に三条商工会議所の会員資格を喪失するなど、三条商工会議所が定める条件に該当する場合 （6）　その他三条商工会議所が当該申請者または代行業者の利用登録の継続を不適当と判断する相当の理由がある場合 2　三条商工会議所は、申請者または代行業者が本規約または貿易登録の内容等に違反し、もしくは申請者または代行業者の責めに帰すべき事由によって本サービスの提供を継続し難い重大な事由が発生し、当該違反等について、書面による催告をしたにもかかわらず14日以内にこれを是正しないときは、利用登録の全部または一部を解除することができるものとする。 第3章 その他 （損害賠償の制限） 第27条 1　三条商工会議所および日商は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとする。三条商工会議所および日商は、本規約の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、申請者または代行業者の責任とされている事項については、一切の責任を負わない。 2　三条商工会議所および日商は、三条商工会議所または日商の責めに帰すべき事由によって本サービスに関して申請者または代行業者に損害が生じた場合であっても、いかなる賠償責任も負わない。ただし、三条商工会議所または日商に故意または重過失がある場合、申請者または代行業者は当該故意または重過失のある者に対し損害賠償請求をすることができる。 3　三条商工会議所および日商が責任を負う場合であっても、申請者または代行業者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失・損壊によって生じた損害その他の特別事情による損害については、契約責任、不法行為責任その他請求の原因を問わず、いかなる賠償責任も負わない。 （免責） 第28条　三条商工会議所および日商は、以下の損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償責任を負わないものとする。 （1）　天災地変、感染症、騒乱、暴動、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力に起因し申請者または代行業者に生じた損害 （2）　日商指定のURLに接続するためのインターネット接続サービスの不具合など申請者または代行業者の接続環境の障害に起因して申請者または代行業者に生じた損害 （3）　三条商工会議所が瑕疵なく発給した原産地証明書等貿易関係書類が、通関や信用状決済等において通用しなかったことに起因して申請者または代行業者に生じた損害 （4）　第三者の提供する電気通信役務の不具合に起因して申請者または代行業者に生じた損害 （5）　本システムの提供にあたり日商が第三者から提供を受けているコンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入に起因して申請者または代行業者に生じた損害 （6）　本システムの提供にあたり用いられている日商の設備などへの第三者による不正アクセスもしくはアタックまたは通信経路上における傍受で、善良なる管理者の注意をもってしても防ぐことができないものに起因して申請者または代行業者に生じた損害 （7）　本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち日商が製造したものではないソフトウェアおよびデータベースに起因して申請者または代行業者に生じた損害 （8）　本システムの提供にあたり用いられている日商の設備のうち、日商が製造したものではないハードウェアに起因して申請者または代行業者に生じた損害 （9）　本システムの提供にあたり用いられている第三者が提供するサービスに起因して申請者または代行業に生じた損害 (10)　裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分に起因して申請者または代行業者に生じた損害 (11)　その他三条商工会議所および日商の責めに帰すべからざる事由に起因して申請者または代行業者に生じた損害 （契約終了後の処理） 第29条　申請者および代行業者は、理由の如何を問わず利用登録が終了した場合、第8条第5項ただし書、第9条第5項ただし書、および第10条5項ただし書に定める利用を除き、ただちに本システムの

	制　定　条　文
	利用を終了する。 （権利義務譲渡の禁止） 第 30 条　（権利義務譲渡の禁止）　申請者および代行業者は、三条商工会議所による書面での同意を得ない限り、本規約における契約上の地位 を第三者に承継させ、または本規約に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。 （協議） 第 31 条　本規約の解釈について当事者間に異議疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとする。 （準拠法および裁判管轄） 第 32 条　本規約および利用登録に関する事項については、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所または三条商工会議所が所在する都道府県の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 附則　　この規約は令和 8 年 3 月 12 日に制定し、令和 7 年 4 月 1 日に遡って施行する。
(3)規　　程	1. 「育児・介護休業規程」の全部改正 2025 年 5 月 28 日開催の常議員会に上程、全部改正を決定した。 2025 年 9 月 25 日開催の常議員会に上程、一部改正を決定した。 ※同年度内に全部改正、一部改正を行ったため一部改正後の全文を記載。
	制　定　条　文
	第１章　目的 （目的） 第１条　この規程は、三条商工会議所(以下「会議所」という。)の職員の育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下同じ。）、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等に関する取扱いについて定めるものである。 第２章　育児休業制度 （育児休業の対象者） 第２条　育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、１歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより、子が１歳に達するまでの間で、本人が申し出た期間、育児休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあっては、申出時点において、子が１歳６か月（本条第６項又は第７項の申出にあっては２歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。 ２　本条第１項、第３項から第７項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （１）　入所１年未満の職員 （２）　申出の日から１年以内（本条第４項から第７項の申出にあっては６か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな職員 （３）　１週間の所定労働日数が２日以下の職員 ３　配偶者が、職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が１歳２か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が１年を限度として、育児休業をすることができる。 ４　次のいずれにも該当する職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第５条第３項（本項）に基づく休業を子の１歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。 （１）　職員又は配偶者が原則として子の１歳の誕生日の前日に育児休業をしていること （２）　次のいずれかの事情があること ア　保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 （３）　子の１歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと ５　前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まった

	制　定　条　文
	ことにより本条第１項又は第３項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による休業を含む）が終了し、終了事由である産前･産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が１歳６か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。 ６　次のいずれにも該当する職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の１歳６か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第５条第４項（本項）に基づく休業を子の１歳６か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。 （１）　職員又は配偶者が子の１歳６か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること （２）　次のいずれかの事情があること ア　保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合 イ　職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、１歳６か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合 （３）　子の１歳６か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと ７　前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第１項、第３項、第４項又は第５項に基づく育児休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が２歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。 （育児休業の申出の手続等） 第３条　育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の１か月前(第２条第４項から第７項に基づく１歳及び１歳６か月を超える休業の場合は、２週間前)までに育児休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 ２　第２条第１項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき２回までとする。 （１）　第２条第１項に基づく休業をした者が本条第１項後段の申出をしようとす　る場合 （２）　配偶者の死亡等特別の事情がある場合 ３　第２条第４項又は第５項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。 （１）　第２条第３項又は４項又は第５項に基づく休業をした者が本条第１項後段の申出をしようとする場合 （２）　産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条、第１項、第４項又は第５項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合 ４　第２条第６項又は第７項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき１回限りとする。 （１）　第２条第５項、６項又は第７項に基づく休業をした者が本条第１項後段の申出をしようとする場合 （２）　産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第２条、第１項、第４項、第５項、第６項又は第７項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合 ５　会議所は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 ６　育児休業申出書が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。 ７　申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後２週間以内に会議所に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。 （育児休業の申出の撤回等） 第４条　育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を会議所に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。 ２　育児休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。 ３　第２条第１項に基づく休業の申出の撤回は、撤回１回につき１回休業したものとみなす。第２条第４項又は第５項及び第６項又は第７項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第２条第１項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第４項又は第５項及び第６項又は第７項に基づく休業の申出をすることができ、第２条第４項又は第５項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第６項又

	制　定　条　文
	は第７項に基づく休業の申出をすることができる。 ４　育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 （育児休業の期間等 ） 第５条　育児休業の期間は、原則として、子が１歳に達するまで（第２条第３項から第７項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。 ２　育児休業を開始しようとする日の１か月前（１歳以降の休業については２週間前）までに申出が無かった場合、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 ３　職員は、育児休業期間変更申出書により会議所に、育児休業開始予定日の１週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の１か月前（第２条第４項から第７項に基づく休業をしている場合は、２週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第２条第１項に基づく休業１回につき１回に限り行うことができるが、第２条第４項から第７項に基づく休業の場合には、第２条第１項に基づく休業とは別に、子が１歳から１歳６か月に達するまで及び１歳６か月から２歳に達するまでの期間内で、それぞれ１回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。 ４　育児休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該育児休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、育児休業期間変更申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。 ５　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）　子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から２週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。) （２）　育児休業に係る子が１歳に達した場合 子が１歳に達した日(第２条第３項に基づく休業の場合を除く。第２条第４項又は第５項に基づく休業の場合は、子が１歳６か月に達した日、第２条第６項又は第７項に基づく休業の場合は、子が２歳に達した日) （３）　育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日 （４）　第２条第３項に基づく休業において、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が１年に達した場合当該１年に達した日 ６　本条第５項第１号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。 （出生時育児休業の対象者） 第６条　育児のために休業することを希望する職員(日雇職員を除く)であって、産後休業をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあっては、申出時点において、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から８週間を経過する日の翌日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。 ２　前項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （１）　入所１年未満の職員 （２）　申出の日から８週間以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 （３）　１週間の所定労働日数が２日以下の職員 （出生時育児休業の申出の手続等） 第７条　出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の２週間前までに出生時育児休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。 ２　第６条第１項に基づく休業の申出は、一子につき２回まで分割できる。ただし、２回に分割する場合は２回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

	制　定　条　文
	3　会議所は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 4　出生時育児休業申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出書兼取扱通知書を提出した者(以下この章において「出生時育休申出者」という。)に対し、出生時育児休業申出書兼取扱通知書を交付する。 5　申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に会議所に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。 (出生時育児休業の申出の撤回等) 第8条　出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を会議所に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。 2　出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。 3　第6条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなし含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。 (出生時育児休業の期間等) 第9条　出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。 2　出生時育児休業を開始しようとする日の2週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。 3　職員は、出生時育児休業期間変更申出書により会議所に、出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。 4　出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、出生時育児休業期間変更申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。 5　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1)　子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合 当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。） (2)　子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する場合 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する日 (3)　子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が２８日に達した場合子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が２８日に達した日 (4)　出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日 6　本条第5項第1号の事由が生じた場合には、出生時育休申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。 (出生時育児休業中の就業) 第10条　出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業開始予定日の1週間前までに会議所に提出すること。なお、1週間を切っても休業前日までは提出を受け付ける。 2　会議所は、前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を申出書を提出した職員に対して提示する。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を会議所に提出すること。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。会議所と職員の双方が就業日等に合意したときは、会議所は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。 3　出生時育児休業中の就業上限は、次のとおりとする。 (1)　就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以下（1日未満の端数切り捨て) (2)　就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間の所定労働時間の合計の半分以下 (3)　出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する　場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間

	制　定　条　文
	4　本条第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を休業前日までに会議所に提出すること。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、会議所は速やかに申出が撤回されたことを通知する。 5　本条第2項で同意した就業日等を全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業前日までに会議所に提出すること。出生時育児休業開始後は、次に該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。出生時育児休業中の就業日等撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに出生時育児休業中の就業日等通知書を交付する。 （1）　出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡 （2）　配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと （3）　婚姻の解消その他の事情により配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと （4）　出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき 第3章　介護休業制度 （介護休業の対象者） 第11条　要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期雇用職員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下、「介護休業開始予定日」という。）から93日を経過する日から6か月を経過する日までに、その労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。 2　第1項にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。 （1）　入所1年未満の職員 （2）　申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな職員 （3）　1週間の所定労働日数が2日以下の職員 3　この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。 （1）　配偶者 （2）　父母 （3）　子 （4）　配偶者の父母 （5）　祖父母、兄弟姉妹又は孫 （6）　上記以外の家族で会議所が認めた者 （介護休業の申出の手続等） 第12条　介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を会議所に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期雇用職員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。 2　申出は、対象家族1人につきのべ93日まで3回を上限とする。ただし、第1項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。 3　会議所は、介護休業申出書兼取扱通知書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 4　介護休業申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出書兼取扱通知書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業申出書兼取扱通知書（用紙下部記入）を交付する。 （介護休業の申出の撤回等） 第13条　申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を会議所に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。 2　介護休業申出撤回届が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業申出書兼取扱通知書（用紙下部記入）を交付する。 3　同一対象家族について介護休業の申出を2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、特段の事情がある場合について会議所がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。 4　介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。

	制　定　条　文
	（介護休業の期間等） 第 14 条　介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として、通算 93 日の範囲内で、介護休業申出書兼取扱通知書に記載された期間とする。 ２　介護休業を開始しようとする日の 2 週間前までに申出がなされなかった場合には、前項にかかわらず、会議所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。 ３　職員は、介護休業期間変更申出書兼取扱通知書により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の 2 週間前までに会議所に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。 ４　介護休業期間変更申出書兼取扱通知書が提出されたときは、会議所は速やかに当該介護休業期間変更申出書兼取扱通知書を提出した者に対し、介護休業期間変更申出書兼取扱通知書(用紙下部記入)を交付する。 ５　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）　家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から 2 週間以内であって、会議所と本人が話し合いの上決定した日とする。) （２）　申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日 ６　本条第 5 項第 1 号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会議所にその旨を通知しなければならない。 第４章　子の看護休暇 （子の看護等休暇） 第 15 条　小学校第 3 学年修了までの子を養育する職員(日雇職員を除く)は、次に定める当該子の世話等のために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、子の看護等休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。 （１）　負傷し、又は疾病にかかった子の世話 （２）　当該子に予防接種や健康診断を受けさせること （３）　感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 （４）　当該子の入園（入学）式、卒園式への参加 ただし、事業主は労使協定によって除外された、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員からの子の看護等休暇の申出は拒むことができる。 ２　子の看護等休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。 ３　取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申出書をもって事前に会議所に申し出るものとする。 ４　本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める賃金規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。 ５　賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。 ６　定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第７条第２項に基づき、昇給は行わない。 ７　退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。 第５章　介護休暇 （介護休暇） 第 16 条　要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日雇職員を除く)は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間につき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、事業主は労使協定によって除外された、1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員からの介護休暇の申出は拒むことができる。 ２　介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。 ３　取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書をもって事前に会議所に申し出るものとする。 ４　本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める賃金規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。

	制　定　条　文
	5　賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。 6　定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第７条第２項に基づき、昇給は行わない。 7　退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。 第６章　所定外労働の制限 （育児・介護のための所定外労働の制限） 第 17 条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日雇職員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（日雇職員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。 2　本条第１項にかかわらず、労使協定によって除外された次の職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。 （1）　入所１年未満の職員 （2）　１週間の所定労働日数が２日以下の職員 3　請求をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第３項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。 4　会議所は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 5　請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後２週間以内に会議所に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。 6　制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 7　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （1）　子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日 （2）　制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が６歳に達する日の属する年度の３月 31 日 （3）　請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日 8　本条第７項第１号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 第７章　時間外労働の制限 （育児・介護のための時間外労働の制限） 第 18 条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、１か月について 24 時間、１年について 150 時間を超えて時間外労働をさせることはない。 2　本条第１項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。 （1）　日雇職員 （2）　入所１年未満の職員 （3）　１週間の所定労働日数が２日以下の職員 3　請求をしようとする者は、１回につき、１か月以上１年以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を会議所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第３項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。 4　会議所は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 5　請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者(以下この条に

	制　定　条　文
	おいて「請求者」という。）は、出生後２週間以内に会議所に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。 ６　制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 ７　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）　子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が６歳に達する日の属する年度の３月 31 日 （３）　請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日 ８　本条第７項第１号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 第８章　深夜業の制限 （育児・介護のための深夜業の制限） 第 19 条　小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前５時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。 ２　本条第１項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。 （１）　日雇職員 （２）　入所１年未満の職員 （３）　請求に係る子又は家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員 ア　深夜において就業していない者（１か月について深夜における就業が３日以下の者を含む。）であること。 イ　心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。 ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること。 （４）　１週間の所定労働日数が２日以下の職員 （５）　所定労働時間の全部が深夜にある職員 ３　請求をしようとする者は、１回につき、１か月以上６か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の１か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を会議所に提出するものとする。 ４　会議所は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。 ５　請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後２週間以内に会議所に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。 ６　制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 ７　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。 （１）　子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合 当該事由が発生した日 （２）　制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合 子が６歳に達する日の属する年度の３月３１日 （３）　請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合 産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日 ８　本条第７項第１号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会議所にその旨を通知しなければならない。 ９　制限期間中の給与については、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。

	制　定　条　文
	第９章　所定労働時間の短縮措置等 （育児短時間勤務） 第 20 条　3 歳に満たない子を養育する職員は、申し出ることにより、就業規則に定める所定労働時間について、所定労働時間を 1 日について 2 時間短縮する育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。(1 歳に満たない子を育てる女性職員は、更に別途 30 分ずつ 2 回の育児時間を請求することができる。) ２　前項にかかわらず、本人の希望がある場合、始業終業の時刻及び休憩時間は、本人の希望を聴いた上で商工会議所が個別に決定する。 ３　本条第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。 （1）　日雇職員 （2）　1 日の所定労働時間が 6 時間以下である職員 （3）　労使協定によって除外された次の職員 ア　入所 1 年未満の職員 イ　1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員 ４　申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 1 か月前までに、育児短時間勤務申出書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第 3 条から第 5 条までの規定(第 3 条第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 4 条第 3 項を除く。)を準用する。 ５　本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める賃金規定に基づき労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。 ６　賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。 ７　定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第７条第２項に基づき、昇給は行わない。 ８　退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。 （介護短時間勤務） 第 21 条　要介護状態にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該家族 1 人当たり利用開始の日から 3 年の間で 2 回までの範囲内で、所定労働時間を 1 日について 6 時間とする介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。なお、この場合の始業時間・終業時間については、当該職員と協議の上、個別に定めるものとする。 ２　前項にかかわらず、本人の希望がある場合、始業・就業の時刻及び休憩時間は、本人の希望を聴いた上で会議所が個別に決定する。 ３　本条第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。 （1）　日雇職員 （2）　労使協定によって除外された次の職員 ア　入所 1 年未満の職員 イ　1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員 ４　申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の 2 週間前までに、介護短時間勤務申出書により会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、会議所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第 12 条から第 14 条までの規定を準用する。 ５　本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める賃金規定に基づき労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。 ６　賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。 ７　定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第７条第２項に基づき、昇給は行わない。 ８　退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。 第 10 章　柔軟な働き方を実現するための措置 （柔軟な働き方を実現するための措置） 第 22 条　３歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（対象職員）は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のうちいずれか１つの措置を選択して利用することができる。

	制　定　条　文
	（1）　始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ （2）　短時間勤務 2　本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの柔軟な働き方を実現するための措置の申出は拒むことができる。 （1）　日雇職員 （2）　労使協定によって除外された次の職員 イ　入所1年未満の職員 ロ　1週間の所定労働日数が2日以下の職員 3　本条第1項第1号に定める始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの措置内容及び申出については、次のとおりとする。 （1）　対象職員は、申し出ることにより、就業規則に定める始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。 イ　通常勤務　：午前8時30分始業、午後5時30分終業 ロ　時差出勤A　：午前8時始業、午後5時終業 ハ　時差出勤B　：午前9時始業、午後6時終業 ニ　時差出勤C　：午前10時始業、午後7時終業 （2）　申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに時差出勤Aから時差出勤Cのいずれに変更するかを明らかにして、原則として適用開始予定日の1か月前までに、時差出勤申出書により商工会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、育児時差出勤取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。）を準用する。 4　本制度の適用を受ける間の賃金及び賞与については、通常の勤務をしているものとし減額しない。 5　賃金改定及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。 6　本条第1項第2号に定める短時間勤務の措置内容及び申出については、次のとおりとする。 （1）　対象職員は、申し出ることにより、就業規則に定める所定労働時間について、所定労働時間を1日について2時間短縮することができる。 （2）　前号にかかわらず、本人の希望がある場合、始業終業の時刻および休憩時間は、本人の希望を聴いた上で商工会議所が個別に決定する。 （3）　申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、短時間勤務申出書により商工会議所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、商工会議所は速やかに申出者に対し、短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。）を準用する。 7　本制度の適用を受ける間の賃金については、別途定める賃金規定に基づき労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当を支給する。 8　賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。 9　定期昇給については、算定期間内において本制度の適用を受ける期間がある場合は、職員給与規程第7条第2項に基づき、昇給は行わない。 10　退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は勤続年数に算入しない。 第11章　育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止 （禁止行為） 第23条　すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。また、職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。 （1）　部下の育児･介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する言動 （2）　部下又は同僚の育児･介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動 （3）　部下又は同僚が育児･介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等 （4）　部下である職員が(1)～(3)の行為を受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為 （懲戒） 第24条　次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。 （1）　第２２条(1)～(2)の行為を行った場合 就業規則第９６条第１号から第５号までに定める譴責、減給、出勤停止、停職、降格・降給

	制　定　条　文
	（２）　前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合 就業規則第９６条第６号から第７号に定める諭旨退職、懲戒解雇 （相談及び苦情への対応） 第 25 条　会議所は育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談窓口は総務課とし、その責任者は専務理事とする。専務理事は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。 ２　育児休業・介護休業等に関するハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は育児休業・介護休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。 ３　対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、専務理事、事務局長へ報告する。報告に基づき、専務理事、事務局長は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の職員等に事実関係を聴取する。 ４　前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。 ５　専務理事は、問題解決のための措置として、第２３条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。 ６　相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。 （再発防止の義務） 第 26 条　専務理事は、育児休業・介護休業等に関するハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。 第 12 章　その他の事項 （賃金の取扱い） 第 27 条　育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる賃金は支給しない。 ２　賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。 ３　定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。 ４　退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務しなかったものとして勤続年数を計算するものとする。 （介護休業期間中の社会保険の取扱い） 第 28 条　介護休業により賃金が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分については、職員は会議所が指定する日までに支払うものとする。 （円滑な取得及び職場復帰支援） 第 29 条　会議所は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰並びに制度利用を支援するために、以下の（１）（２）の措置を実施する。また、育児休業、出生時育児休業、介護休業及び介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、（３）の措置を実施する。 （１）　当該職員に個別に育児・介護休業に関する制度等（育児・介護休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児・介護休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、育児休業期間中の社会保険料の取扱い、育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。 （２）　当該職員ごとに育休復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。 （３）　職員に対して育児休業（出生時育児休業含む）に係る相談体制を整備する。 ２　商工会議所は、職員の子が１歳 11 か月に達する日の翌々日から２歳 11 か月に達する日の翌日までの間に、第 17 条から第 19 条の制度及び第 22 条に規定する措置等（措置の内容及び申出先）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。 ３　商工会議所は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があったとき、また、商工会議所は、職員の子が１歳 11 か月に達する日の翌々日から２歳 11 か月に達する日の翌日までの間に、当該職員に対して、仕事と育児の両立の支障となる個別の事情の改善に資する事項（勤務時間帯、育児両立支援制度等の利用期間など）に関する意向の聴取を実施する。 ４　商工会議所は、職員が 40 歳に達する日の属する年度において、当該職員に対して、介護休業に関する制度等（介護休業、その他の両立支援制度、介護休業等の申出先、介護休業給付に関すること）について情報提供を実施する。

制　定　条　文

（復職後の勤務）
第 30 条　育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。
２　本条第 1 項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前、介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

（年次有給休暇）
第 31 条　年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇及び介護休暇をした日は出勤したものとみなす。

（法令との関係）
第 32 条　育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。
（１）　資格試験の受験料及びそれに準ずる費用
（２）　独学のために職員本人が購入した市販の書籍・記録メディア類

附　則
（実施の時期）
この規程は、令和 7 年 5 月 28 日に全部改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
（実施の時期）
この規程の第 22 条(柔軟な働き方を実現するための措置)から第 32 条(法令との関係) の改正は、令和 7 年 9 月 25 日に改正し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。

3. 「特定個人情報保護規程」の一部改正
2025 年 5 月 28 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。
・変更箇所＿＿＿＿

旧　条　文	新　条　文
第 19 条第 1 項別表（「従業者一覧」） １　従業者、その扶養親族等および第 3 号被保険者に関する事務　（省略） ２　報酬等の支払先に関する事務　（省略）	第 19 条第 1 項別表（「従業者一覧」） １　従業者、その扶養親族等および第 3 号被保険者に関する事務　（省略） ２　報酬等の支払先に関する事務　（省略） 附　則 （実施の時期） この規程の第 19 条（従業員・責任者）第 1 項別表の改正は、令和 7 年 5 月 28 日に施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

4. 「原産地証明書等貿易関係書類認証規程」の一部改正
2026 年 3 月 12 日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。
・変更箇所＿＿＿＿

旧　条　文	新　条　文
（趣旨） 第１条　この規程は、1923 年 11 月 3 日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和 27 年条約第１７号)、商工会議所法(昭和 28 年法律第１４３号)第９条第５号および第６号の規定ならびに日本商工会議所(以下「日商」という。)が定める商工会議所貿易関係証明発給事務規則に基づいて各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する者(以下「申請者」という。)および代行業者が同意し、遵守すべき事項を定める。	（趣旨） 第１条　この規程は、1923 年 11 月 3 日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際条約(昭和 27 年条約第１７号)、商工会議所法(昭和 28 年法律第１４３号)第９条第５号および第６号の規定ならびに日本商工会議所(以下「日商」という。)が定める商工会議所貿易関係証明発給事務規則に基づいて各地商工会議所が行う輸出品の原産地証明書その他の貿易関係証明の発給を申請する者(以下「申請者」という。)および申請者に代わって申請事務を行う者(以下「代行業者」という。)が同意し、遵守すべき事項を定める。

	旧　条　文	新　条　文
	第２条～第８条　省略	第２条～第８条　省略
	（発給拒否） 第９条　発給者は、前条第３項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、原産地証明書の発給を拒否することができる。 （１）　第２条第２項の規定による申請者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期限が経過している者が申請したとき。 （２）～（９）　省略	（発給拒否） 第９条　発給者は、前条第３項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、原産地証明書の発給を拒否することができる。 （１）　第２条第２項の規定による申請者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期限が経過している者が申請したとき。第２条第７項の規定による代行業者としての貿易登録を行っていない者またはその貿易登録の有効期間が終了しているものが申請を代行したとき。 （２）～（９）　省略
	第 10 条～第 13 条　省略	第 10 条～第 13 条　省略
	第 14 条　貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給（以下、「オンライン発給」という。）において、以下の事項については、それぞれ次のとおり取り扱うこととする。 （１）　第２条第６項の規定にかかわらず、代行業者による手続きは認めないものとする。 （２）　第４条第１項の規定にかかわらず、使用言語は英語とする （３）　第５条第１号の規定にかかわらず、副本は作成しない。 （４）　第５条第３号の規定にかかわらず、原産地証明書は、商工会議所証明印を除き、黒色で印字するものとする。 （５）　第６条第３項の規定にかかわらず、署名届により届け出た署名のある商業インボイス１部の添付に貿易ついては、発給者の判断により、関係証明発給システムへの典拠インボイス情報の入力をもって、これに代えることができる。 （６）　第 10 条の規程にかかわらず、原産地証明書の訂正は、原産地証明書の交付前に、発給者が認め、かつ、貿易関係証明発給システム上で修正する場合にのみ行うことができる。原産地証明書の交付後の訂正は認めない。 （７）　第 12 条の規程にかかわらず、各種インボイス証明、サイン証明、会員証明およびその他の貿易関係証明については、オンライン発給の対象外とする。 （８）　外国産商品の原産地証明は、オンライン発給の対象外とする。 （９）　申請者は、オンライン発給を受けようとするときは、別に定める貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に従うこととする。	第 14 条　貿易関係証明発給システムを用いたオンライン発給（以下、「オンライン発給」という。）において、以下の事項については、それぞれ次のとおり取り扱うこととする。 （１）　第４条第１項の規定にかかわらず、使用言語は英語とする。 （２）　第５条第３号の規定にかかわらず、原産地証明書は、商工会議所証明印を除き、黒色で印字するものとする。 （３）　第６条第３項の規定にかかわらず、署名届により届け出た署名のある商業インボイス１部の添付については、発給者の判断により、貿易関係証明発給システムへの典拠インボイス情報の入力をもって、これに代えることができる。 （４）　第 10 条の規程にかかわらず、原産地証明書の訂正は、原産地証明書の交付前に、発給者が認め、かつ、貿易関係証明発給システム上で修正する場合にのみ行うことができる。原産地証明書の交付後の訂正は認めない。 （５）　第 12 条の規程にかかわらず、会員証明およびその他の貿易関係証明については、オンライン発給の対象外とする。 （６）　申請者および代行業者は、オンライン発給を受けようとするとき、またはその代行をしようとするときは、別に定める貿易関係証明オンライン発給サービス利用規約に従うこととする。 附　則 この規程は、令和８年３月 12 日に改正し、令和７年４月１日にさかのぼって施行する。

5. 「職員給与規程」の一部改正

2026年3月12日開催の常議員会に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所＿＿＿＿

旧　条　文	新　条　文
（昇降給の時期） 第７条　職員の昇降給は毎年４月１日に行う。	（昇給の時期） 第７条　職員の昇給は毎年４月１日に行う。
２　職員が現に受けている給料の号給を受けるに至ったときから12ケ月を下らない時間を良好な成績で勤務したときは１号給上位の号給に昇給させることができる。	２　職員の昇給の号給数は、職員の勤務成績に応じて次の各号により決定する。 （１）　勤務成績が特に良好である職員 次に掲げる職員のいずれかに該当するかに応じ、次に定める昇給区分とする。 ア　極めて良好である職員　　６号給 イ　アに掲げる職員以外の職員　　４号給 （２）　勤務成績が良好である職員　　３号級 （３）　勤務成績がやや良好でない職員　２号級 （４）　勤務成績が良好でない職員 １号級もしくは据置
３　職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項　の規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より２号以上上位の号給へ昇給させて支給することができる。	３　削除
４　職員の勤務成績が第２項の規定する期間において良好でない場合、又は会議所の財政状況等によりやむを得ない場合は降給させることができる。	４　削除
別表第１（職員給料表）　（省略）	別表第１（職員給料表）　（省略）
	附　則 （実施の時期） 第３条(給料額)別表１及び第７条(昇給の時期)の改正は、令和８年３月12日に改正し、令和８年４月１日から適用する。

6. 「意見集約会議規程」の廃止

2026年3月12日開催の常議員会に上程、意見の集約機能は部会が担っているという実態に合わせ、規程の廃止を決定した。

(4)規　　則

なし

(5)内　　規

1. 「職員人事考課内規」の一部改正

2025年10月2日開催の正副会頭会議に上程、次の条項改正を決定した。

・変更箇所＿＿＿＿

旧　条　文	新　条　文
４．考課者　（省略）	４．考課者　（省略）
７．昇降給、昇進、降格考課 昇降給、昇進、降格考課とは、各人の業務遂行能力および執務態度に着目し、これが会議所に対する貢献度という観点から、それぞれの職分に要求されている職務遂行し得る能力の保有度合と、業務に取組んでいる姿勢について考課をします。	７．昇降給、昇進、降格考課 昇降給、昇進、降格考課とは、各人の業務遂行能力および執務態度に着目し、これが会議所に対する貢献度という観点から、それぞれの職分に要求されている職務遂行し得る能力の保有度合と、業務に取組んでいる姿勢について考課をします。昇降給、昇進、降格考課は、別表に定めます。
９．考課段階の基準　（省略）	９．考課段階の基準　（省略）
	附　則 この内規の４（考課者）、７（昇降給、昇進、

	旧　条　文	新　条　文
		降格考課）、９（考課段階の基準）の改正は令和７年11月１日から適用する。
(6)要　　綱	1.「会報同封折込サービス取扱要綱」の一部改正 2025年11月4日開催の正副会頭会議に上程、次の条項改正を決定した。 ・変更箇所＿＿＿＿	
	旧　条　文	新　条　文
	第１条　この要綱は、三条商工会議所（以下「当所」という）が発行する会報の同封折込サービス（以下、「同封サービス」という）利用に関し、必要な事項を定めるものとする。	第１条　この要綱は、三条商工会議所（以下「当所」という）が発行する会報の同封折込サービス（以下、「同封サービス」という）及びホームページへのデータWeb掲載サービス（以下、「Web掲載サービス」という）利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
	第２条　省略	第２条　省略
		第３条　Web掲載サービスの利用条件は、次のとおりとする。 （１）　Web掲載サービスの利用申込者は、当所の会費を完納している会員、及び、当所が特別にWeb掲載サービスの利用を認めた、行政機関・公的機関・公的団体に限るものとする。 （２）　Web掲載できるデータの受付基準、免責事項は別表１に定める。 （３）　Web掲載サービス利用申込者は、掲載を希望するデータの内容について、申込時に当所の了解を得るものとする。 （４）　Web掲載可能なデータの形態はＡ４サイズで、１点あたり４ページ以下とする。 （５）　Web掲載サービス利用者は、当所が指定した日までに、その掲載データを当所が指定する場所に納品するものとする。 （６）　Web掲載サービスの利用料金は別表３に定める。 （７）　Web掲載サービス利用者は、Web掲載サービス利用料を当所が指定する期日までに、当所が指定する方法により支払う。
	第３条　この要綱に定めるもののほか、同封サービスの利用に関し必要な事項は別に定める。	第４条　この要綱に定めるもののほか、同封サービス及びWeb掲載サービスの利用に関し必要な事項は別に定める。 別表３ Web掲載サービス料金表 Ａ４サイズ２ページ以内　20,000円(税抜) Ａ４サイズ４ページ以内　30,000円(税抜) 附　則 この要綱の第１条、第３条、第４条、別表３（Web掲載サービス料金表）の改正は、令和７年11月４日から実施する。
	2.「商業近代化推進協議会設置要綱」の廃止 2026年2月5日開催の正副会頭会議に上程、意見のとりまとめ機能は部会が担っているという実態に合わせ、規程の廃止を決定した。	

2．組　　織

(1)会　　員

①会 員 数

区　分	前年度末現在会員数	新規加入者数	退会者数	年度末現在会員数
個　　人	670	21	22	669
法　　人	1,323	21	31	1,313
団　　体	5	0	0	5
合　計	1,998	42	53	1,987

②部　　会

部　会　名	主　な　所　属　業　種	所属部会員数
工　　業	利器工匠具・手道具製造業、金属表面処理業、金属プレス製品製造業 金属工作機械製造業、木製品製造業、プラスチック製品製造業	559
卸　商　業	酒小売業、電気機械器具小売業、呉服・服地小売業、 各種食料品小売業金物卸売業、他に分類されないその他の卸売業	267
建　　設	一般土木建築工事業、建築設計業、一般電気工事業、木造建築工事業	303
飲食・サービス業	一般食堂、料亭、ナイトクラブ、酒場、めん類製造業、美容業食料品製造業、豆腐・油揚製造業、果実卸売業、味噌製造業	269
小　売　商　業	金属加工機械卸売業、鉄鋼卸売業、産業機械器具卸売業、ガソリンスタンド、燃料小売業、建築材料卸売業、塗料卸売業、他に分類されないその他の卸売業・小売業、衣服・身の回り品卸売業	182
専門サービス	税理士事務所、社会保険労務士事務所、受託開発ソフトウェア業、生活関連サービス業、経営コンサルタント業、司法書士事務所	170
自動車関連・運送	自動車小売業、一般貨物自動車運送業、自動車一般整備業	76
金　　融	信用金庫、損害保険代理業、普通銀行、損害保険業、信用協同組合	63
印刷紙器関連	印刷業、洋紙製造業、ダンボール製造業	49
鐵　　鋼	鉄鋼卸売業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ卸売業	49
	合　　計	1,987

③委 員 会

委 員 会 名	主 な 審 議 事 項	委員数
総 務 委 員 会	予算・決算等の会議所財政に関する審議、組織強化のための会員増強等、会議所運営に関する事項(事業計画、予算審議、事業報告、決算審議、会員組織、財政対策、会館運営全般、労働雇用対策、働き方改革など)	10
産業観光委員会	地域の「ものづくり」を未来に繋げるための産業観光に関する事項(意見・要望活動、産業インフラ、対外的 PR など)	18

(2)特定商工業者

[基準日]2025 年 4 月 1 日　(　)内は非会員のうち負担金を納入している数

区　分	特定商工業者数	内　訳	
		会 員 数	非会員数
個　　人	46	18	28(20)
法　　人	1449	974	475(269)
合　計	1,495	992	503(289)

(3)役　　員

①定数及び実数

区　分	定　　数	実　　数
会　　頭	1名	1名
副 会 頭	4名以内	4名
専務理事	1名	1名
常 議 員	35名	35名
監　　事	3名	3名

②正副会頭・専務理事・常議員・監事

役員名	氏　名	企業の名称
会　　頭	兼古耕一	アネックスツール(株)
副会頭	相場亮嗣	相場商事(株)
	金子太一郎	金武(株)
	白倉徳幸	三条信用金庫
	長谷川直哉	(株)マルト長谷川工作所
専務理事	長谷川正実	三条商工会議所
常議員	川﨑雄輔	川﨑(株)
	齋藤孝之輔	(株)齋鐵
	齋藤直人	シマト工業(株)
	渡辺　徹	シンワ測定(株)
	曽根忠幸	(株)タダフサ
	梨本次郎	(株)梨本商店
	五十嵐利行	新潟精機(株)
	野崎喜嗣	(株)野崎プレス
	加藤伸夫	北陸工業(株)
	髙橋竜也	(株)髙儀
	髙波久義	パール金属(株)
	吉井直樹	富士電材(株)
	渡部　宏	(株)ホイストクレーン
	山谷武範	(株)山谷産業
	加藤一芳	加藤商事(株)
	久保克幸	(株)久保組
	永桶俊一	(株)ナガオケ
	本間好夫	本間電機工業(株)
	明田川賢一	(資)越前屋ホテル
	石川友意	(株)三条ロイヤルホテル
	石橋昭尚	(有)二洲楼
	田代徳太郎	(株)マルヨネ
	山崎晃史	(有)かつぼ屋
	金子栄利	たからやフルーツ本店
	山田拓也	(株)ＭＡＳＡＹＡ
	石月良典	税理士法人Pier Tax
	中澤泰二郎	中澤泰二郎法律事務所
	藤田英昭	(株)藤田自動車
	渡邉雅之	マルソー(株)
	清水　修	(株)大光銀行三条支店
	岩橋美穂	(株)第四北越銀行三条支店
	田中範之	中越印刷(株)
	星野里美	富士印刷(株)
	栗山正男	(株)栗山庄之助商店
	外山浩玲	(株)外山精一商店
監　　事	石川勝行	石川公認会計士事務所
	近藤雄介	近藤與助工業(株)
	小柳潤一	三条文化建設(株)

(4)議　　員

①定数及び実数

区　分	定　　数	実　　数
1号議員	55名	55名
2号議員	35名	35名
3号議員	15名	15名
合　計	105名	105名

②１号議員	氏　名	企業の名称	部会名
	相　田　　聡	(株)相田合同工場	工　　業
	相　場　健一郎	相場産業(株)	〃
	能　勢　直　征	(有)永塚製作所	〃
	熊　谷　勇　介	共和工業(株)	〃
	齋　藤　孝之輔	(株)齋鐵	〃
	坂　井　信　行	(株)坂源	〃
	神子島　岩　男	(株)SANKA	〃
	丸　山　正　晴	三条精密工業(株)	〃
	鈴　木　　一	(有)鈴文	〃
	大　沼　直　也	(株)スノーピーク	〃
	小　山　公　一	(株)スリーピークス技研	〃
	小　林　知　行	(株)諏訪田製作所	〃
	髙　橋　暢　雄	(株)髙又製作所	〃
	曽　根　忠　幸	(株)タダフサ	〃
	五十嵐　利　行	新潟精機(株)	〃
	野　崎　喜　嗣	(株)野崎プレス	〃
	清　野　恵　介	(株)野水機械製作所	〃
	日野浦　　司	日野浦刃物工房	〃
	池　上　勝　彦	池上石油(株)	卸　商　業
	加　藤　將　利	角利産業(株)	〃
	外　山　博　康	三恵(株)	〃
	髙　森　啓　太	髙森コーキ(株)	〃
	中　條　克　俊	(株)中條金物	〃
	柄　沢　利　文	(株)ハーモニック	〃
	髙　波　久　義	パール金属(株)	〃
	渡　部　　宏	(株)ホイストクレーン	〃
	山　谷　武　範	(株)山谷産業	〃
	大　方　　一	(株)大方電機	建　　設
	小　柳　大　輔	(有)小柳鐵工	〃
	加　藤　一　芳	加藤商事(株)	〃
	齊　藤　眞　澄	(有)齊藤造園	〃
	谷　川　和　夫	(株)三条金子建設	〃
	船　越　良　則	三条サッシ工業(株)	〃
	外　山　　豊	(株)外山組	〃
	本　間　好　夫	本間電機工業(株)	〃
	明田川　賢　一	(資)越前屋ホテル	飲食・サービス
	白　鳥　　賢	(有)四季の定期便	〃
	村　松　浩太郎	(有)とんかつ三条	〃
	小　山　武　則	日本料理 小山屋	〃
	石　山　早　苗	(有)ピュアシャイニング	〃
	大　竹　栄　夫	丸竹食堂	〃
	田　代　徳太郎	(株)マルヨネ	〃
	山　崎　晃　史	(有)かつぼ屋	小　売　商　業
	鈴　木　　直	(有)スズトー	〃
	星　野　健　司	(株)星野園茶舗	〃
	水　野　一　郎	(株)みずの	〃
	木　村　　譲	(株)アイサポート	専門サービス
	石　月　良　典	税理士法人Pier Tax	〃
	佐　藤　典　保	(株)全研ビルサービス	〃
	中　澤　泰二郎	中澤泰二郎法律事務所	〃
	佐　々　　健	(株)エス．タクシー	自動車関連・運送
	神　田　徳　行	中越交通(株)	〃
	清　水　　修	(株)大光銀行三条支店	金　　融
	田　中　範　之	中越印刷(株)	印刷紙器関連
	栗　山　正　男	(株)栗山庄之助商店	鐵　　鋼

③２号議員

氏　名	企業の名称	部会名
五十嵐　孫　六	五十嵐刃物工業(株)	工　　業
歸　山　泰　政	(株)カエリヤマ	〃
帰　山　隆　司	(株)帰山鍍金工業	〃
坂　田　　匠	(株)サカタ製作所	
齋　藤　直　人	シマト工業(株)	〃
田　中　康　之	(株)田中衡機工業所	〃
石　井　真　人	トップ工業(株)	
中　山　　隆	中山鉄工所	〃
野　崎　喜一郎	(株)野崎製作所	〃
加　藤　伸　夫	北陸工業(株)	〃
福　田　隆　宏	マルナオ(株)	〃
新　保　智　也	江戸川産業(株)	卸　商　業
田　崎　尚　志	セーブ・インダストリー(株)	〃
髙　野　　武	(有)ハインズワーク	〃
吉　井　直　樹	富士電材(株)	〃
涌　井　　敏	(株)ワクイ	〃
石　黒　健　作	(株)石黒板金工業所	建　　設
石　月　英太郎	(有)石月左官工業	〃
齊　藤　　悟	齊藤六左園	〃
永　桶　俊　一	(株)ナガオケ	〃
中　澤　進　一	中進住宅(株)	〃
本　田　芳　久	(有)魚長	飲食・サービス業
大　野　信　一	(有)角屋 餞心亭おゝ乃	〃
石　川　友　意	(株)三条ロイヤルホテル	〃
石　橋　昭　尚	(有)二洲楼	〃
金　子　栄　利	たからやフルーツ本店	小　売　商　業
丸　山　裕　介	フレッシュはな正(株)	〃
山　田　拓　也	(株)ＭＡＳＡＹＡ	〃
榎　本　龍　馬	榎本行政書士事務所	専門サービス
落　合　峰　夫	(株)コンピュータシステム	〃
藤　田　英　昭	(株)藤田自動車	自動車関連・運送
渡　邉　雅　之	マルソー(株)	〃
岩　橋　美　穂	(株)第四北越銀行三条支店	金　　融
星　野　里　美	富士印刷(株)	印刷紙器関連
外　山　浩　玲	(株)外山精一商店	鐵　　鋼

④３号議員

氏　名	企業の名称	部会名
川　﨑　雄　輔	川﨑(株)	工　　業
渡　辺　　徹	シンワ測定(株)	〃
梨　本　次　郎	(株)梨本商店	〃
山　村　興　司	(株)山村製作所	〃
狩　野　　章	(株)狩野久二商店	卸　商　業
髙　橋　竜　也	(株)高儀	〃
久　保　克　幸	(株)久保組	建　　設
熊　倉　高　志	(株)熊倉建築事務所	
野　水　吉　朗	(有)春秋まるい	飲食・サービス業
今　井　　寛	(株)FreeDom Company	小　売　商　業
野　嵜　久　雄	富士教育研究会	専門サービス
石　山　昌　宏	石山自動車(株)	自動車関連・運送
齋　藤　義　勇	新潟縣信用組合三条支店	金　　融
早　川　滝　徳	(株)トキワ印刷	印刷紙器関連
柳　取　崇　之	ヤナドリ鋼鉄(株)	鐵　　鋼

(5)部会長･副部会長

①工業部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	齋　藤　直　人	シマト工業(株)
副部会長	梨　本　次　郎	(株)梨本商店
〃	野　崎　喜　嗣	(株)野崎プレス

②卸商業部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	山　谷　武　範	(株)山谷産業
副部会長	髙　波　久　義	パール金属(株)
〃	吉　井　直　樹	富士電材(株)

③建設部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	久　保　克　幸	(株)久保組
副部会長	加　藤　一　芳	加藤商事(株)
〃	本　間　好　夫	本間電機工業(株)

④飲食･サービス業部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	石　川　友　意	(株)三条ロイヤルホテル
副部会長	明田川　賢　一	(資)越前屋ホテル
〃	石　橋　昭　尚	(有)二洲楼

⑤小売商業部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	金　子　栄　利	たからやフルーツ本店
副部会長	山　崎　晃　史	(有)かつぼ屋
〃	山　田　拓　也	(株)ＭＡＳＡＹＡ

⑥専門サービス部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	中　澤　泰二郎	中澤泰二郎法律事務所
副部会長	木　村　　譲	(株)アイサポート
〃	石　月　良　典	税理士法人Pier Tax

⑦自動車関連･運送部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	藤　田　英　昭	(株)藤田自動車
副部会長	佐　々　　健	(株)エス．タクシー
〃	渡　邉　雅　之	マルソー(株)

⑧金融部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	岩　橋　美　穂	(株)第四北越銀行三条支店
副部会長	清　水　　修	(株)大光銀行三条支店
〃	齋　藤　義　勇	新潟縣信用組合三条支店

⑨印刷紙器関連部会

役　職	氏　名	企業の名称
部　会　長	田　中　範　之	中越印刷(株)
副部会長	早　川　滝　徳	(株)トキワ印刷
〃	星　野　里　美	富士印刷(株)

⑩鐵鋼部会	役　職	氏　名	企業の名称
	部　会　長	外　山　浩　玲	(株)外山精一商店
	副部会長	栗　山　正　男	(株)栗山庄之助商店
	〃	柳　取　崇　之	ヤナドリ鋼鉄(株)

(6)委員長･副委員長

①総務委員会	役　職	氏　名	企業の名称
	委　員　長	齋　藤　直　人	シマト工業(株)
	副委員長	山　谷　武　範	(株)山谷産業
	〃	久　保　克　幸	(株)久保組

②産業観光委員会	役　職	氏　名	企業の名称
	委　員　長	曽　根　忠　幸	(株)タダフサ
	副委員長	山　村　興　司	(株)山村製作所
	〃	博　田　亮　輔	(株)大和土地建物

(7)顧問･相談役･参与	顧　　問	滝　沢　　亮	三条市長
		阿　部　銀次郎	三条市議会議長
		羽二生　良　夫	元三条商工会議所　会頭
		齋　藤　弘　文	元三条商工会議所　会頭
	相　談　役	坂　本　洋　司	元三条商工会議所　副会頭
		山　井　　太	元三条商工会議所　副会頭
		加　藤　敏　敦	元三条商工会議所　副会頭
		本　間　　晃	元三条商工会議所　副会頭
		西　潟　精　一	元三条商工会議所　副会頭
		岡　田　久　徳	元三条商工会議所　副会頭
		野　崎　正　明	前三条商工会議所　副会頭
		齋　藤　一　成	前三条商工会議所　副会頭
	参　　与	大　桃　　満	(株)コロナ
		野　崎　勝　康	(株)野崎プレス
		岡　本　章　文	(株)井関新潟製造所
		新　田　　誠	(株)三條機械製作所
		小　越　憲　泰	(株)ハイサーブウエノ
		歸　山　　肇	(株)カエリヤマ
		捧　　雄一郎	(株)コメリ
		髙　波　久　雄	パール金属(株)
		坂　井　範　夫	(株)坂謙
		柄　沢　憲　司	(株)ハーモニック
		長　岡　信　治	(株)ナガオカ・リコー
		横　田　和　宏	東北電力(株)新潟支店地域共創本部
		吉　津　由　貴	北陸ガス(株)長岡支社三条事務所
		安　達　俊　明	(有)熊倉建設設計事務所
		長谷川　　武	(株)長谷川興産
		樋　口　　勤	(株)オーシャンシステム
		元　川　由　郎	割烹魚もと
		箕　輪　勲　男	(有)ミノワ
		大久保　秀　男	大久保秀男税理士事務所
		落　合　益　夫	(株)コンピュータシステム
		佐　藤　弘　志	(株)全研ビルサービス
		関　根　龍　一	関根税務会計事務所
		引　場　　裕	日本通運(株)新潟支店
		渡　邉　喜　彦	マルソー(株)

		岡　田　大　介	三陸運送(株)
		飯　田　　亨	(株)日本政策金融公庫三条支店
		名　塚　友　章	新潟県信用保証協会県央支店
		光　野　和　宏	アクサ生命保険(株)新潟県央営業所
		西　山　徳　芳	(株)西山カートン
		古　澤　冨　雄	元三条商工会議所 専務理事
(8)そ の 他 **①小規模企業振興委員**	活動休止中		
②小規模事業者経営改善資金審査委員	〔委　　員　　長〕　相場　亮嗣 〔委　　員〕　石橋　昭尚、　吉井　直樹、　石橋千恵子、　野崎　喜嗣		
③経営安定特別相談室構成員	〔商 工 調 停 士〕　相場　亮嗣 〔弁　　護　　士〕　石川　佳代 〔公認会計士、税理士〕　石橋千恵子 〔中小企業診断士〕　土田　正憲		

３．選挙及び選任

(1)議　　員

①第 31 期

A．1 号議員

告　示	選挙人名簿閲覧期間	選挙人名簿確定
2025 年 9 月 8 日	2025 年 9 月 11 日～26 日	2025 年 10 月 3 日

選挙日	選挙の会場	選挙すべき議員数	候補者提出期限
2025 年 10 月 8 日	商工会議所	55 名	2025 年 10 月 3 日

選挙立会人	候補者数	候補者届出の告示	無投票当選者の確定並びに告示
5 名	55 名	2025 年 10 月 3 日	2025 年 10 月 8 日

B．2 号議員

部会名	選任年月日	会議場	出席者数	選任数
工　　業	2025 年 9 月 8 日	商工会議所	8 名	11 名
卸　商　業（旧金物卸、一般卸）	9 月 11 日	商工会議所	15 名	4 名
建　　設	9 月 9 日	商工会議所	15 名	5 名
飲食・サービス業（旧飲食・サービス、食品関連）	9 月 16 日	商工会議所	16 名	4 名
小　売　商　業（旧商業）	8 月 5 日	商工会議所	11 名	3 名
専門サービス（旧諸業）	9 月 16 日	商工会議所	10 名	2 名
自動車関連・運送（旧交通・運輸）	9 月 10 日	商工会議所	9 名	2 名
金　　融	9 月 26 日	商工会議所	9 名	2 名
印刷紙器関連	9 月 16 日	書面決議	－	1 名
鐵　　鋼	8 月 29 日	商工会議所	9 名	1 名

C．3 号議員

選任年月日	会議場	出席者数	選任数
2025 年 10 月 10 日	商工会議所	102 名	15 名

(2)役　　員

[選任年月日]2025 年 10 月 30 日

４．事 務 局

(1)事務局機構

課名･室名	所掌事務の概要
総　務　課	財務・経理、庶務、組織の強化、法定台帳の管理運用、会費・負担金の収納、機器・システム運用・管理、会館施設運用・管理、共済(ひまわり共済、特定退職金共済、アクサ生命保険、日商共済、自動車共済、火災共済、傷害共済)、情報発信(会報発行、HP･SNS管理)、BCP運用管理
企　業　支　援　課	小規模事業者経営改善普及事業、経営発達支援事業、税務・経理指導、記帳継続指導、労務管理・労使関係改善指導、小規模企業振興活動、その他中小企業振興に係る相談・指導等に関する事項、統計調査、日本商工会議所検定、中小企業者の金融相談・斡旋、その他会員サービスの推進に関する事項 産業振興に資する講演会・講習会、産業施策についての建議、見本市・展示会等の開催・出展、貿易取引の振興、商取引に関する照会、企業の経営・技術に関する調査研究、工業所有権・知的財産権の普及・促進、その他産業振興推進

(2)事務局職員

①主な職員

[事務局長]中川恵一郎

②職 員 数

区　分	一般職員	経営指導員	補助員	記帳専任職員	記帳指導職員	臨時･パート	合　計
男	5 名	4 名	0 名	0 名	1 名	0 名	10 名
女	3 名	1 名	2 名	0 名	0 名	2 名	8 名
合　計	8 名	5 名	2 名	0 名	1 名	2 名	18 名

５．庶　　務

(1)文　　書

発　　信	受　　信
282	544

(2)表彰・受賞

①表　　彰

〔永年勤続従業員表彰〕

2025年11月23日・被表彰者数

年数	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55～70	合　計
人数	258	134	161	105	104	59	40	13	3	1	878

②受　　賞

年月日	内　　容
'25.11. 5	【旭日双光章】井上浩一 氏[NA&HR コンサルティング社会保険労務士法人]
12.24	【第7回100年企業顕彰 経済産業大臣賞(地域共栄部門)】(株)マルト長谷川工作所

(3)慶弔・その他

年月日	内　　容
'25. 4.12	(株)ふふふ 韮澤社長ご母堂 告別式
4.13	長井建築店 長井代表ご尊父 告別式
4.15	公認会計士藤田会計事務所 藤田所長 告別式
4.25	ハーヴェスト 土田代表ご母堂 告別式
5. 8	(株)コバヤシ 小林社長ご令室 告別式
5.13	(有)割烹清みず 火災見舞
5.14	白洋舎クリーニング 火災見舞
5.19	五ノ町 小林酒店 小林代表 告別式
5.20	(有)美裕樹プロ バージャックローズ 火災見舞
5.22	モワチエ・モワチエ 岡田代表ご令兄 告別式
6. 2	(有)ピュアシャイニング 火災見舞
6. 8	(有)大桃工務店 大桃社長ご母堂 告別式
6.10	(株)大方電機 大方社長ご尊父 告別式
6.10	小湊配管工業(株) 小湊社長ご母堂 告別式
6.10	アトラス税理士法人 松﨑代表ご母堂 告別式
6.20	(株)竹武 火災見舞
6.26	星野製作所 星野代表 告別式
7.11	日曜から夜ふかし 火災見舞
7.28	(有)吉田製作所 吉田社長ご尊父 告別式
7.28	坂井機工(株) 坂井社長ご尊父 告別式
8. 3	(株)大祐 長谷川社長ご母堂 告別式
8.13	(株)カワセ 中島会長兼社長 告別式
8.23	榎本行政書士事務所 榎本代表ご祖父 告別式
8.27	(有)鈴誠製作所 鈴木社長 告別式
8.28	カットハウス スズキ 鈴木代表ご母堂 告別式
8.29	(株)誠晃社 渡邊社長ご尊父 告別式
8.30	(有)プリントショップスミタ 伊藤社長 告別式
9. 4	新潟精機(株) 五十嵐社長ご尊父 告別式
9. 5	(株)高又製作所 髙橋社長ご母堂 告別式
9. 7	(有)鈴木電気 鈴木社長ご尊父 告別式
9. 9	(有)近藤農具製作所 近藤社長ご母堂 告別式
9.19	(株)サルーン 石丸社長ご尊父 告別式
9.25	三条信用金庫 松田元理事長 告別式
10. 1	三条信用金庫 西潟会長ご母堂 告別式
10. 8	(有)坂井土建 坂井社長ご尊父 告別式
10.12	(有)佐藤ネジ製作所 佐藤社長ご祖母 告別式
10.25	笠原塗装工業 笠原代表 告別式
10.29	三条運輸(株) 真野社長ご母堂 告別式
11. 3	エミテラス(株) 石黒社長 告別式

年月日	内　　容
’25.11. 5	タカハシダイカスト(株) クマ侵入被害
11.12	(株)加藤信次郎商店 加藤社長ご母堂 告別式
11.29	(株)鱧田屋菓子店 芳賀社長 告別式
12. 4	(株)川崎製作所 川崎文子氏 告別式
12. 7	税理士法人三南山口事務所 山口所長ご令室 告別式
12.16	(株)三条モーターステーション 長谷川社長 告別式
12.20	(株)タカノ工業 髙野社長ご母堂 告別式
12.26	きもの結城屋 結城代表 告別式
’26. 1. 7	(株)藤田製作所 藤田社長ご尊父 告別式
1. 9	(株)伊藤製作所 伊藤社長ご尊父 告別式
1.14	(有)川崎塗装 川崎社長 告別式
1.17	(株)髙又製作所 髙橋社長ご尊父 告別式
2. 1	丸山欽治商店 丸山代表ご母堂 告別式
2. 7	つばさ税理士法人 山田所長ご令妹 告別式
2.12	小湊配管工業(株) 小湊社長ご尊父 告別式
2.13	(有)侍 山崎社長ご母堂 告別式
2.16	L&Bヨシダ税理士法人 吉田所長 告別式
2.17	中越金網工業(株) 川瀬社長ご子息 告別式
2.27	安達清税理士事務所 安達所長 告別式
3. 1	(株)三条衛生社 島影社長ご母堂 告別式
3.19	佐藤プレス 佐藤代表ご尊父 告別式
3.21	(株)ワイテーケー工業 吉田社長ご尊父 告別式
3.26	五ノ町 小林酒店 小林代表ご主人 告別式
3.31	JEJアステージ(株)弥彦工場 火災見舞

６．会　　議

(1)議員総会

年月日	議　　題	出席者数	会　場	備　考
'25. 6.26	【通常議員総会】 第32期会頭選任 定款の一部改正 2024(令和6)年度事業報告・収支決算 (監事監査報告)	133名 委任状78名含	餞心亭おゝ乃	何れも原案通り承認
10.30	【臨時議員総会】 定款の一部改正 第32期 副会頭・専務理事の選任同意 第32期 監事・常議員の選任	132名 委任状72名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
'26. 3.17	【通常議員総会】 2026(R8)年度事業計画・収支予算	113名 委任状64名含	燕三条 ﾜｼﾝﾄﾝﾎﾃﾙ	何れも原案通り承認

(2)常議員会

年月日	議　　題	出席者数	会　場	備　考
'25. 5.28	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 第32期役員・議員改選にかかる議員・常議員の各部会割当数 定款・規程の一部改正 2024(R6)年度事業報告・収支決算 通常議員総会 実施計画 三条商工会議所会館 改修工事計画 第42回会頭杯ゴルフ大会の役員選任 2025(R7)年度アクサ生命BWCｷｬﾝﾍﾟｰﾝPart1 実施計画 制度改正対応セミナー 実施計画 国内展示会共同出展事業 実施計画 グループ出展支援事業 実施計画 webサイト活用支援事業 実施計画 VMD(ﾋﾞｼﾞｭｱﾙﾏｰﾁｬﾝﾀﾞｲｼﾞﾝｸﾞ)セミナー 実施計画 燕三条トレードショウ 実施計画 販促ツール活用セミナー 実施計画 三条市立大学学生支援事業 実施計画 2025(R7)年度商工技術・技能振興対策事業 実施計画	53名 委任状22名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
6.23	【臨時常議員会】 第32期会頭選考結果	50名 委任状24名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
7.31	【常議員会】 入会の承認 第32期役員・議員改選日程 2025(R7)年度三条市表彰候補者推薦 テナントの新規入居 第42回会頭杯ゴルフ大会 実施計画 事業継続力強化支援計画に係る認定申請	47名 委任状18名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
9.25	【常議員会】 入会の承認 規程の一部改正 永年勤続従業員表彰 実施計画 特定商工業者調査 実施計画 アクサ生命BWCキャンペーンpart2 実施計画 三条創業スクール 実施計画 三条創業スクールフォローアップセミナー 実施計画 Googleハンズオンセミナー 実施計画 部会・委員会事業 実施計画	42名 委任状15名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認

	年月日	議　　題	出席者数	会　場	備　考
	'25.10.17	【臨時常議員会】 定款の一部改正 第32期 副会頭・専務理事・監事・常議員の選任 第32期 正副委員長並びに委員・顧問・相談役参与の委嘱	44名 委任状18名含	ジオ・ワールド ビップ	何れも原案通り承認
	11.27	【常議員会】 金山神社秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)への協力 前副会頭への感謝の集い 実施計画 事業特別委員の交代 フレッシュ社員ステップアップ研修 実施計画 価格決定・原価計算セミナー 実施計画 制度改正等の課題解決環境整備事業 実施計画 事業環境変化対応型支援事業 実施計画 推し活・スポーツビジネス等新分野開拓事業 実施計画 部会・委員会事業 実施計画	36名 委任状9名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	'26. 1.29	【常議員会】 入会の承認 2026(R8)年度運営方針(案)並びに部会・委員会等事業計画予算(案) 地場産業振興祈願会 実施計画 経営発達支援計画認定申請 人材採用セミナー(働きやすい職場環境推進事業)実施計画 企業内起業セミナー 実施計画 生成AI最新情報提供セミナー 実施計画 納税相談 実施計画 中国経済情勢講演会 実施計画 部会・委員会事業 実施計画	44名 委任状12名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認
	3.12	【常議員会(常議員・参与会)】 入会の承認 2026(R8)年度 事業計画・収支予算(案) 規約・規程・規則の改廃 (R8年度)専門家相談 実施計画 (R8年度)フレッシュ社員研修 実施計画 (R8年度)チームリーダー研修 実施計画 部会・委員会事業 実施計画	52名 委任状12名含	三条商工会議所	何れも原案通り承認

(3)監 事 会

年月日	議　　題	出席者数	会　場	備　考
'25. 5.16	2024(R6)年度事業並びに会計の監査	7名	三条商工会議所	原案通り承認

(4)部　　会

①工業部会

('25.11.1～⑦食品関連部会の一部を統合)

年月日	議　　題	出席者数
'25. 8.26	【正副部会長会議】 高度人材活用事業「ジョブ産屋セミナー」 ブレイクスルーセミナー 第32期議員改選	4名
9. 8	【正副部会長会議】 第32期議員改選	4名
12. 3	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業 2026(R8)年度部会事業立案	10名
12.16	【正副部会長会議】 2026(R8)年度部会事業立案	3名

②金物卸部会 （～ ‘25.10.31）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 9.11	【金物卸部会・一般卸部会 合同正副部会長・議員懇談会】※一般卸部会にも掲載 第 32 期議員改選 2025(R7)年度部会事業	6 名
③一般卸部会 （～ ‘25.10.31）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 9.11	【金物卸部会・一般卸部会 合同正副部会長・議員懇談会】※金物卸部会にも掲載 第 32 期議員改選 2025(R7)年度部会事業	4 名
④卸商業部会 （‘25.11.1～②金物卸部会と③一般卸部会が統合）	年月日	議　　題	出席者数
	’25.11.17	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業 2026(R8)年度部会事業立案	12 名
⑤建設部会	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 4.17	【正副部会長会議】 行政との意見交換会 視察研修会 わくわく建築フェスタ	4 名
	5.27	【第 1 回 部会推進委員会】 行政との意見交換会 視察研修会 わくわく建築フェスタ	21 名
	7. 7	【第 2 回 部会推進委員会】 視察研修会 わくわく建築フェスタ 第 32 期議員改選	17 名
	11.18	【正副部会長・議員・参与 懇談会】 2025(R7)年度部会事業報告 2026(R8)年度部会事業立案	13 名
⑥観光・ サービス業部会 （～ ‘25.10.31）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 8.29	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業 第 32 期議員改選	11 名
⑦食品関連部会 （～ ‘25.10.31）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 5.14	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業	5 名
⑧飲食・ サービス業部会 （‘25.11.1 ～⑥観光・サービス業部会と⑦食品関連部会の一部、⑩諸業部会の一部統合）	年月日	議　　題	出席者数
	’25.12.11	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業報告 2026(R8)年度部会事業立案	10 名
⑨小売商業部会 （～ ‘25.10.31 商業部会）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 4. 8	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業	8 名
	6.17	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業	7 名

	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 8. 5	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業 第 32 期議員改選	7名
	11.21	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業報告 2026(R8)年度部会事業立案	7名
⑩専門サービス部会（～ ‘25.10.31 諸業部会）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 4.16	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業実施内容・方法 今年度部会会議スケジュール	9名
	9.16	【正副部会長・議員懇談会】 第 32 期議員改選 2025(R7)年度部会事業実施内容・方法	7名
	12. 2	【正副部会長・議員懇談会】 2026(R8)年度部会事業立案 次年度会議スケジュールの検討	7名
	’26. 1.27	【正副部会長・議員懇談会】 2026(R8)年度部会事業立案	6名
⑪自動車関連・運送部会（～ ‘25.10.31 交通・運輸部会）	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 9.10	【正副部会長・議員・参与懇談会】 第 32 期議員・役員改選 今後の部会事業	5名
	11.25	【正副部会長・議員・参与懇談会】 2025(R7)年度部会事業報告 2026(R8)年度部会事業立案	6名
⑫金融部会	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 9.26	【正副部会長・議員 書面決議】 第 32 期議員・役員等の改選	4名
	10.15	【正副部会長・議員懇談会】 第 32 期部会議員改選 2025(R7)年度部会事業	4名
	12. 8	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業 2026(R8)年度部会事業	4名
⑬印刷紙器関連部会	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 9.16	【部会事業推進委員会】 第 32 期議員改選	12名
	12.11	【部会推進委員会】 2026(R8)年度事業計画・収支予算案検討 2026(R8)年度会議スケジュール	7名
⑭鐵鋼部会	年月日	議　　題	出席者数
	’25. 4.18	【正副部会長・議員懇談会】 2025(R7)年度部会事業 今年度部会会議スケジュール	5名
	8.29	【正副部会長・議員懇談会】 第 32 期議員改選 2025(R7)年度部会事業	5名
	11.28	【正副部会長会議】 2026(R8)年度部会事業立案 2026(R8)年度会議スケジュール	4名

(5)委 員 会

①総務委員会

年月日	議　　題	出席者数
'25. 5.23	2024(R6)年度事業報告・収支決算 2024(R6)年度会員入退会の動向について 2025(R7)年度総務委員会 事業計画・スケジュール 第42回会頭杯ゴルフ大会 大会役員	11名
8.19	会員拡大について 新入会員交流会について 会員新春の集いアトラクションについて 会館使用状況について	12名
11.17	2026(R8)年会員新春の集い 開催計画について 2026(R8)年度事業計画・予算	12名
12.17	2026(R8)年会員新春の集い運営	12名
'26. 1.29	2026(R8)年会員新春の集い反省事項	12名
3.12	2026(R8)年度事業計画・収支予算(案) 2025(R7)年度会員入退会の動向 2026(R8)年度スケジュール	13名

【第42回会頭杯ゴルフ大会実行委員会】

年月日	議　　題	出席者数
'25. 6. 6	大会実施要項 参加者募集並びに案内方法 賞品寄贈依頼 今後のスケジュール	16名
7.31	参加申込状況 参加賞及び賞品 表彰式・パーティー	18名
8.19	参加状況 競技内容の最終確認 賞品寄贈状況 組合せ	20名
9.25	実績報告 反省事項 次年度開催日・会場	14名

②産業政策委員会
(～ '25.10.31)

実施なし

③地域活性化まちづくり委員会
(～ '25.10.31)

実施なし

④産業観光委員会
('25.11.1～)

年月日	議　　題	出席者数
'25.12. 1	【第1回委員会】 委員会の趣旨・目的	21名
'26. 2.25	【正副委員長拡大会議】 JapanExpo出展PR事業の進捗状況 燕三条DMO	7名

(6)その他の会議

①正副会頭会議

年月日	議　　題	出席者数
'25. 4. 3	正副会頭・専務理事の会議日程調整 国内展示会共同出展事業 実施計画 グループ出展支援事業 実施計画 webサイト活用補助金 実施計画 三条市立大学学生支援事業 実施計画 燕三条トレードショウ 実施計画	5名

	年月日	議　　題	出席者数
		金物卸部会「視察研修事業」実施計画 交通・運輸部会「部会員交流懇談会」実施計画 交通・運輸部会「視察研修会」実施計画 印刷紙器関連部会「視察研修会」実施計画	
	'25. 5.11	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2024(R6)年度事業報告・収支決算 定款・規程の一部改正 三条商工会議所会館 改修工事計画 第 32 期役員・議員改選にかかる議員・常議員の各部会割当数 第 42 回会頭杯ゴルフ大会の役員選任 2025(R7)年度アクサ生命 BWC ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ Part1 実施計画 制度改正対応セミナー 実施計画 5 月常議員会 開催計画 6 月通常議員総会 開催計画 VMD(ﾋﾞｼﾞｭｱﾙﾏｰﾁｬﾝﾀﾞｲｼﾞﾝｸﾞ)セミナー 実施計画 販促ツール活用セミナー 実施計画 2025(R7)年度商工技術・技能振興対策事業 実施計画 建設部会「建設業魅力発信事業～わくわく建築フェスタ～」実施計画	5名
	6. 5	正副会頭・専務理事の会議日程調整 第 42 回会頭杯ゴルフ大会 実施計画 R7(2025)年度三条市表彰候補者推薦	5名
	7. 3	正副会頭・専務理事の会議日程調整 第 32 期役員・議員改選日程 7 月常議員会 開催計画 会館テナントの新規入居 国際情勢理解視察事業（中国広州） 実施計画 県央地区３商工会議所正副会頭会議 実施計画 事業継続力強化支援計画に係る認定申請	5名
	8. 7	正副会頭・専務理事の会議日程調整 R7 年度「永年勤続従業員表彰」実施計画 工業部会「高度人材活用事業」実施計画 建設部会「視察研修会」実施計画 商業部会「視察研修会」実施計画 諸業部会「生成 AI 業務活用セミナー」実施計画 鐵鋼部会「視察研修会」実施計画	4名
	9. 4	正副会頭・専務理事の会議日程調整 定款・規程の一部改正 特定商工業者調査 実施計画 アクサ生命 BWC キャンペーン part2 実施計画 健康経営優良法人 2026 への申請について 9 月常議員会 開催計画 三条創業スクール 実施計画 三条創業スクールフォローアップセミナー 実施計画 Google ハンズオン体験セミナー 実施計画 カーボンニュートラル推進事業 実施計画 食品関連部会「食品関連先端技術視察研修」実施計画 総務委員会「会員拡大」実施計画 総務委員会「新入会員交流会」実施計画	5名
	10. 2	正副会頭・専務理事の会議日程調整 臨時常議員会 開催計画 臨時議員総会 開催計画 フレッシュ社員ステップアップ研修 実施計画 価格決定・原価計算セミナー 実施計画 制度改正等の課題解決環境整備事業 実施計画 工業部会「ブレイクスルーセミナー」実施計画 観光・サービス業部会「食品ロス削減啓発事業」実施計画 観光・サービス業部会「観光取引促進事業」実施計画 諸業部会「事業クロージングセミナー」実施計画	5名

	年月日	議　　題	出席者数
	25.11. 4	正副会頭・専務理事の会議日程調整 規程の一部改正 金山神社秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)への協力 11月常議員会 開催計画 前副会頭への感謝の集い 開催計画 事業環境変化対応型支援事業 実施計画 押し活・スポーツビジネス等新分野開拓事業 実施計画 卸商業部会「経営力向上研修会」実施計画 金融部会「日本銀行新潟支店長講演会」実施計画	5名
	11.21	【正副会頭・専務理事会議】 正副会頭・専務理事の役割担当・委員委嘱、今後の日程等	6名
	12. 4	正副会頭・専務理事の会議日程調整 総務委員会「2026年会員新春の集い」実施計画 人材採用セミナー(働きやすい職場環境推進事業) 実施計画 企業内起業セミナー 実施計画 経営発達支援計画 認定申請	5名
	'26. 1. 8	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2026運営方針(案)並びに部会・委員会等事業計画予算(案) 2026(R8)年度 当所年間スケジュール 顧問・相談役会議 実施計画 地場産業振興祈願会 実施計画 当所事務受託団体2026(R8)～2028(R10)年度事務受託料 １月常議員会 実施計画 中国経済情勢講演会 実施計画 納税相談 実施計画 生成AI最新情報提供セミナー 実施計画 金融部会「視察研修会」実施計画	6名
	2. 5	正副会頭・専務理事の会議日程調整 規程・要綱の廃止 規約の一部改正・制定、規程の一部改正 (R8年度)フレッシュ社員研修 実施計画 (R8年度)チームリーダー研修 実施計画 専門サービス部会「カスハラ対策セミナー」実施計画 金融部会「時局講演会」実施計画 三条商工会議所のパートナーシップ構築宣言申請	5名
	3. 5	正副会頭・専務理事の会議日程調整 2026(R8)年度の収支予算案 規程の一部改正 3月常議員会 開催計画 3月通常議員総会 開催計画 (R8年度)専門家相談 実施計画 (R8年度)卸商業部会「部会員交流会」実施計画	5名

②顧問･相談役会議	年月日	議　　題	出席者数
	'26. 2. 9	2026年度 事業計画並びに収支予算(案)	13名

③県央地区 3商工会議所関連	年月日	議　　題	出席者数
	'25. 4.17	【業務連絡会議】(主管：加茂商工会議所) 令和７年度の合同開催事業 各会議所の本年度の主な業務 4月以降の人事異動	当所出席者 2名
	6. 4	【共済事業推進会議】(主管：燕商工会議所) ベストウィズキャンペーンの取組 各商工会議所共催事業の取組	当所出席者 3名
	7. 4	【正副会頭会議】(主管：三条商工会議所) 各商工会議所の地域経済状況	当所出席者 7名

7．事　　業

(1)各種事業活動

①観光事業

名　称	年月日	内　　容	観覧者
三条市合併20周年記念	‘25. 7.25	[1日目]凧と凧ばやし踊り、市民民謡踊り流し	9,000名
第21回三条夏まつり	26	[2日目]大花火大会	60,000名

(2)意見活動

年月日	内　　容	要望先
‘26. 3.25	「三条市道の駅移転及び八十里越交流拠点エリア整備事業」にかかる地元企業への優先発注に関する要望書	滝沢三条市長

(3)調査･研究

調査名	内　　容
中小企業景況調査	当所地域事業所400社を対象に年4回調査、その内40社のデータを日商へ報告
LOBO(早期景気観測)調査	各地商工会議所のネットワークを活用し、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」や「直面する経営課題」(採用、設備投資、賃金動向等)を全国ベースで毎月調査し、その集計結果を当所会報に公表。 〔調査対象事業所数〕6社(R7.10月まで)、5社(R7.11月より)

(4)広　　報

①定期刊行物

会報(毎月25日発行)	当所ホームページに掲載するとともにメール配信により周知 (’25.10.25号までは1回あたり2,400部発行・送付)

②不定期刊行物

ホームページによる情報発信	当所主催のセミナー・講演会、支援事業等の周知、参加募集 各種検定試験、各種証明、共済等の案内 会員事業所情報検索サイト「ザ・ビジネスモール」への誘導 関係団体の周知依頼情報
燕三条地域企業向け研修ガイドブック	2025年度版 2,400部

(5)証明･鑑定･検査

①貿易関係証明

〔月別発給証明〕

内容／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	‘26/1	2	3	合計
輸出原産地証明	10	6	5	20	11	5	13	5	7	2	6	9	99
その他の貿易証明	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5
合計	13	6	5	21	11	5	13	5	7	2	6	10	104

〔国・地域別、品目別発給件数(原産地証明)〕

地名／品名	作業工具	利工具	測定器具	食品	機械･部品	台所用品･雑貨	鋼材	理美容品	アウトドア用品	園芸用品	その他の証明	合計
ベトナム	1	0	11	0	0	0	6	0	0	0	1	19
中国	0	2	0	0	10	3	1	0	0	0	0	16
香港	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
台湾	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	11
ドイツ	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
韓国	0	0	4	0	0	0	0	3	0	0	1	8
ロシア	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
イギリス	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
インド	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
オランダ	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
クェート	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2

地名／品名	作業工具	利工具	測定器具	食品	機械・部品	台所用品・雑貨	鋼材	理美容品	アウトドア用品	園芸用品	その他の証明	合計
アメリカ	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
アラブ首長国連邦	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ウクライナ	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
オーストラリア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
オーストリア	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
サウジアラビア	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
トルコ	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
フランス	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
ブルネイ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
ラトビア	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(6)信用調査

①企業情報サポート事業

	企業情報	企業ダイジェスト	財務情報	企業信用調査	合計
件　数	5	0	0	0	5

(7)各種行事

①部　　会

A．工業部会（ '25.11.1～F.食品関連部会の一部を統合）

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
高度人材活用事業	'25. 9.17	〔テーマ〕予測不可能な時代で人材不足への対策を知る！～ジョブ産屋に学ぶ人材確保の手法～ 〔講　師〕産業雇用安定センター 参与 高久健一 氏	7名
ブレイクスルーセミナー	11.27	〔テーマ〕年収の9割は声で決まる！なぜ「一流の人」は、みんな「いい声」をしているのか？ 〔講　師〕(株)エデュビジョン 代表 秋竹朋子 氏	26名

B．金物卸部会(～ '25.10.31)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
視察研修会	'25. 6.18 ～19	〔内　容〕先進的な流通システム、社内システム視察 〔視察先〕大阪関西万博、千日前道具屋筋商店街	9名

C．一般卸部会（～ '25.10.31)

実施事業なし

D．卸商業部会('25.11.1～B.金物卸部会とC.一般卸部会が統合)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
経営力向上研修会 戦略MG研修	'26. 2.19	参加者のマネジメント能力向上を目的にMG(マネジメントゲーム)研修を実施 〔講　師〕ファーストペンギン(株) 代表取締役社長 加藤慎一朗 氏	8名

E．建設部会

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
行政との意見交換会	'25. 7. 7	〔テーマ〕三条市の建設行政 〔講　師〕三条市長 滝沢亮 氏	14名
視察研修会	10.16	〔視察先〕魚沼の里、金城山雲洞庵への視察(魚沼市)	12名

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
わくわく建設フェスタ	10.26	〔内　容〕 ①三条市建設業協会「ショベルカー体験」 ②三条加茂電気工事協同組合「高所作業車試乗体験」 ③三条管工事業協同組合「塩ビ管で作る水鉄砲・バルブ操作ゲームに挑戦＆漏水緊急修理」 ④三条造園建設業協会「流木ストーンアート」 ⑤三条市建築組合「模擬上棟式・親子木工教室」 〔会　場〕三条市水防学習館、ミズベリング三条	従事者72名 来場者数 約600名

F．食品関連部会(～ ‘25.10.31)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
部会員交流懇談会	‘25. 4.17	〔内　容〕部会員同士の情報交換・親睦のための懇談	7名
先端技術視察研修	11.18 ～19	〔視察先〕東京海洋大学吉崎研究室(東京都港区) ユニテックフーズ(株)(東京都中央区)	9名

G．飲食･サービス業部会(～ ‘25.10.31 観光・サービス業部会。 ‘25.11.1～F.食品関連部会の一部、諸業部会の一部を統合)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
旅行社×行政×地場のお店意見交換会	‘25.11.12	〔テーマ〕ツアー作成時の選定ポイント及びツール 〔講　師〕(株)JTB新潟支社 野々部研史 氏 〔テーマ〕観光施策の取り組みと方向性 〔講　師〕三条市 営業戦略室次長 前山直人 氏	16名
食品ロス削減啓発事業	12. 1	〔使用開始〕2025年12月1日 〔周知方法〕三条新聞への広告掲載：12月19日 〔制 作 物〕A3ポスター：300枚、卓上POP：1,000部 〔配布枚数〕ポスター：153枚、卓上POP：531部	部会の飲食業180者 市内飲食関連8組合

H．小売商業部会(～ ‘25.10.31 商業部会)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
マーケティングセミナー	‘25. 7.10 9.11	〔テーマ〕売上は上がらないのではない。自ら止めているだけ。～業績アップだけじゃない。後継者に引き渡しやすくもできる６つのポイント～（全２回） 〔講　師〕お米デザイン(株) 代表取締役 葉葺正幸 氏	第1回44名 第2回25名
視察研修会	10. 7 ～ 8	〔視察先〕SHOZO黒磯本店、Chus、 道の駅明治の森黒磯、那須千本松牧場 (栃木県那須塩原市)	7名
にぎわい創造事業		三条市内のお店同士・商店街で開催するイベントや企画に補助を行うことでにぎわいを創出する。	来場者数
	9.14	三条マルシェ in 東三条商店街	17,000名
	12.24～25	一ノ木戸商店街 CHRISTMASMARKET	400名

I．専門サービス部会(～ ‘25.10.31 諸業部会)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
生成AI業務活用セミナー	‘25.10. 7	〔テーマ〕生成AIを業務に活用するために必要なこととは 〔講　師〕(株)アイサポート 代表取締役 木村譲 氏	48名
事業クロージングセミナー	11.11	〔内　容〕中小企業活性化協議会の活動 中小企業活性化協議会での廃業支援事例 〔講　師〕新潟県中小企業活性化協議会 弁護士 吉川恵理子 氏	21名

J．自動車関連・運送部会(～ ‘25.10.31 交通・運輸部会)

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
部会懇談会	‘25. 6. 3	〔テーマ〕自社の経営課題、 三条市の道路状況	12名
視察研修会	9. 5 ～ 6	〔視察先〕岩谷産業(株)中央研究所(兵庫県尼崎市)、 関西・大阪万博(大阪府大阪市夢洲)	16名

K．金融部会

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
日本銀行新潟支店長講演会	‘25.12.22	〔テーマ〕日本及び新潟縣経済の現状と課題 〔講　師〕日本銀行新潟支店 支店長 平形尚久 氏	会場45名 Zoom8名
視察研修会	‘26. 2. 4	〔視察先〕(公財)渋沢栄一記念財団「渋沢史料館」、 東京インターナショナル・ギフトショー春2026（東京ビッグサイト）、 森ビルデジタルアートミュージアム	13名
時局講演会	3. 6	〔テーマ〕2026年の金融市場動向～正念場を迎える日米経済と金融業界の今後～ 〔講　師〕ピクテ・ジャパン(株) シニア・フェロー 大槻奈那 氏	会場42名 Zoom10名

L．印刷紙器関連部会

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
視察研修会	‘25. 6.13	〔視察先〕大川印刷(株)(神奈川県横浜市戸塚区)	7名

M．鐵鋼部会

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
視察研修会	‘25. 9.18 ～19	〔内　容〕国内産業を取り巻く状況の見識を拡げる 〔視察先〕(株)アマダグローバルイノベーションセンター（神奈川県伊勢原市) 日鉄ステンレス鋼管(株)湘南工場（神奈川県藤沢市)	10名

②委 員 会

A．総務委員会

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
第42回会頭杯ゴルフ大会	’25. 9.13	会員事業所相互の親睦事業	222名
新入会員交流会	9.25	〔対　象〕2020年4月以降の新入会員 出席会員の自社PR、会議所活動の紹介と各種行事への積極的な参加を呼び掛けた。	30名
2026年会員新春の集い	’26. 1.15	会員相集い新春を寿ぐとともに、会員相互の親睦を深めた。	341名 (来賓25名含)

B．産業政策委員会(～ ‘25.10.31)
実施事業なし

C．地域活性化まちづくり委員会(～ ‘25.10.31)
実施事業なし

D．産業観光委員会(‘25.11.1～)
実施事業なし

③その他

A．IT 化推進事業

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
ビジネス認証サービス斡旋事業	通　年	電子証明書購入取次	2 件
商工会議所 DX 化事業	通　年	生産性向上のための IT ツール研究・活用	―

B．経営発達支援計画事業

管内の産業の中核を成すものづくり産業をはじめとした小規模事業者に対し、創業期から事業承継期に至るまで要所に合わせた伴走型支援に取り組み、管内小規模事業者の持続的発展と地域経済の活性化、産業基盤の安定化を図ることを目的に計画を策定。2021 年 3 月 26 日付で経済産業大臣による認定を受け、本計画に基づき、小規模事業者への支援を行った。

〔認 定 日〕2021 年 3 月 26 日

〔実施期間〕2021 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

〔内　　容〕経営発達支援計画で取り組む項目は以下の通り。

1. 地域の経済動向調査に関すること
 - ・中小企業景況調査、LOBO調査(P42)
2. 需要動向調査に関すること
 - ・販路開拓事業(P46)
3. 経営状況の分析に関すること
 - ・巡回･窓口相談による指導(P50)
 - ・記帳継続指導(P53)
 - ・燕三条研修ガイドブック作成(P42)
 - ・エキスパートバンク(P50)
4. 事業計画策定支援に関すること
 - ・巡回･窓口相談による指導(P50)
 - ・補助金申請(P53)
 - ・エキスパートバンク(P50)
 - ・専門相談員による定例窓口相談(P50)
 - ・創業支援事業(P51)
 - ・事業承継支援事業(P52)
5. 事業計画策定後の実施支援に関すること
 - ・巡回･窓口相談による指導(P50)
 - ・補助金申請(P53)
 - ・エキスパートバンク(P50)
 - ・専門相談員による定例窓口相談(P50)
 - ・創業支援事業(P51)
 - ・事業承継支援事業(P52)
6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること
 - ・販路開拓事業(P46)

C．三条市事業所支援ネットワーク「IPPE UP」の開設

①相談窓口の開設

当所と三条市、三条信用金庫、(株)日本政策金融公庫三条支店、新潟県信用保証協会が連携し、事業所の経営(創業、事業承継、経営一般等)に関する総合相談窓口を当所内に開設。
(相談件数は、P50 巡回・窓口相談による指導を参照)

②WEB セミナーの実施

市内事業所の研修機会の創出のため、無料で自由に視聴できるＷＥＢセミナーを当所ＨＰからネット配信。

〔セミナー提供期間〕2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

〔セミナー視聴数〕19 社 69 回

D．販路開拓支援事業

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
インバウンド向けグッズ EXPO への共同小間出展	'25. 7. 2 ～ 4	〔会　　場〕東京ビッグサイト東展示棟 〔来場者数〕34,042 名	出展 4 社
燕三条トレードショウ	9.25 ～26	〔会　　場〕燕三条地場産業振興センター 〔主　　催〕燕三条トレードショウ実行委員会 〔来場者数〕1,761 名	出展 95 社 (うち三条側 26 社)
グループ出展支援事業	通年	〔出展展示会〕 2025JAPANHOBBYSHOW 第 19 回国際ガーデン&アウトドア EXPO EXTRAPREVIEW#32 H.C.R2025 第 52 回国際福祉機器展 第 25 回 JAPAN ドラッグストアショー AGRIEXPO 新潟 2026 厨房設備機器展 2026	7 グループ 21 事業所

E．研修会・セミナー

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
フレッシュ社員研修会	‘25. 4. 2 ～ 3	〔テーマ〕新入社員に最低限度身に付けて欲しい事柄、ビジネスマナー、電話応対 他 〔講　師〕アステル・メグルラボ 代表 小田芽久美 氏 〔共　催〕(協)三条工業会	52名
チームリーダー研修	4.22 6. 5	〔テーマ〕EQ(感情知能)を活用した自己理解とコミュニケーション、関係性構築 〔講　師〕アステル・メグルラボ 代表 小田芽久美 氏	28名
制度改正対応セミナー	6. 3	〔テーマ〕基本から最新情報までわかる！助成金・補助金活用セミナー 〔講　師〕NA&HR コンサルティング社会保険労務士法人 代表社員　井上智玄 氏	13名
販促ツールセミナー	6.23 7. 7	〔内　容〕無料のオンラインデザインツール「Canva」を使って自社の販促ツール制作を体験 〔講　師〕グローカルマーケティング(株) かんのゆうき 氏	各日とも 19名
VMD(ビジュアルマーチャンダイジング)セミナー	9.16 9.30 11.19	〔内　容〕売れる店舗づくりのポイント ディスプレイづくり実演 〔講　師〕グローカルマーケティング(株) かんのゆうき 氏 〔訪問指導〕希望事業者に店舗陳列改善指導を実施	12名 11名 1社
フレッシュ社員 フォローアップ研修会	10.10	〔テーマ〕仕事におけるタイムマネジメント他 〔講　師〕アステル・メグルラボ 代表 小田芽久美 氏	18名
Google ハンズオン体験セミナー	11.11	〔テーマ〕9割の人が知らないGoogleの使い方、教えます～chromebook体験､Googleアプリを組み合わせて成果を10倍にする仕事術 〔講　師〕イーディーエル(株) トレーナー統括 島袋海 氏	32名
価格決定・原価計算セミナー	11.13 11.25	〔テーマ〕物価高騰に勝つ！利益を生む値決めと値上げのやり方徹底解説 〔講　師〕ひらの経営支援事務所 代表 平野康晴 氏 〔講義内容の動画公開〕 公開期間2025年12月18日～2026年1月18日	18名 動画閲覧 144回
推し活マーケティングセミナー	12.10	〔内　容〕推し活を自社の商品・サービスに取り入れるための注意点、売上増加のポイントなどについて講演 〔講　師〕(株)Oshicoco 代表取締役 多田夏帆 氏	24名
人材採用セミナー	‘26. 1.26	〔テーマ〕もう採用には困らない！若手採用の成功法則 〔講　師〕(株)ユウミ 代表取締役 小口正史 氏	21名
フレッシュ社員 ステップアップ研修会	2. 4	〔テーマ〕EQ(感情知能)を活用し、自分のコミュニケーションの傾向把握、フォロー力の強化 〔講　師〕アステル・メグルラボ 代表 小田芽久美 氏	17名
生成AI最新情報セミナー	2.10	〔テーマ〕生成AIがもたらすインパクトと業務実装にむけた実践アプローチ 〔講　師〕(株)NTTデータ 流通・小売り事業部 課長代理 道下良司 氏	71名
企業内起業セミナー	2.20 2.26	〔テーマ〕「新規事業創出セミナー」一本足打法からの脱却！本業の強みを活かした“第2の柱づくりセミナー” 〔講　師〕インターウォーズ(株) インキュベーションコンサルタント 菅野悠 氏 (株)JTBビジネスソリューション事業本部 インターウォーズ(株) 執行役員 野村健児 氏 〔ゲストスピーカー〕 (株)IPS PLIERS 代表取締役 内山航洋 氏 (株)アベキン 代表取締役 阿部隆樹 氏	会場2名 Zoom15名

Ｆ．その他の産業振興対策事業

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
Web サイト活用支援補助金	‘25. 5. 8 ～ 6.27	販路開拓活動や人材採用が円滑に行われるよう、ホームページ及び企業紹介動画の制作を支援し、対外的な認知度や信頼度の向上に繋げた。 〔活用種類〕 HP 改修 15 社、HP 新設 3 社、採用動画制作 1 社	19 社

Ｇ．三条市立大学関係

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
三条市立大学 Presidential Lecture Series	’25.10.27	〔テーマ〕国際的共創のための生涯デザイン教育 〔講　師〕SXD.Lab(感覚体験デザイン研究所) 代表、 レッドドットデザイン賞審査員、 エストニア芸術大学、 シンガポール芸術大学、 三条市立大学 客員教授 阿部雅世 氏	78 名
	11.20	〔テーマ〕IT 業界の歴史と AI の現状 〔講　師〕(株)アナザーウエア 代表取締役社長、 (株)情創 代表取締役会長 鈴木晶 氏 (株)情創 代表取締役社長 富樫和弘 氏	65 名
	12. 2	〔テーマ〕Transformation:生成系 AI で仕事を革新させる 〔講　師〕日本マイクロソフト(株) 執行役員 常務 最高技術責任者 野嵜弘倫 氏	121 名
三条市立大学 知的ものづくりセミナー	7.24	〔テーマ〕その商品、他の業界でも求められてます ～製造業のための市場開拓マーケティング 〔講　師〕三条市立大学 教授 國村太亮 氏	66 名
	8.26	〔テーマ〕超伝導で役立つ数学 〔講　師〕三条市立大学 教授 渡辺秀司 氏	45 名
	10. 4	〔テーマ〕地域志向の実践型課題解決研究 〔講　師〕三条市立大学 教授 稲川直裕 氏	47 名
三条市立大学学生支援	10. 1 ～ ‘26. 2.28	資格試験の受験料、三条市立大学が推奨・実施する資格試験の対策講座の受講料の一部を補助 (学生 1 人 3 回まで申請可能) 〔申請内容〕3 資格、1 対策講座 3 次元 CAD 利用技術者試験対策講座受講：9 件 TOEIC：23 件 3 次元 CAD 利用技術者試験：67 件 IT パスポート：2 件 (1 年 12 件、2 年 35 件、3 年 44 件、4 年 10 件)	101 件

Ｈ．物価高騰対策事業

物価・エネルギー価格高騰の影響を受ける事業者に対する各種支援策を実施。

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
「新潟県新事業チャレンジ支援事業補助金」「新潟県ビジネス変革応援補助金」申請支援・事業実施支援	‘25. 4.21 ～11.25	円安や原油高、材料費高騰等の影響を踏まえ、中小企業等が経済社会活動の変化に対応するために行う新たな商品開発やサービスの提供等の前向きなチャレンジ及び中小企業等が産業構造・経済社会活動の変化に対応するために行う DX や省人化・省力化、事業再構築に向けた取組を支援する新潟県の補助金について、事業者の申請支援や書類受付、事業実施に係る支援等を実施。 〔新事業チャレンジ補助金第 1 回〕 公募期間：2025 年 4 月 21 日～6 月 13 日 申請：25 社、採択：18 社 〔ビジネス変革応援補助金第 1 回〕 公募期間：2025 年 10 月 22 日～11 月 25 日 申請：3 社、採択：3 社	申請 28 社 採択 21 社

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
新潟県「消費喚起・需要拡大プロジェクト応援事業」「にいがた経済好循環推進事業」申請支援・事業実施支援	'25. 3. 7 ～11.21	物価高騰等の影響により、県内経済は依然として一部では厳しい状況にあることから、県内の事業者等で構成する団体による消費喚起や需要拡大に資する取組を支援する新潟県の補助金について、団体の申請支援や書類受付、事業実施に係る支援等を実施。 〔消費喚起・需要拡大プロジェクト応援事業〕 公募期間：2025年3月7日～4月28日 申請：7団体、採択：3団体 〔にいがた経済好循環推進事業〕 公募期間：2025年10月23日～11月21日 申請：1団体、採択：1団体	申請8団体 採択4団体

Ⅰ．国際情勢理解視察事業

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
国際情勢理解視察事業（中国広州）	'25.10.20 ～24	〔視察先〕日系企業2社（瀬良、アイシン）、無人自動運転タクシー、美肌、厨房用品市場 在広州日本国総領事館の貴島総領事が同行	7名

Ｊ．国際情勢理解セミナー

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
国際情勢理解セミナー	'26. 2.16	〔テーマ〕「中国経済情勢講演会」 〔講　師〕在広州日本国総領事館 総領事 貴島 善子 氏	63名

Ｋ．三条商工会議所青年部活動への支援

次代を担う青年経済人の人材育成の場、産業人としての資質向上の場である青年部の活動を支援するため、活動費の一部を補助。三条商工会議所青年部の会員数等は以下の通り。

前年度末会員数	新規入会者数	退会者数	卒業生数	年度末会員数
76	14	5	15	70

Ｌ．三条商工会議所女性会活動への支援

女性ならではの研修事業や交流事業を通じて地域経済の発展に寄与することを目的に2024年4月設立。この活動を支援するため活動費の一部を補助。三条商工会議所女性会の会員数は以下の通り。

前年度末会員数	新規入会者数	退会者数	年度末会員数
22	**2**	**0**	**24**

(8)技術・技能の普及検定

①検定・競技会

【簿記検定：統一試験】〔試験会場：三条商工会議所〕　　（申込者数）

回次	年月日	1級	2級	3級
第170回	'25. 6.18	8名	13名	22名
第171回	11.16	7名	6名	19名
第172回	'26. 2.22	－	10名	16名

名　　称	年月日	参加者数
第79回新潟県珠算選手権大会	'25. 5.11	10名
第78回新潟県珠算競技大会	11.24	20名

(9)取引紹介

①国内取引

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'26/1	2	3	合計
件　数	1	1	4	2	4	6	4	2	1	4	3	5	37

(10)相談、指導、斡旋等

①雇用対策事業

名　　称	年月日	内　　容	参加者数
新規高等学校卒業予定者求人申込説明会 (各企業との名刺交換会)	‘25. 5.16	令和７年３月新規学校卒業者の就職状況と令和８年３月新規学校卒業者求人の申込手続きの説明 企業と高等学校進路指導担当教員との名刺交換会 〔会　場〕三条商工会議所	企業144社 学校16校
新規高等学校卒業予定者企業説明会	7.10	令和８年３月新規高等学校卒業予定者を対象とした企業求人説明会 〔会　場〕燕三条地場産業振興センター	企業111社 生徒209名
新規高等学校卒業予定者公正採用選考研修会	9. 5	令和８年３月新規高等学校卒業予定者に対して求人申込をした企業等へ、選考にあたっての留意事項を説明 〔会　場〕三条商工会議所	企業85社
県央地区就職ガイダンス (合同企業説明会)	‘26. 3. 6	大学等の在学生及び既卒３年以内の者を対象とした就職ガイダンス 〔会　場〕燕三条地場産業振興センター	企業50社 学生25名

②エキスパートバンク事業

２件(指導実施回数２回)

③新潟県建設業経営相談等支援事業

０件(指導実施回数０回)

(11)経営改善普及事業

①指導･相談･支援

Ａ．経営指導員の指導

	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	民法	その他	合計
巡回	12	82	4	41	5	3	1	0	0	3	151件
窓口	121	188	19	55	16	4	4	0	0	1	408件
創業支援	2	40	0	4	1	0	0	0	0	0	47件

Ｂ．講習会等の開催による指導

区　分		経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	合計
集団	回数	1	6	3	0	1	1	0	0	0	12回
指導	人数	7	79	71	0	24	10	0	0	0	191人
個別	回数	0	7	0	1	13	2	0	0	0	23回
指導	人数	0	4	0	6	25	1	0	0	0	36人

Ｃ．専門相談員による定例窓口相談

＜定例＞

名　称	開催日	相談員	相談者数
貿易相談	随時受付	ジェトロ新潟貿易情報センター職員	0名
資金繰り相談	随時受付	(株)日本政策金融金庫三条支店職員	6名
税務・消費税対策相談	毎月７日	税理士 落合孝夫 氏	12名
法律相談	毎月第３水曜	弁護士 石川佳代 氏	10名
労務相談	随時受付	社会保険労務士	2名
行政書士相談	随時受付	行政書士	0名
事業承継相談	毎月第３水曜	SMEC コンサルタンツ(株)	0名
Ｍ＆Ａ相談	毎月第２水曜	(株)新潟事業承継パートナー	0名
ＢＣＰ相談	随時受付	東京海上日動火災保険(株)新潟支店長岡支社職員	0名

＜確定申告期間＞

名　称	開催日	相談員	相談者数
納税相談 (共催：三条青色申告会)	‘26. 2.27 3. 3	関東信越税理士会三条支部派遣税理士６名	15名 2名

D．知財駆け込み寺

①業種別相談件数

業種／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'26/1	2	3	合計
製造業	1	3	0	1	2	1	1	2	1	1	0	2	15件
建設業	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	2件
運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
卸売業	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	4件
小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
サービス業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1件
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1件
合計	2	4	0	1	3	2	1	3	2	2	0	3	23件

②相談内容･内訳(重複相談あり)

業種／月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	'26/1	2	3	合計
発明、アイデアの権利化	1	2	0	1	0	1	0	2	0	1	0	2	10件
デザイン・意匠の権利化	1	3	0	1	1	2	0	1	0	1	0	3	13件
商標、ブランドの権利化	0	1	0	0	1	0	0	1	0	2	0	1	6件
特許情報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
産業財産権のライセンス、共同研究、技術提携	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2件
産業財産権の侵害	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	5件
外国での産業財産権の取得、模倣品・海賊版	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1件
著作権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
製造ノウハウ等営業秘密	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1件
経営に知財を生かす等知財戦略	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2件
社内の人材育成・講習会等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0件
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1件
合計	4	7	0	2	4	3	1	6	2	6	0	6	41件

E．創業支援事業

①(公財)にいがた産業創造機構 令和７年度 起業チャレンジ応援事業

県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する起業の支援を目的に、新規創業に必要な経費について 200 万円(補助率 1/2)を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。

〔確認書発給〕０件

②(公財)にいがた産業創造機構 令和７年度 U・Iターン創業応援事業

県内へのU・Iターンによる移住・定住及び地域課題や社会課題の解決に資する事業に関する創業を促進し、人口増加や雇用環境の改善、地域経済の活性化を図るため、新規創業に必要な経費について、200 万円(補助率 1/2)を上限に助成する事業。商工会議所の経営指導員が申請書類を確認し、確認書を発行。

〔確認書発給〕１件

③三条創業スクールの実施（主催：三条商工会議所、共催：三条信用金庫、後援：三条市）

創業予定者、創業して間もない方、第二創業・企業内起業を考えている方などを対象に、事業を継続する上で必要な知識・ノウハウに関する研修を実施。座学や視察、人脈形成の交流会を行ったほか、ビジネスプランの個別添削を実施。

＜プレセミナー＞

〔時　間〕19 時 00 分～21 時 00 分

〔会　場〕三条商工会議所・Ｚoom

〔講　師〕

１日目　ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役・中小企業診断士 渋谷雄大 氏

２日目　ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 露英一 氏

名称	年月日	テーマ	参加者数
１日目	'25.11.21	誰でも創業　失敗する人と成功する人の違い	会場 10 名 Ｚoom10 名
２日目	11.28	発想力を刺激する起業アイデア発見セミナー	会場８名 Ｚoom12 名

＜本講座＞
〔時　間〕13時00分～17時00分
〔会　場〕三条商工会議所・三条信用金庫研修所・三条ものづくり学校・Ｚoom
〔講　師〕
第1講　ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 露英一 氏
第2・6講　ジャイロ総合コンサルティング(株) 代表取締役・中小企業診断士 渋谷雄大 氏
第3講・特別講座　ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 伊東裕司 氏
第4講・特別講座　ジャイロ総合コンサルティング(株) コンサルタント 大岩貴文 氏

名称	年月日	テーマ	参加者数
第1講	'25.12.13	だれでも起業時代の失敗しない起業ルール ビジネスモデル策定とビジネスプラン作成	会場14名 Ｚoom10名
第2講	12.20	あなたの夢を儲かるビジネスに変える！～アイデア発想からビジネスモデル化～ ビジネスプラン作成に向けて①	会場13名 Ｚoom 1名
第3講	'26. 1.17	小さくはじめるマーケティング戦略 ビジネスプラン作成に向けて②	会場 7名 Ｚoom17名
第4講	1.24	起業3年目までの儲かるお金の話～資金・利益～ 創業期の人材採用と人材育成	会場10名 Ｚoom14名
第5講	1.31	先輩創業者の店舗視察(視察先：(株)帝樹園庭正) 金融相談会(市内金融機関7社の相談会)	会場10名
特別講座	2. 7	創業計画書作成相談会	会場 5名 Ｚoom 2名
第6講	2.14	ビジネスプランの発表に向けて ビジネスプランの発表	会場 9名 Ｚoom15名

Ｆ．事業承継支援加速化事業：(公財)にいがた産業創造機構

初期対応支援	3件
事業承継計画書策定支援	0件
センターとの連携強化支援	0件
セミナー等開催支援	1件

Ｇ．制度改正等の課題解決環境整備事業費補助金(日本商工会議所委託事業)

名　称	年月日	内　容	参加者数
所得控除セミナー (共催：三条間税会)	'25.12. 1	〔テーマ〕所得税の基礎控除と年末調整・源泉徴収事務の解説と実務 〔講　師〕税理士法人トリプル・ウイン 顧問税理士 星叡 氏	48名
職員向け税務研修会	12.17	〔テーマ〕令和7年分年末調整のしかた、留意点他 〔講　師〕税理士法人ビジネスサービス 代表社員税理士 落合孝夫 氏	14名

Ｈ．事業環境変化対応型支援事業費補助金(日本商工会議所委託事業)

名　称	年月日	内　容	参加者数
事業計画書策定セミナー	'25.12.11	〔テーマ〕採択率を高める「事業計画書」策定のコツ 〔講　師〕経営デザインコンサルティングオフィス 代表中小企業診断士 川居宗則 氏	12名

Ｉ．新潟県央中小企業支援プラットフォームへの参画(代表機関：三条信用金庫、構成機関20機関)
実施事業なし

②金融斡旋

〔小規模事業者経営改善資金融資申込並びに推薦状況〕

申込件数	申込金額	推薦件数	推薦金額	決定件数	決定金額	審査回数
20 件	16,680 万円	20 件	16,680 万円	20 件	16,680 万円	9 回

③記帳継続指導

記帳専任職員	記帳指導職員	記帳指導のべ回数	記帳指導のべ日数	記帳指導対象小規模事業者数
0 人	1 人	254 回	88 日	39 件

④小規模企業振興委員

活動休止中

⑤補助金申請

〔小規模事業者持続化補助金　一般型通常枠〕

小規模事業者が商工会議所・商工会の支援を受けながら行う販路開拓等の取り組みについて、支援する補助金。当所において申請書類を確認し、支援計画書を発給。

第 17 回　募集期間：2025 年 5 月 1 日～6 月 13 日　　発給件数：10 件
第 18 回　募集期間：2025 年 10 月 3 日～11 月 28 日　発給件数： 4 件
第 19 回　募集期間：2026 年 3 月 6 日～4 月 30 日　　発給件数：事業期間中
採択件数：9 件

〔小規模事業者持続化補助金　創業型〕

創業後 3 年以内の小規模事業者等が商工会議所・商工会の支援を受けながら行う販路開拓等の取組について、支援する補助金。当所において申請書類を確認し、支援計画書を発給。

第 1 回　募集期間：2025 年 5 月 1 日～6 月 13 日　　発給件数：0 件
第 2 回　募集期間：2025 年 10 月 3 日～11 月 28 日　発給件数：0 件
第 3 回　募集期間：2026 年 3 月 6 日～4 月 30 日　　発給件数：事業期間中
採択件数：0 件

〔小規模事業者持続化補助金　災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）〕

令和 6 年能登半島地震による被災区域 4 県（石川県、富山県、新潟県、福井県）の小規模事業者を対象に商工会議所等の国が指定する支援機関の助言も受けながら災害からの事業の再建に向けた計画を事業者自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組について支援する補助金。当所において申請書類を確認し、支援計画書を発給。

第 6 回　募集期間：2025 年 3 月 14 日～4 月 28 日　　発給件数：1 件
第 7 回　募集期間：2025 年 5 月 10 日～7 月 28 日　　発給件数：2 件
第 8 回　募集期間：2025 年 8 月 19 日～10 月 27 日　　発給件数：0 件
第 9 回　募集期間：2026 年 1 月 23 日～3 月 31 日　　発給件数：0 件
採択件数：3 件

〔事業承継・M&A 補助金〕

事業承継を契機として経営革新等を行う中小企業者に対し、その取組に要する経費の一部を補助する。申請にあたり認定経営支援機関が申請書を確認し、確認書を発給。

12 次　募集期間：2025 年 8 月 22 日～9 月 19 日　　発給件数：0 件
13 次　募集期間：2025 年 10 月 31 日～11 月 28 日　発給件数：0 件
14 次　募集期間：2026 年 2 月 27 日～4 月 3 日　　発給件数：0 件

⑥生産性向上特別措置法

〔先端設備等導入計画〕

「生産性向上特別措置法(2018 年 6 月施行)」により措置された、中小企業が設備投資を通じて、3～5 年間で労働生産性の年平均 3%以上の向上を図るための計画。賃上げ表明をし、かつ投資利益率 5%以上の投資計画の場合は、2026 年 3 月 31 日までに取得した設備について、本計画を三条市に提出し認定を受けた後、固定資産税の課税標準額が軽減される(賃上げ方針表明 1.5%以上は 3 年間 1/2 に軽減、3%以上は 5 年間 1/4 に軽減)。当所においては、申請書類を確認し、確認書を発給。

認定申請確認書発給、変更認定申請確認書発給件数ともに 0 件

(12)経営安定特別相談事業

①相談実施状況

相談案件の内訳

(1)当年中の受付件数０件(2025年４月１日～2026年３月31日)

(2)業種別内訳

製造業　０件	卸売業　０件	小売業　０件	サービス業　０件
建設業　０件	運輸業　０件	その他　０件	

(3)規模別内訳

小規模企業(工業20人以下、商業･サービス業５人以下)　０件

上記を超える中小企業　０件

(4)経営不振に陥った原因

関連企業の倒産	０件	受注販売不振	０件	放漫経営	０件
偶発的事故	０件	高利・融手の利用	０件	既往のしわ寄せ	０件
経営計画の失敗	０件	支払・回収条件の悪化	０件	その他	０件

処理の状況

(1)処理状況内訳

前年末繰越未処理 ３件 ＋ 当年受付０件 － 当年処理終結分０件 ＝ 翌年繰越未処理３件

(2)当年処理終結分の内訳

倒産回避　０件　　整理　　０件　　調停不能　０件

(3) (2)の倒産回避分の指導・処理方法の内訳

金融斡旋　０件　金融・資金調達面の指導助言　０件　経営・債権計画等の作成指導・助言　０件

(4)当年処理終結済分の処理者の内訳

専門スタッフ　０件　事務局　０件

(上記のうち、弁護士･税理士等を活用した件数０件)

②会議・研究会

名　称	年月日	内　容	参加者数
県内商工調停士・専門相談員等研究会 (幹事：新潟商工会議所)	'26. 2. 5	県内の経営安定特別相談室設置商工会議所・商工会連合会で、毎年持ち回りで開催。 令和７年度倒産防止特別相談事業 県内各相談室の事業状況報告 県内中小企業の動向等(意見交換) 最近の金融情勢及び保証状況	１名

(13)経営指導員等研修会参加状況

年月日	名　称	会場	参加者数
'25. 7.29 ～11. 7	令和７年度経営指導員研修会(全４回)	新潟県商工会館、 朱鷺メッセ	５名
8.21	支援機関初任者研修	万代島ビル	３名
8.19 ～ 9.12	令和７年度中小企業支援担当者研修～税務・財務診断～	中小企業大学校三条校	１名
11.19 ～20	令和７年度県内商工会議所補助員等研修会	新潟商工会議所	２名
12. 1 ～ 2	北陸信越ブロック中小企業支援先進事例普及研修会	グランドホテル白山 (石川県)	１名

(14)各種共済事業

①三条商工会議所共済制度

共済名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	口数	契約者数	金額	契約者数	口数
特定退職金制度 委託保険会社：アクサ生命保険(株)	2,694 (309社)	15,791	307	263 百万円	2,464 (297社)	15,682

共済名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	契約金額	契約者数	契約金額	契約者数	契約金額
ひまわり共済 引受保険会社：アクサ生命保険(株)	2,757 (477社)	1,858 百万円	(保険金等本社給付金) 32 (会議所見舞金) 33 (会議所祝金) 59	5,698 千円 230 千円 600 千円	2,520 (429社)	1,611 百万円

②日本商工会議所共済制度

保険名	年度末件数
全国商工会議所休業補償プラン	17
業務災害補償プラン	135
ビジネス総合保険	245
海外PL保険	19
海外対策危機プラン	3

名　称	発行枚数
チェンバーズカード	234

③中小企業基盤整備機構共済制度

保険名	加入件数	解約件数	年度末件数
経営セーフティ共済	0	3	71
小規模企業共済	3	8	117

④にいがた県共済

共済名	年度初		増減		年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
火災共済	423	1,116,630 万円	△10	△43,500 万円	413	1,073,130 万円
生命傷害共済	75	23,400 万円	△5	△190 万円	70	21,500 万円
事故費用共済	4	700 万円	0	0 万円	4	700 万円

共済名	年度初		増減		年度末	
	件数	口数	件数	口数	件数	口数
所得補償共済	4	10	0	0	4	10
休業補償共済	4	6	0	0	4	6
労働災害補償共済	4	―	△1	―	3	―
医療総合保障共済	0	―	0	―	0	―

共済名	契約台数		
	年度初	増減	年度末
自動車共済	483	△8	475

共済名	対人		対物		人身傷害		搭乗者傷害	
	台数	契約金額	台数	契約金額	台数	契約金額	台数	契約金額
自動車共済	475	9,465,000 万円	475	2,190,600 万円	373	1,618,000 万円	154	131,000 万円

※共済金額無制限については、対人・人身傷害 20,000 万円、対物 5,000 万円で計算

共済名	車輌			
	一般車両		車対車+危険限定	
	台数	契約金額	台数	契約金額
自動車共済	143	20,820 万円	96	9,960 万円

⑤アクサ生命保険(株)
共済制度

保険名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
大型共済	67	631 百万円	(保険金等本社給付金) 2	160 千円	53	482 百万円
			(会議所見舞金) 0	0 千円		
損保セット	25	322 百万円	0	0	20	25
福祉プラン	34	53 百万円	(保険金等本社給付金) 1	1,000 千円	29	41 百万円
			(会議所見舞金) 0	0 千円		
			(会議所祝金) 0	0 千円		
生活障害保障	15	286 百万円	0	0 千円	10	15
個人年金プラン	56	28 百万円	0	0 千円	30	56
ガン治療保険	341	25 百万円	35	1,495 千円	345	341
終身保障プラン	475	2,859 百万円	6	14,721 千円	163	475
退職金積立金養老保険(アクセス)	3	2 百万円	0	0 千円	1	3
総合	1,210	1,426 百万円	245	20,694 千円	986	1,210
特定疾病保険(エスリー)	1	2 百万円	0	0 千円	1	1
定期保険群集団	149	3,558 百万円	0	0 千円	125	149
低払型定期保険	344	5,648 百万円	0	0 千円	281	344
個人扱制度	95	380 百万円	2	4,549 千円	29	95

共済名	年度初		給付		年度末	
	契約者数	契約金額	契約者数	金額	契約者数	契約金額
年払総合	290	7,378 百万円	1	4,274 千円	284	5,826 百万円
変額月払	15	131 百万円	—	—	13	111 百万円
LP月払(ライフプロデュース)	5	3 百万円	—	—	5	3 百万円
UL月払(ユニット・リンク)	755	4,823 百万円	—	—	1062	6,773 百万円
UL年払(ユニット・リンク)	37	1,377 百万円	—	—	68	1,899 百万円

(15)当所への共催・後援・協賛等依頼

①共　　催

名　　称	実施日	主　催
三条マルシェ	'25. 4.29 9.14 11. 9	三条マルシェ実行委員会
中小企業のための健康経営セミナー	6. 2	三条市
～漠然とした採用はもう卒業！～本当に必要な"人物像の考え方セミナー	6.10	三条市
中小企業支援セミナー＆個別無料相談会	7.18	新潟県弁護士会
外国人材活躍セミナー	7.24	三条市
シーズピッチカンファレンス 2025	9. 1	公立大学法人三条市立大学
燕三条ものづくりメッセ 2025	10.23 ～24	(公財)燕三条地場産業振興センター
企業等に向けた「やさしい日本語」研修会	11. 7	(公財)新潟県国際交流協会
企業価値向上セミナー	11.13	三条市
三条みらい人材会議	12.11 '26. 3.16	三条市

②後　援

名　称	実施日	主　催
令和7年度三条凧合戦	’25. 6. 7 ～8	三条凧協会
ロボコンジャパンカップ2025	6. 7 ～9.21	特定非営利活動法人ロボコンジャパン
第4回三条市立大学大学祭「三燕祭」	6.14 ～15	三条市立大学
第16回三条クラフトフェア in 槻の森	6.21 ～22	三条クラフトフェア実行委員会
第4回三条メーカー直伝　お庭と畑の園芸フェア	7.12	三条メーカー直伝お庭と畑の園芸用品フェア実行委員会
トキめき燕三条ビジネスコンテスト2025	8.20 ～10.10	三条市立大学トキめき燕三条ビジネスコンテスト2025実行委員会
こころの健康づくり講演会	8.27	三条市
相続・事業承継セミナー	10. 1	日本生命保険相互会社新潟支社
部落解放第41回新潟県研究集会	10.11	部落解放第41回新潟県研究集会実行委員会
日本郵便 物流セミナーin 燕三条	10.15	日本郵便株式会社
ルーキー･オブ･ザ･イヤー in LOCAL 新潟県大会	11.22	ルーキー・オブ・ザ・イヤー in LOCAL 新潟県大会実行委員会
「いのち・愛・人権」加茂展	11.28 ～12. 4	「いのち・愛・人権」加茂展実行委員会
がんを知るセミナー	12. 7	三条信用金庫
到着後は５分以内のご乗車をお願いします。事業	12.13 ～ ’26. 6. 7	三条市タクシー協会
三条市「建国記念の日を奉祝する市民の集い」	2.11	三条市「建国記念の日を奉祝する市民の集い」実行委員会

③協　賛

名　称	主　催
燕三条 工場の祭典	燕三条工場の祭典実行委員会
金山神社秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)	三条金山神社
第17回「イルミネーション！コミュニケーション！」	(一社)県央研究所
「二十歳(はたち)を祝う会」サポート事業	二十歳を祝うサポート協会

④加　盟

なし

８．登　　録

(1)法定台帳作成　2025年9月30日

(2)登録業者数

会員･非会員	特定商工業者数
会　　員	992
非 会 員	503
合　計	1,495

９．会館･事務所等

(1)土　　地

面　　積	2,315.65㎡
取 得 年 月 日	平成14年8月2日

(2)建　　物

構　　造	鉄骨造5階建
建 築 面 積	820.27㎡
延 床 面 積	3,633.76㎡
商工会議所事務室	199.30㎡
ＯＡ・印刷室	66.65㎡
取 得 年 月 日	平成4年5月1日

(3)施　　設

乗用エレベーター2基(定員9人･1基、13人･1基)
全館冷暖房･空調一式、給排水設備
会議室等　チェンバーズホール　344.04㎡(3室に区分使用可)
　　研　修　室<3室>　175.31㎡(2～3室を繋げて使用可)
　　会　議　室<2室>　95.97㎡
　　特別会議室<2室>　193.45㎡

10. 関係団体への参画

(1)日本商工会議所	年月日	用　　件	場所
	'25. 4.17	委員会(観光・地域活性化・エネルギー・環境合同)	大　阪
	4.17	常議員会、議員総会	大　阪
	4.23	産業・地域共創専門委員会	東　京
	5.15	全国商工会議所専務理事・事務局長会議	鹿児島
	5.27	国際ビジネス環境整備専門委員会/東商 国際ビジネス環境委員会	東　京
	6.18	委員会(産業経済・観光・運営・中小企業・教育・情報化合同)	東　京
	6.19	委員会(国際経済・地域活性化・労働合同)	東　京
	6.19	常議員会、議員総会	東　京
	7.16	夏季政策懇談会	東　京
	7.17	委員会(産業経済・地域活性化・国民生活・広報特別合同)	東　京
	7.17	常議員会、議員総会	東　京
	9.16	委員会(産業経済・税制・労働・国民生活・国際経済・中小企業・地域活性化・情報化・運営合同)	東　京
	9.17	委員会(観光・地域活性化・情報化合同)	東　京
	9.17	常議員会、議員総会	東　京
	9.18	通常会員総会	東　京
	10.15	委員会(産業経済・中小企業・エネルギー・環境・運営・観光・地域活性化・国民生活合同)	東　京
	10.16	委員会(情報化・運営合同)	東　京
	10.16	常議員会	東　京
	11.19	委員会(産業経済・中小企業・運営・観光・地域活性化・税制・情報化合同)	東　京
	11.20	常議員会	東　京
	11.20	臨時会員総会	東　京
	12.17	委員会(産業経済・国際経済・中小企業・情報化・運営・エネルギー・環境・国民生活合同)	東　京
	12.18	委員会(観光・地域活性化・運営合同)	東　京
	12.18	常議員会	東　京
	'26. 1.14	委員会(中小企業・情報化・産業経済・国際経済・地域活性化・エネルギー・環境・国民生活合同)	東　京
	1.14	役員・議員・委員長・共同委員長・副委員長商工会議所専務理事懇談会	東　京
	1.15	委員会(観光・地域活性化合同)	東　京
	1.15	常議員会、議員総会	東　京
	2.18	委員会(産業経済・情報化・エネルギー・環境・観光・地域活性化・教育合同)	東　京
	2.19	委員会(地域活性化・中小企業・労働合同)	東　京
	2.19	常議員会	東　京
	2.19	全国商工会議所新任役員・議員研修会	東　京
	3. 9	地域共創専門委員会	東　京
	3.18	委員会(地域活性化・観光・中小企業・労働・産業経済・地域活性化・税制・情報化・運営合同)	東　京
	3.19	常議員会、議員総会	東　京
	3.19	通常会員総会	東　京

(2)新潟県商工会議所連合会	年月日	用　　件	場所
	'25. 4.30	運営委員会	新　潟
	5.23	通常総会及び会頭会議	新　潟
	7. 1	事務局長会議	新　潟
	7.11	運営委員会	長　岡
	8.26	北陸地方整備局との懇談会	新　潟
	9. 3	運営委員会及び表彰式	新　潟
	8.28	中小企業相談所運営連絡会議	新　潟
	10. 8	北陸信越ブロック商工会議所 会頭会議	新　潟
	10.21	新潟県への産業振興施策に対する要望書提出	新　潟
	11. 5	臨時総会	新　潟

	年月日	用　　件	場所
	'25.11.13	姫路・泉大津商工会議所先進地研修	兵庫・大阪
	'26. 2.26	運営委員会	新　潟
	3. 2	新潟・群馬・埼玉県連交流会議	新　潟
	3.16	通常総会及び会頭会議	新　潟
	3.27	中小企業相談所運営連絡会議	新　潟
(3)その他の団体等	年月日	用　　件	場所
	'25. 4. 4	三条市立大学 入学式	三　条
	4.10	三条テクノスクール 入校式	三　条
	5. 9	三条市建築設計協同組合 通常総会	三　条
	5.10	三条市合併20周年記念式典	三　条
	5.14	(公社)三条法人会三条地区会 定時総会	三　条
	5.14	三条社会保険委員会 評議員会	三　条
	5.21	三条共同募金委員会 運営委員会	三　条
	5.22	三条市商工会 通常総代会	三　条
	5.23	三条加茂電気工事(協) 定時総会	三　条
	5.26	三条観光協会 通常総会	三　条
	5.26	三条金物卸商(協) 通常総会	三　条
	5.27	県央食品衛生協会 通常総会及び表彰式典	三　条
	5.28	国道8号栄地域4車線化整備促進期成同盟会 総会及び事業概要説明会	三　条
	5.29	(公財)燕三条地場産業振興センター 決算理事会	三　条
	5.30	(協)三条工業会 通常総代会	三　条
	5.30	(協)三条経営労務センター 通常総代会	三　条
	6. 2	ケルンメッセ レセプション	東　京
	6. 4	越後・南会津街道・観光地域づくり懇談会	福　島
	6. 5	(公財)日本電信電話ユーザ協会新潟支部 理事会	新　潟
	6. 8	三条凧協会 三条凧合戦開会式	三　条
	6.13	本成寺 祠堂大法要	三　条
	6.13	(公社)三条法人会 通常総会	三　条
	6.14	(公社)三条市シルバー人材センター 定時総会	三　条
	6.14	三条凧協会 三条凧合戦納会及び慰労会	三　条
	6.19	三条支部社会保険委員会 役員会	三　条
	6.20	第75回”社会を明るくする運動”三条地区推進委員会	三　条
	6.24	三条市総合計画協議会	三　条
	6.25	三条市立大学 理事会・経営審議会・教育経営審議会	三　条
	6.26	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三　条
	6.27	(福)太陽福祉会 定時評議員会	三　条
	7. 2	(公財)内田エネルギー科学振興財団 各種助成金交付式	三　条
	7. 4	(公財)日本電信電話ユーザ協会 理事会	三　条
	7.10	三条支部社会保険委員会 定時総会	三　条
	7.11	国道8号栄地域4車線化整備促進期成同盟会 中央要望会	東　京
	7.15	新潟県産業教育振興会理事会及び評議員会	新　潟
	7.29	新潟県信用保証協会 中小企業・小規模事業者支援連携会議	新　潟
	8. 5	三条市建築審査会	三　条
	8.25	国道8号栄地域4車線化整備促進期成同盟会 地方要望会	三　条
	8.28	三条市表彰審査会	三　条
	9.24	三条市立大学 アドバイザリーボード	三　条
	10. 2	燕三条工場の祭典 開会式	三　条
	10.18	三条市商工会・只見町商工会 八十里越交流事業	福　島
	10.23	燕三条ものづくりメッセ2025 開会式	三　条
	11. 3	三条市表彰式	三　条
	11. 7	そよら三条須頃 オープニングセレモニー	三　条
	11. 7	三条金山神社 秋季大祭	三　条
	11. 8	三条金山神社 秋季大祭(三条市産業振興祈願祭)	三　条
	11.12	県立高等学校の再編に係る県要望に向けた懇談会	三　条

年月日	用　　件	場所
'25.11.13	三条市総合計画協議会	三　条
11.26	(公財)燕三条地場産業振興センター 中間報告理事会	三　条
12. 3	新潟県産業教育振興会 県央・西蒲地区 学校・地域連絡会	三　条
12.15	(一社)東北経済連合会 新潟地域懇談会	新　潟
12.15	素形材産業の魅力と未来を語る会 in 三条市立大学	三　条
12.19	三条観光協会 臨時理事会	三　条
12.19	三条金物卸商(協) 臨時総会	三　条
12.23	新潟県央工業高等学校と三条商業高等学校の再編に係る地元懇談会	三　条
12.31	本成寺 撞鐘会	三　条
'26. 1. 5	パール会新年宴会 新年会	三　条
1. 7	三条市金融団 新年会	三　条
1.14	はばたき信用組合 新年会	三　条
1.14	三条ロータリークラブ 例会	三　条
1.21	三条市特別職報酬等審議会	三　条
1.24	三条凧協会 新年会	三　条
1.26	(協)三条経営労務センター 新年会	三　条
1.28	(協)三条工業会 新年会	三　条
1.29	三条市商工会 新年会	三　条
2. 4	(公社)三条法人会 新春講演会並びに賀詞交歓会	三　条
2.11	三条市建国記念の日を奉祝する市民の集い	三　条
2.19	新潟県鍍金工業組合 新年会	三　条
2.20	三条市建築組合 総会	三　条
2.24	新潟県央工業高等学校と三条商業高等学校の再編に係る地元懇談会	三　条
2.26	三条市共同募金委員会 運営委員会	三　条
2.26	三条東ロータリークラブ 例会	三　条
3. 2	新潟県立新潟県央工業高等学校 卒業証書授与式	三　条
3.13	(一社)東北経済連合会 中越地区会員懇談会	長　岡
3.13	三条テクノスクール 修了式	三　条
3.17	三条市立大学 アドバイザリーボード	三　条
3.22	三条市立大学 卒業式	三　条
3.24	三条観光協会 理事会	三　条
3.25	(公財)燕三条地場産業振興センター 理事会	三　条

11. その他

(1)事業運営を経常的に支援した団体	団体名	団体の代表者	会員数	事業内容	備考
	(協)三条工業会	齋藤直人	501社	工業振興対策事業	
	三条金物卸商(協)	山谷武範	129社	金物卸売振興事業	
	三条市商店街連合会	星野健司	50社	小売商業振興事業	
	三条商鐵組合	外山浩玲	47社	鐵鋼関係業界振興事業	
	燕三条貿易振興会	長谷川直哉	74社	貿易振興事業	
	三条市国際交流協会	髙波久雄	110社	地域の国際化と経済交流事業	
	三条エコノミークラブ	笹川英二	46社	研修事業	
	三条共同設備事業(協)	田中範之	5社	高度化貸付(設備賃貸)事業	
	保内工業団地組合	志田守彦	12社	工業団地	
	スパークメッセ	中村雅幸	12社	見本市開催	
	SMITH SANJO●JAPAN	小林知行	12社	展示会(アンビエンテ・メッセ)出展事業	
	三条祭り若衆会	斉藤類	23社	三条祭り大名行列運営	
	三条経営研究会	松永貞男	32社	人事、労務問題研究事業	
	三条青色申告会	松崎孝史	224社	青色申告の普及啓発事業	
	三条地区職場警察連絡協議会	野崎正明	228社	防犯・交通安全活動等の推進	
	三条税務署管内青色申告会連合会	松崎孝史	6団体	青色申告会連絡調整事業	
	三条税務署管内税務団体協議会	松崎孝史	7団体	税務関係団体の連絡調整及び広報	
		合計	1,517社 17団体		

2025(令和7)年度 三条商工会議所 収支決算書総括表

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

（単位：円）

会計名	繰越金	収入	支出	収支残高	繰入金 △繰出金	差引収支残高	備考
商工会議所会計	7,879,803	88,219,026	86,557,079	1,661,947	△ 14,378,199	9,541,750	収支剰余金次年度へ繰越
小規模事業経営支援会計	0	61,221,436	61,221,436	0	11,678,199	0	
特定退職金共済事業特別会計	751,794	490,044,012	489,583,283	460,729	0	1,212,523	収支剰余金次年度へ繰越
収益事業会計	20,628,977	146,156,367	142,939,608	3,216,759	26,817,820	23,845,736	収支剰余金次年度へ繰越
会館建設基金特別会計	175,097,482	9,746,922	35,209,648	△ 25,462,726	△ 27,200,000	149,634,756	収支剰余金次年度へ繰越
財政調整基金特別会計	31,115,221	217,581	36,756	180,825	0	31,296,046	収支剰余金次年度へ繰越
会館営繕積立金特別会計	6,252,244	5,012,050	3,317,820	1,694,230	1,682,180	7,946,474	収支剰余金次年度へ繰越
退職給与資金特別会計	25,074,917	1,061,709	1,896,820	△ 835,111	1,000,000	24,239,806	年度末資金残高次年度へ繰越
女性会特別会計	136,440	804,295	524,896	279,399	400,000	415,839	収支剰余金次年度へ繰越
合計	266,936,878	802,483,398	821,287,346	△ 18,803,948	0	248,132,930	

2025(令和7)年度 4会計収支決算総括表

収 入 の 部　　（単位：千円）

科目	公益事業の部						収益事業の部								合計			構成比率
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計					
							団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業							
	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	比較増減	決算額
会費	40,333	42,100													40,333	42,100	△ 1,767	12.4%
┌会費	37,637	39,300																
├特別会費	2,675	2,750																
└過年度会費	21	50																
特定商工業者負担金	2,392	2,470													2,392	2,470	△ 78	0.7%
事業収入	18,348	22,241	169	565			2,650	2,610					2,650	2,610	21,167	25,416	△ 4,249	6.5%
┌商工技術検定収入	614	662																
├会報広告収入	2,772	2,989																
├日商委託事業収入	111	143																
├永年勤続負担金	1,989	2,295																
├事務受託料							2,650	2,610					2,650	2,610				
└その他の事業収入	12,862	16,152	169	565									0	0				
手数料収入			1,315	1,357	9,735	9,452			47,201	47,404			47,201	47,404	58,251	58,213	38	17.9%
┌記帳代行手数料収入			1,315	1,357														
├特退金共済手数料収入					9,735	9,452												
├経営セーフティ共済手数料収入									63	57			63	57				
├小規模企業共済手数料収入									98	86			98	86				
├アクサ生命保険手数料収入									35,926	36,799			35,926	36,799				
├にいがた県共済手数料収入									6,816	6,806			6,816	6,806				
└日商制度事業手数料収入									4,298	3,656			4,298	3,656				
貸室収入											47,711	47,889	47,711	47,889	47,711	47,889	△ 178	14.7%
┌定期貸室収入											28,022	27,611	28,022	27,611				
├臨時貸室収入											9,172	9,934	9,172	9,934				
├その他付帯収入											236	308	236	308				
└共益費収入											10,281	10,036	10,281	10,036				
補助金	25,000	25,000	48,054	46,467											73,054	71,467	1,587	22.5%
┌新潟県			47,181	45,474														
├三条市	25,000	25,000																
├日本商工会議所			823	883														
├にいがた産業創造機構			50	110														
└日本DIY協会																		
雑収入	2,146	1,101	5	4	22	1	0	1	146	145	483	494	629	640	2,802	1,746	1,056	0.9%
繰入金			11,678	14,148							38,518	40,200	38,518	40,200	50,196	54,348	△ 4,152	15.4%
財政調整基金取崩収入	0	1													0	1	△ 1	0.0%
期間収入合計	88,219	92,913	61,221	62,541	9,757	9,453	2,650	2,611	47,347	47,549	86,712	88,583	136,709	138,743	295,906	303,650	△ 7,744	91.0%
繰越金	7,880	6,236	0	0	752	810							20,629	19,933	29,261	26,979	2,282	9.0%
合計	96,099	99,149	61,221	62,541	10,509	10,263							157,338	158,676	325,167	330,629	△ 5,462	100.0%

支 出 の 部

（単位：千円）

科目	公益事業の部						収益事業の部								合計			構成比率
	商工会議所会計		小規模事業経営支援会計		特定退職金共済事業特別会計		事業部門ごとの内訳						収益事業会計					
							団体事務受託事業		保険共済事業		貸館事業							
	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	比較増減	決算額
事業費	41,404	49,458	5,068	6,291			690	690	25,636	32,014	0	0	26,326	32,704	72,798	88,453	△ 15,655	22.4%
テーマ別事業費	23,807	29,443																
三条夏まつり協賛金							690	690					690	690				
ODA活動支援事業費													0	0				
付加給付金									825	915			825	915				
その他事業費	17,597	20,015	5,068	6,291					24,811	31,099			24,811	31,099				
人件費	10,035	10,940	54,242	54,927	9,065	9,478	16,721	19,037	9,257	11,878	2,439	1,911	28,417	32,826	101,759	108,171	△ 6,412	31.3%
その他の管理費	6,183	5,536	164	400			636	123	6,130	5,867	1,003	3,258	7,769	9,248	14,116	15,184	△ 1,068	4.3%
旅費交通費	1,186	1,485	164	400					998	1,324			998	1,324				
渉外費	491	369							386	302			386	302				
公課分担金	3,961	3,362					636	123	4,746	4,241	739	2,992	6,121	7,356				
その他	545	320									264	266	264	266				
事務費	3,587	3,794	1,747	922	231	189			3,432	4,293	654	1,139	4,086	5,432	9,651	10,337	△ 686	3.0%
会館維持費	9,729	10,398									15,639	16,267	15,639	16,267	25,368	26,665	△ 1,297	7.8%
会議費	1,241	1,447							1,037	1,260			1,037	1,260	2,278	2,707	△ 429	0.7%
会館営繕費											38,518	40,200	38,518	40,200	38,518	40,200	△ 1,682	11.8%
減価償却引当額											8,000	3,000	8,000	3,000	8,000	3,000	5,000	2.5%
繰出金	14,378	16,848									3,700	3,700	3,700	3,700	18,078	20,548	△ 2,470	5.6%
その他の支出	0	1									0	1	0	1	0	2	△ 2	0.0%
財政調整基金積立金	0	1													0	1	△ 1	0.0%
補助金返還引当金			0	1											0	1	△ 1	0.0%
予備費	0	726			0	596							0		0	1,322	△ 1,322	0.0%
期間支出合計	86,557	99,149	61,221	62,541	9,296	10,263	18,047	19,850	45,492	55,312	69,953	69,476	133,492	144,638	290,566	316,591	△ 26,025	—
繰越金	9,542	0	0	0	1,213	0							23,846	14,038	34,601	0	34,601	10.6%
合計	96,099	99,149	61,221	62,541	10,509	10,263							157,338	158,676	325,167	316,591	8,576	100.0%

経営支援会計　11,678（当初 14,148）
会館営繕会計　1,800（当初 1,800）
退職給与資金会計　500（当初 500）
女性会特別会計　400（当初 400）

会館建設基金会計
8,000（当初 3,000）

会館営繕会計　3,200（当初 3,200）
退職給与資金会計　500（当初 500）
財政調整基金会計　0（当初 0）

※特定退職金共済事業特別会計
掛金収入と保険料の支払
給付金受入と退職金の支払いは
相殺されるため計上いたしません。

※収益事業会計(団体事務受託事業)
三条夏まつり人件費受入分と
三条夏まつり協賛金(人件費受入分)の
支払いは相殺されるため、三条夏まつり
協賛金69万円のみ総括表に計上いたします。

収入支出比較表

（単位：千円）

会計別		①当期収入済額（前期繰越金を除く）	②前期繰越金	③当期収入合計（①+②）	④当期支出済額	⑤次期繰越金（③-④）
公益	商工会議所会計	88,219	7,880	96,099	86,557	9,542
公益	小規模事業経営支援会計	61,221	0	61,221	61,221	0
公益	特定退職金共済事業特別会計	9,757	752	10,509	9,296	1,213
収益	収益事業会計	136,709	20,629	157,338	133,492	23,846
総合計		295,906	29,261	325,167	290,566	34,601

2025(令和7)年度 商工会議所会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項目節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 会費	40,333,300	42,100,000	△ 1,766,700	
1. 会費	37,636,800	39,300,000	△ 1,663,200	
2. 特別会費	2,675,000	2,750,000	△ 75,000	
3. 過年度会費	21,500	50,000	△ 28,500	
2. 特定商工業者負担金	2,392,000	2,470,000	△ 78,000	
1. 負担金	2,386,000	2,466,000	△ 80,000	
2. 過年度負担金	6,000	4,000	2,000	
3. 事業収入	18,347,989	22,241,000	△ 3,893,011	
1. 商工技術検定収入	613,587	662,000	△ 48,413	
(1) 簿記検定収入	(492,037)	(647,000)	(△ 154,963)	
(2) PC検定収入	(114,950)	(10,000)	(104,950)	
(3) 各種検定合格証明書発行収入	(6,600)	(5,000)	(1,600)	
2. 会報広告収入	2,772,000	2,989,000	△ 217,000	
3. 手数料収入	273,140	429,000	△ 155,860	
(1) 貿易証明等手数料	(162,140)	(286,000)	(△ 123,860)	
(2) 容器包装リサイクル業務申込手数料	(108,900)	(141,000)	(△ 32,100)	

勘定科目 款 項 目 節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
（3）日商ビジネス認証サービス手数料	(2,100)	(2,000)	(100)	
4. その他の事業収入	14,689,262	18,161,000	△ 3,471,738	
（1）永年勤続従業員表彰負担金	(1,989,000)	(2,295,000)	(△ 306,000)	
（2）各種事業参加負担金	(12,700,262)	(15,866,000)	(△ 3,165,738)	
4. 交付金	25,000,000	25,000,000	0	
1. 補助金等	25,000,000	25,000,000	0	
（1）三条商工会議所振興事業補助金	(25,000,000)	(25,000,000)	(0)	
（2）DIY協会協力金	(0)	(0)	(0)	
（3）三条市負担金(特定創業支援事業)	(0)	(0)	(0)	
5. 雑収入	2,145,737	1,101,000	1,044,737	
1. 預金利息	19,397	1,000	18,397	
2. 雑収入	2,126,340	1,100,000	1,026,340	
6. 積立金取崩収入	0	1,000	△ 1,000	
1. 財政調整基金取崩収入	0	1,000	△ 1,000	
7. 繰越金	7,879,803	6,236,000	1,643,803	
1. 繰越金	7,879,803	6,236,000	1,643,803	
合計	96,098,829	99,149,000	△ 3,050,171	

支出の部

＜注記＞※印は、共通費として44％を収益事業会計 保険共済事業費へ計上

勘定科目 款 項 目 節 (*印は三条市補助金活用事業)	支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 事業費	65,607,640	△ 24,203,181	41,404,459	49,458,000	△ 8,053,541	
1. 産業振興費	41,726,650	△ 17,919,727	23,806,923	29,443,000	△ 5,636,077	
（1）販路・市場開拓支援事業	(14,133,215)	(△ 6,218,615)	(7,914,600)	(8,361,000)	(△ 446,400)	
① 金物卸部会 視察研修事業 ＊	1,101,303	※ △ 484,573	616,730	920,000	△ 303,270	
② 観光取引促進事業 ＊	168,037	※ △ 73,936	94,101	95,000	△ 899	
③ 商業部会 視察研修事業 ＊	519,444	※ △ 228,555	290,889	362,000	△ 71,111	
④ 食品関連先端技術視察研修 ＊	983,222	※ △ 432,618	550,604	400,000	150,604	
⑤ グループ出展支援事業 ＊	1,997,542	※ △ 878,918	1,118,624	1,141,000	△ 22,376	
⑥ 国内展示会共同出展事業 ＊	5,209,874	※ △ 2,292,345	2,917,529	2,889,000	28,529	
⑦ 推し活・スポーツビジネス等新分野開拓事業 ＊	648,340	※ △ 285,270	363,070	215,000	148,070	
⑧ 企業内起業促進事業 ＊	767,432	※ △ 337,670	429,762	379,000	50,762	
⑨ 販促ツール活用セミナー ＊	250,549	※ △ 110,242	140,307	197,000	△ 56,693	
⑩ 燕三条トレードショウ ＊	2,000,000	※ △ 880,000	1,120,000	1,100,000	20,000	
⑪ VMD(ビジュアルマーチャンダイジング)セミナー ＊	487,472	※ △ 214,488	272,984	352,000	△ 79,016	
⑫ 初心者向け海外販路スタート術 ＊	0	※ 0	0	143,000	△ 143,000	
⑬ 原産地証明普及事業 ＊	0	※ 0	0	168,000	△ 168,000	
（2）中心市街地･地域活性化支援事業	(200,000)	(△ 88,000)	(112,000)	(166,000)	(△ 54,000)	
① にぎわい創造事業 ＊	200,000	※ △ 88,000	112,000	166,000	△ 54,000	
（3）会員交流促進事業	(5,728,506)	(△ 2,520,543)	(3,207,963)	(3,536,000)	(△ 328,037)	

勘定科目 款 項 目 節 (*印は三条市補助金活用事業)			支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
	①	会員新春の集い	3,010,005	※ △ 1,324,402	1,685,603	2,151,000	△ 465,397	
	②	第42回会頭杯ゴルフ大会	2,406,706	※ △ 1,058,951	1,347,755	1,230,000	117,755	
	③	新入会員交流会	311,795	※ △ 137,190	174,605	155,000	19,605	
	(4)	講演会･講習会･研修会等による人材育成事業	(8,306,855)	(△ 3,655,016)	(4,651,839)	(6,481,000)	(△ 1,829,161)	
	①	高度人材活用事業 *	107,099	※ △ 47,124	59,975	121,000	△ 61,025	
	②	ブレイクスルーセミナー *	249,044	※ △ 109,579	139,465	154,000	△ 14,535	
	③	建設部会 視察研修会 *	192,024	※ △ 84,491	107,533	168,000	△ 60,467	
	④	経営力向上研修会 *	385,961	※ △ 169,823	216,138	290,000	△ 73,862	
	⑤	マーケティングセミナーPart3 *	919,000	※ △ 404,360	514,640	480,000	34,640	
	⑥	交通・運輸部会 視察研修会 *	1,615,306	※ △ 710,735	904,571	635,000	269,571	
	⑦	交通・運輸部会 部会員懇談会 *	98,713	※ △ 43,434	55,279	90,000	△ 34,721	
	⑧	金融部会 視察研修会 *	735,154	※ △ 323,468	411,686	538,000	△ 126,314	
	⑨	金融部会 時局講演会 *	350,020	※ △ 154,009	196,011	303,000	△ 106,989	
	⑩	日本銀行新潟支店長講演会 *	615,689	※ △ 270,903	344,786	461,000	△ 116,214	
	⑪	印刷紙器関連部会 視察研修会 *	408,920	※ △ 179,925	228,995	330,000	△ 101,005	
	⑫	鐵鋼部会 視察研修会 *	825,880	※ △ 363,387	462,493	1,130,000	△ 667,507	
	⑬	フレッシュ社員研修会 *	700,925	※ △ 308,407	392,518	425,000	△ 32,482	
	⑭	フレッシュ社員フォローアップ研修 *	216,382	※ △ 95,208	121,174	123,000	△ 1,826	
	⑮	チームリーダー研修 *	481,926	※ △ 212,047	269,879	270,000	△ 121	
	⑯	フレッシュ社員ステップアップ研修 *	175,708	※ △ 77,311	98,397	112,000	△ 13,603	

⑰ 事業クロージングセミナー	＊	87,434	※	△ 38,471	48,963	183,000	△ 134,037	
⑱ 制度改正対応セミナー	＊	126,008	※	△ 55,443	70,565	71,000	△ 435	
⑲ 働きやすい職場環境推進事業	＊	15,662	※	△ 6,891	8,771	505,000	△ 496,229	
⑳ 労務管理強化事業	＊	0	※	0	0	42,000	△ 42,000	
㉑ ものづくり人材育成・確保支援(県央工業)		0		0	0	50,000	△ 50,000	
（5）委員会の調査研究課題		(0)		(0)	(0)	(242,000)	(△ 242,000)	
① 会員拡大運動の推進		0	※	0	0	242,000	△ 242,000	
（6）部会･委員会の会議懇談会開催費		(458,463)	※	(△ 201,724)	(256,739)	(564,000)	(△ 307,261)	
（7）その他の産業振興対策事業		(12,899,611)		(△ 5,235,829)	(7,663,782)	(10,093,000)	(△ 2,429,218)	
① 建設業魅力発信事業(わくわく建設フェスタ2025)	＊	1,521,674	※	△ 669,537	852,137	1,104,000	△ 251,863	
② 行政との意見交換会	＊	0	※	0	0	10,000	△ 10,000	
③ 食品ロス削減啓発事業	＊	480,400	※	△ 211,376	269,024	257,000	12,024	
④ 三条市立大学学生支援	＊	294,000	※	△ 129,360	164,640	165,000	△ 360	
⑤ 生成AI業務活用セミナー	＊	250,809	※	△ 110,356	140,453	136,000	4,453	
⑥ 部会員交流懇談会	＊	45,871	※	△ 20,183	25,688	50,000	△ 24,312	
⑦ Webサイト活用支援事業	＊	1,866,234	※	△ 821,143	1,045,091	1,141,000	△ 95,909	
⑧ 国際情勢理解セミナー	＊	461,019	※	△ 202,848	258,171	173,000	85,171	
⑨ 国際情勢理解視察	＊	3,134,450	※	△ 1,379,158	1,755,292	1,854,000	△ 98,708	
⑩ カーボンニュートラル推進事業	＊	0	※	0	0	442,000	△ 442,000	
⑪ DX(airレジ、MFクラウド)推進事業	＊	0	※	0	0	132,000	△ 132,000	
⑫ 価格決定・原価計算セミナー	＊	821,214	※	△ 361,334	459,880	444,000	15,880	

勘定科目 款 項 目 節 (*印は三条市補助金活用事業)		支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
⑬ Googleハンズオン体験セミナー ＊		483,479	※ △ 212,731	270,748	280,000	△ 9,252	
⑭ 三条市立大学との連携事業 ＊		291,979	※ △ 128,471	163,508	145,000	18,508	
⑮ 三条市雇用対策事業 ＊		806,561	※ △ 354,887	451,674	330,000	121,674	
⑯ イッペアップIPPE UP ＊		264,000	※ △ 116,160	147,840	368,000	△ 220,160	
⑰ 生成AI最新情報セミナー ＊		459,291	※ △ 202,088	257,203	491,000	△ 233,797	
⑱ 緊急課題対策事業 ＊		0	※ 0	0	176,000	△ 176,000	
⑲ 事業者への情報提供、情報活用支援事業 ＊		718,630	※ △ 316,197	402,433	1,395,000	△ 992,567	
⑳ 三条商工会議所青年部活動支援		1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	
2. ＩＴ化推進対策事業費		4,900,279	△ 2,156,123	2,744,156	3,811,000	△ 1,066,844	
（1）IT関連各種情報収集･提供事業		(16,727)	※ (△ 7,360)	(9,367)	(42,000)	(△ 32,633)	
（2）HP活用推進事業		(219,552)	※ (△ 96,603)	(122,949)	(259,000)	(△ 136,051)	
（3）日商ビジネス認証サービス事業		(0)	※ (0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
（4）会議所DX化事業		(4,664,000)	※ (△ 2,052,160)	(2,611,840)	(3,509,000)	(△ 897,160)	
3. 検定事業費		276,720	0	276,720	441,000	△ 164,280	
（1）簿記検定事業費		(208,320)	(0)	(208,320)	(268,000)	(△ 59,680)	
（2）検定諸費		(68,400)	(0)	(68,400)	(173,000)	(△ 104,600)	
4. 貿易振興費		51,505	0	51,505	30,000	21,505	
（1）貿易相談研修事業費		(30,000)	(0)	(30,000)	(30,000)	(0)	
（2）貿易証明等発給管理研修事業		(21,505)	(0)	(21,505)	(0)	(21,505)	
5. 広報事業費		7,795,827	△ 3,430,164	4,365,663	4,126,000	239,663	

	（1）会 報 発 行 費	（ 3,538,907 ）	※（ △ 1,557,119 ）	（ 1,981,788 ）	（ 1,974,000 ）	（ 7,788 ）	
	（2）日商機関誌購読費	（ 1,590,734 ）	※（ △ 699,923 ）	（ 890,811 ）	（ 967,000 ）	（ △ 76,189 ）	
	（3）新 聞 広 告 費	（ 286,000 ）	※（ △ 125,840 ）	（ 160,160 ）	（ 231,000 ）	（ △ 70,840 ）	
	（4）情 報 管 理 費	（ 2,254,486 ）	※（ △ 991,974 ）	（ 1,262,512 ）	（ 805,000 ）	（ 457,512 ）	
	（5）その他の広報事業費	（ 125,700 ）	※（ △ 55,308 ）	（ 70,392 ）	（ 149,000 ）	（ △ 78,608 ）	
6.	法定台帳作成管理運用費	6,458,813	0	6,458,813	6,972,000	△ 513,187	
	（1）専任職員設置費	（ 5,048,690 ）	（ 0 ）	（ 5,048,690 ）	（ 5,179,000 ）	（ △ 130,310 ）	
	（2）事 務 費	（ 426,617 ）	（ 0 ）	（ 426,617 ）	（ 500,000 ）	（ △ 73,383 ）	
	（3）事 業 費	（ 983,506 ）	（ 0 ）	（ 983,506 ）	（ 1,293,000 ）	（ △ 309,494 ）	
7.	運 営 関 係 事 業 費	4,118,770	△ 697,167	3,421,603	4,441,000	△ 1,019,397	
	（1）永年勤続従業員表彰費	（ 2,283,900 ）	（ 0 ）	（ 2,283,900 ）	（ 2,604,000 ）	（ △ 320,100 ）	
	（2）会 員 慶 弔 費	（ 1,003,370 ）	※（ △ 441,483 ）	（ 561,887 ）	（ 572,000 ）	（ △ 10,113 ）	
	（3）団体連絡協調費	（ 581,100 ）	※（ △ 255,684 ）	（ 325,416 ）	（ 317,000 ）	（ 8,416 ）	
	（4）議員研修懇談会費	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 100,000 ）	（ △ 100,000 ）	
	（5）「会員之章」作成費	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 456,000 ）	（ △ 456,000 ）	
	（6）会議所向けイベント保険	（ 250,400 ）	（ 0 ）	（ 250,400 ）	（ 392,000 ）	（ △ 141,600 ）	
8.	地域社会活動事業費	229,076	0	229,076	143,000	86,076	
	（1）三条金山神社秋季大祭への奉賛協力	（ 156,659 ）	（ 0 ）	（ 156,659 ）	（ 70,000 ）	（ 86,659 ）	
	（2）地場産業振興祈願会	（ 72,417 ）	（ 0 ）	（ 72,417 ）	（ 73,000 ）	（ △ 583 ）	
9.	国 際 交 流 事 業 費	0	0	0	1,000	△ 1,000	
10.	商 工 名 鑑 発 行 費	0	0	0	0	0	

勘定科目 款 項 目 節 (*印は三条市補助金活用事業)	支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
11. その他の振興事業費	50,000	0	50,000	50,000	0	
（1）青色申告普及活動負担費	(50,000)	(0)	(50,000)	(50,000)	(0)	
2. 管理費	26,322,798	△ 5,277,677	21,045,121	21,717,000	△ 671,879	
1. 報酬	6,831,664	0	6,831,664	6,950,000	△ 118,336	
（1）報酬	(6,831,664)	(0)	(6,831,664)	(6,950,000)	(△ 118,336)	
2. 人件費	3,202,818	0	3,202,818	3,990,000	△ 787,182	
（1）給料・賞与	(2,003,682)	(0)	(2,003,682)	(2,692,000)	(△ 688,318)	
（2）福利厚生費	(1,168,665)	(0)	(1,168,665)	(1,177,000)	(△ 8,335)	
・社会保険料他	413,163	0	413,163	486,000	△ 72,837	
・福利厚生諸費	755,502	0	755,502	691,000	64,502	
（3）日商退職金共済掛金	(30,471)	(0)	(30,471)	(121,000)	(△ 90,529)	
3. 旅費交通費	2,118,480	△ 932,131	1,186,349	1,485,000	△ 298,651	
（1）旅費交通費	(1,821,680)	※ (△ 801,539)	(1,020,141)	(1,295,000)	(△ 274,859)	
（2）借上料	(296,800)	※ (△ 130,592)	(166,208)	(190,000)	(△ 23,792)	
4. 事務費	5,586,462	△ 1,999,606	3,586,856	3,794,000	△ 207,144	
（1）通信運搬費	(1,246,654)	※ (△ 548,528)	(698,126)	(663,000)	(35,126)	
（2）什器備品費	(0)	※ (0)	(0)	(55,000)	(△ 55,000)	
（3）消耗品費	(1,184,716)	※ (△ 521,275)	(663,441)	(722,000)	(△ 58,559)	
（4）リース料	(1,589,953)	※ (△ 699,579)	(890,374)	(1,109,000)	(△ 218,626)	
（5）印刷費	(327,327)	※ (△ 144,024)	(183,303)	(257,000)	(△ 73,697)	
（6）借上料	(6,600)	※ (△ 2,904)	(3,696)	(4,000)	(△ 304)	

（7）車　輌　費	（ 189,309 ）	※（ △ 83,296 ）	（ 106,013 ）	（ 251,000 ）	（ △ 144,987 ）		
（8）修　繕　費	（ 0 ）	※（ 0 ）	（ 0 ）	（ 110,000 ）	（ △ 110,000 ）		
（9）選挙事務費	（ 1,041,073 ）	（ 0 ）	（ 1,041,073 ）	（ 620,000 ）	（ 421,073 ）		
(10) 会員調査費	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 1,000 ）	（ △ 1,000 ）		
(11) 採用関係費	（ 830 ）	（ 0 ）	（ 830 ）	（ 1,000 ）	（ △ 170 ）		
(12) BCP 防災用品費	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 1,000 ）	（ △ 1,000 ）		
5. 会　議　費	2,215,271	△ 974,719	1,240,552	1,447,000	△ 206,448		
（1）会　議　費	（ 2,215,271 ）	※（ △ 974,719 ）	（ 1,240,552 ）	（ 1,447,000 ）	（ △ 206,448 ）		
6. 渉　外　費	877,642	△ 386,162	491,480	369,000	122,480		
（1）渉　外　費	（ 877,642 ）	※（ △ 386,162 ）	（ 491,480 ）	（ 369,000 ）	（ 122,480 ）		
7. 研　修　費	544,680	0	544,680	320,000	224,680		
（1）研　修　費	（ 544,680 ）	（ 0 ）	（ 544,680 ）	（ 250,000 ）	（ 294,680 ）		
（2）能力開発費	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 0 ）	（ 70,000 ）	（ △ 70,000 ）		
8. 公課分担金	4,945,781	△ 985,059	3,960,722	3,362,000	598,722		
（1）公　課	（ 2,707,011 ）	（ 0 ）	（ 2,707,011 ）	（ 2,197,000 ）	（ 510,011 ）		
（2）分　担　金	（ 2,238,770 ）	※（ △ 985,059 ）	（ 1,253,711 ）	（ 1,165,000 ）	（ 88,711 ）		
・日商会費	1,086,000	△ 477,840	608,160	605,000	3,160		
・県連会費	572,300	△ 251,812	320,488	316,000	4,488		
・会議･研修会負担金	580,470	△ 255,407	325,063	244,000	81,063		
3. 会館維持費	9,729,300	0	9,729,300	10,398,000	△ 668,700		
1. 会館維持費	9,729,300	0	9,729,300	10,398,000	△ 668,700		
（1）会館維持費	（ 9,729,300 ）	（ 0 ）	（ 9,729,300 ）	（ 10,398,000 ）	（ △ 668,700 ）		

勘定科目 款項目節 (*印は三条市補助金活用事業)	支出済額	共通費振替	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
4. 積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. 財政調整基金積立金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
(1) 財政調整基金積立金	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
5. 繰出金	14,378,199	0	14,378,199	16,848,000	△ 2,469,801	
1. 繰出金	14,378,199	0	14,378,199	16,848,000	△ 2,469,801	
(1) 小規模事業経営支援会計繰出金	(11,678,199)	(0)	(11,678,199)	(14,148,000)	(△ 2,469,801)	
(2) 会館営繕特別会計繰出金	(1,800,000)	(0)	(1,800,000)	(1,800,000)	(0)	
(3) 退職給与資金特別会計繰出金	(500,000)	(0)	(500,000)	(500,000)	(0)	
(4) 三条商工会議所女性会特別会計繰出金	(400,000)	(0)	(400,000)	(400,000)	(0)	
6. その他の支出	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
(1) その他の支出金	(0)	(0)	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
7. 予備費	0	0	0	726,000	△ 726,000	
1. 予備費	0	0	0	726,000	△ 726,000	
(1) 予備費	(0)	(0)	(0)	(726,000)	(△ 726,000)	
支出合計	116,037,937	△ 29,480,858	86,557,079	99,149,000	△ 12,591,921	
収支余剰金	—	—	9,541,750	—	9,541,750	
合計	—	—	96,098,829	99,149,000	△ 3,050,171	

※共済事業へ振替　29,480,858

2025(令和7)年度 小規模事業経営支援会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 款　項　目　節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 補助金	47,230,526	45,584,000	1,646,526	
1. 県補助金	47,180,526	45,474,000	1,706,526	
2. にいがた産業創造機構助成金	50,000	110,000	△ 60,000	
2. 委託金	822,701	883,000	△ 60,299	
1. 日本商工会議所委託金	822,701	883,000	△ 60,299	
3. 事業収入	1,484,430	1,922,000	△ 437,570	
1. 手数料等収入	1,315,430	1,357,000	△ 41,570	
2. 参加者負担金	169,000	565,000	△ 396,000	
4. 雑収入	5,580	4,000	1,580	
1. 企業情報サポート情報照会料	3,960	3,000	960	
2. 雑収入	1,620	1,000	620	
5. 繰入金	11,678,199	14,148,000	△ 2,469,801	
1. 会議所会計繰入金	11,678,199	14,148,000	△ 2,469,801	
合計	61,221,436	62,541,000	△ 1,319,564	

支出の部

勘定科目 / 款項目節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 経営改善普及事業費	61,221,436	62,540,000	△ 1,318,564	
1. 人件費	54,241,666	54,927,000	△ 685,334	
(1) 給料	(25,764,436)	(27,062,000)	(△ 1,297,564)	
(2) 扶養手当	(428,500)	(588,000)	(△ 159,500)	
(3) 通勤手当	(482,345)	(434,000)	(48,345)	
(4) 賞与	(9,506,620)	(9,177,000)	(329,620)	
(5) 超過勤務手当	(191,664)	(240,000)	(△ 48,336)	
(6) 特別調査研究費	(966,000)	(966,000)	(0)	
(7) 記帳指導員手当	(960,000)	(960,000)	(0)	
(8) 福利厚生費	(5,791,904)	(5,538,000)	(253,904)	
(9) 日商退職金共済掛金	(1,735,020)	(1,646,000)	(89,020)	
(10) 事務局長設置費	(8,415,177)	(8,316,000)	(99,177)	
2. 指導事業費	5,068,213	6,291,000	△ 1,222,787	
(1) 講習会等開催費	(524,637)	(674,000)	(△ 149,363)	
(2) 金融指導事業費	(379,447)	(598,000)	(△ 218,553)	
(3) 地域振興推進事業費 (創業スクール&フォロー)	(3,320,709)	(3,659,000)	(△ 338,291)	
(4) 経営安定特別相談事業費	(148,520)	(617,000)	(△ 468,480)	
(5) 研修事業費	(61,000)	(64,000)	(△ 3,000)	
(6) 事業承継支援加速化事業費	(0)	(3,000)	(△ 3,000)	

	（7）制度改正等の課題解決環境整備事業	（ 377,370 ）	（ 366,000 ）	（ 11,370 ）	
	（8）事業環境変化対応型支援事業費	（ 256,530 ）	（ 300,000 ）	（ △ 43,470 ）	
	（9）直面問題会議出張旅費	（ 0 ）	（ 10,000 ）	（ △ 10,000 ）	
	3. 旅　　費	164,420	400,000	△ 235,580	
	（1）旅　　費	（ 164,420 ）	（ 400,000 ）	（ △ 235,580 ）	
	4. 事　務　費	1,747,137	922,000	825,137	
	（1）事　務　費	（ 1,716,833 ）	（ 888,000 ）	（ 828,833 ）	
	（2）中小企業景況調査事業費	（ 30,304 ）	（ 34,000 ）	（ △ 3,696 ）	
2. 補助金返還引当金		0	1,000	△ 1,000	
	1. 補助金返還引当金	（ 0 ）	（ 1,000 ）	（ △ 1,000 ）	
支　出　合　計		61,221,436	62,541,000	△ 1,319,564	
収　支　剰　余　金		0	0	0	
合　　計		61,221,436	62,541,000	△ 1,319,564	

2025(令和7)年度 特定退職金共済事業特別会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項目節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 共済事業掛金収入	194,704,000	189,034,000	5,670,000	
1. 保険料	184,968,800	179,582,000	5,386,800	
2. 事務費収入	9,735,200	9,452,000	283,200	事務手数料
2. 契約給付金受入	295,317,615	192,152,000	103,165,615	
1. 給付金受入	295,317,615	192,152,000	103,165,615	
3. 雑収入	22,397	1,000	21,397	
1. 預金利息	22,397	1,000	21,397	
4. 繰越金	751,794	810,000	△ 58,206	
1. 繰越金	751,794	810,000	△ 58,206	
合計	490,795,806	381,997,000	108,777,409	

支出の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項目節	決算額	予算額	比較増・減（△）	備考
1. 共済事業給付金	295,317,615	192,152,000	103,165,615	
1. 共済事業給付金	295,317,615	192,152,000	103,165,615	
（1）退職金	（ 295,317,615 ）	（ 192,152,000 ）	（ 103,165,615 ）	
2. 管理費	9,296,868	9,667,000	△ 370,132	
1. 人件費	9,065,464	9,478,000	△ 412,536	
（1）給与費	（ 7,587,705 ）	（ 7,904,000 ）	（ △ 316,295 ）	
（2）福利厚生費	（ 1,122,799 ）	（ 1,207,000 ）	（ △ 84,201 ）	
（3）日商退職金共済掛金	（ 354,960 ）	（ 367,000 ）	（ △ 12,040 ）	
2. 事務費	231,404	189,000	42,404	
（1）通信運搬費	（ 227,750 ）	（ 167,000 ）	（ 60,750 ）	
（2）消耗品費	（ 3,654 ）	（ 22,000 ）	（ △ 18,346 ）	
3. 支払保険料	184,968,800	179,582,000	5,386,800	
1. 支払保険料	184,968,800	179,582,000	5,386,800	
（1）共済事業積立金	（ 184,968,800 ）	（ 179,582,000 ）	（ 5,386,800 ）	
4. 予備費	0	596,000	△ 596,000	
1. 予備費	0	596,000	△ 596,000	
（1）予備費	（ 0 ）	（ 596,000 ）	（ △ 596,000 ）	
支出合計	489,583,283	381,997,000	107,586,283	
収支剰余金	1,212,523	0	1,212,523	
合計	490,795,806	381,997,000	108,798,806	

特定退職金共済特別会計貸借対照表

（2026年3月31日現在）

（単位：円）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
保険料積立金	2,320,015,294	退職給付金準備金	2,320,015,294
合計	2,320,015,294	合計	2,320,015,294

（注）保険料積立金（退職給付金準備金）残高の推移（2025年9月30日現在）

1. 保険年度期首残高	2,417,125,277	
2. 本年度払込	183,876,300	（共済事業掛金収入相当額）
3. 本年度取崩	△ 190,251,669	（共済事業給付金支払相当額）
4. 運用実績	15,159,331	
5. 保険年度期末残高	2,425,909,239	
6. 保険年度期末要支給額	△ 2,370,676,378	
7. 積立残差（5－6）	55,232,861	

※ 保険年度は、2024年10月1日から2025年9月30日であり、2025年10月1日から2026年3月31日の運用実績を把握することができないため、「保険料積立金残高の推移」の注記は、2025年9月30日現在の金額で行う。

A. 保険年度末（2025年9月30日現在）残高	2,425,909,239
B. 保険年度末後～事業年度末（2025年10月1日～2026年3月31日）共済事業積立金額	92,227,900
C. 保険年度末後～事業年度末（2025年10月1日～2026年3月31日）給付金支払額	△ 198,121,845
D. 差引（退職給付金準備金）	2,320,015,294

2025(令和7)年度 収益事業会計 収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項目節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 事業収入	59,298,549	59,572,000	△ 273,451	
1. 事務受託料	12,097,870	12,168,000	△ 70,130	
（1）団体事務受託料	(2,650,000)	(2,610,000)	(40,000)	
（2）三条夏まつり人件費受入	(9,447,870)	(9,558,000)	(△ 110,130)	
（3）ODA活動支援受託料	(0)	(0)	(0)	
2. 手数料収入	47,200,679	47,404,000	△ 203,321	
（1）アクサ生命保険手数料	(35,926,144)	(36,799,000)	(△ 872,856)	
① ひまわり共済手数料事務費	16,274,907	16,108,000	166,907	
② 大型(ﾜｲﾄﾞ)共済手数料事務費	374,618	341,000	33,618	
③ 大型(ﾜｲﾄﾞ)・ｾｯﾄ共済手数料事務費	147,311	146,000	1,311	
④ 福祉プラン手数料事務費	136,507	154,000	△ 17,493	
⑤ 生活障害保障手数料事務費	138,096	112,000	26,096	
⑥ 個人年金プラン手数料事務費	111,219	90,000	21,219	
⑦ ガン治療保険手数料事務費	824,847	908,000	△ 83,153	
⑧ 終身保険手数料事務費	1,469,896	1,341,000	128,896	
⑨ 養老保険(ｱｸｾｽ)手数料事務費	3,300	5,000	△ 1,700	

勘定科目 款 項 目 節	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
⑩ 月払総合手数料事務費	3,892,449	3,780,000	112,449	
⑪ 特定疾病保障保険手数料事務費	1,212	1,000	212	
⑫ 定期保険群集団手数料事務費	1,617,823	1,838,000	△ 220,177	
⑬ 低払型定期保険手数料事務費	3,158,635	3,218,000	△ 59,365	
⑭ 個人扱制度手数料事務費	130,900	117,000	13,900	
⑮ 年払総合手数料事務費	2,995,232	4,575,000	△ 1,579,768	
⑯ 変額月払手数料事務費	28,668	30,000	△ 1,332	
⑰ LP(ﾗｲﾌﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｽ)月払手数料事務費	10,824	8,000	2,824	
⑱ ユニットリンク手数料事務費	4,609,700	4,027,000	582,700	
（２）にいがた県共済事務手数料	(6,815,945)	(6,806,000)	(9,945)	
① 火災共済手数料	2,956,411	2,816,000	140,411	
② 自動車共済手数料	3,731,363	3,852,000	△ 120,637	
③ 生命共済手数料	128,171	138,000	△ 9,829	
（３）日商制度事業手数料	(4,297,605)	(3,656,000)	(641,605)	
① ﾁｪﾝﾊﾞｰｽﾞｶｰﾄﾞ手数料	410,905	371,000	39,905	
② 海外PL保険制度普及費	133,463	150,000	△ 16,537	
③ 休業補償ﾌﾟﾗﾝ普及費	28,429	30,000	△ 1,571	
④ 業務災害補償ﾌﾟﾗﾝ普及費	1,940,458	1,746,000	194,458	
⑤ ビジネス総合保険普及費	1,770,588	1,356,000	414,588	

	⑥ 海外危機対策プラン普及費	0	1,000	△ 1,000	
	⑦ クラウド会計等の導入･活用支援	13,762	2,000	11,762	
	⑧ 情報漏えい賠償責任保険制度普及費	0	0	0	
	（4）経営セーフティ共済事務取扱手数料	（ 63,415 ）	（ 57,000 ）	（ 6,415 ）	
	（5）小規模企業共済事務取扱手数料	（ 97,570 ）	（ 86,000 ）	（ 11,570 ）	
2. 貸室収入		47,711,288	47,889,000	△ 177,712	
	1. 定期貸室収入	28,021,814	27,611,000	410,814	
	2. 臨時貸室収入	9,171,981	9,934,000	△ 762,019	
	3. その他付帯収入	235,890	308,000	△ 72,110	
	4. 共益費収入	10,281,603	10,036,000	245,603	
3. 雑収入		628,710	640,000	△ 11,290	
	1. 雑収入	628,710	640,000	△ 11,290	
	（1）共済事業収入	（ 145,575 ）	（ 145,000 ）	（ 575 ）	
	（2）貸館事業収入	（ 483,135 ）	（ 494,000 ）	（ △ 10,865 ）	
	（3）ODA活動支援収入	（ 0 ）	（ 1,000 ）	（ △ 1,000 ）	
4. 繰入金		38,517,820	40,200,000	△ 1,682,180	
	1. 会館建設基金特別会計繰入金	35,200,000	35,200,000	0	
	2. 会館営繕特別会計繰入金	3,317,820	5,000,000	△ 1,682,180	
5. 繰越金		20,628,977	19,933,000	695,977	
	1. 繰越金	20,628,977	19,933,000	695,977	
合計		166,785,344	168,234,000	△ 1,448,656	

支出の部

勘定科目 款項目節	支出済額	共通費 会館維持費(△)	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 保険共済事業費	1,432,350	24,203,181	25,635,531	32,014,000	△ 6,378,469	
1. 一般事業費	1,432,350	24,203,181	25,635,531	32,014,000	△ 6,378,469	
(1) 付加給付金	(825,000)	(0)	(825,000)	(915,000)	(△ 90,000)	
(2) 施策普及費	(192,180)	(3,430,164)	(3,622,344)	(3,547,000)	(75,344)	
(3) 運営関係事業費	(0)	(20,773,017)	(20,773,017)	(27,076,000)	(△ 6,302,983)	
(4) 共済加入者還元事業費	(415,170)	(0)	(415,170)	(476,000)	(△ 60,830)	
2. 会館事業費	24,436,539	△ 8,797,154	15,639,385	16,267,000	△ 627,615	
1. 維持費	24,436,539	△ 8,797,154	15,639,385	16,267,000	△ 627,615	
(1) 保守料	(1,119,470)	(△ 403,009)	(716,461)	(833,000)	(△ 116,539)	
① エレベーター保守料	396,000	△ 142,560	253,440	253,000	440	
② 火災報知機保守料	407,000	△ 146,520	260,480	211,000	49,480	
③ 消火栓設備保守料	158,070	△ 56,905	101,165	261,000	△ 159,835	
④ 自動ドア保守点検料	158,400	△ 57,024	101,376	108,000	△ 6,624	
(2) 委託費	(6,274,107)	(△ 2,258,678)	(4,015,429)	(4,112,000)	(△ 96,571)	
① 自家用電気工作物保安管理業務	299,640	△ 107,870	191,770	193,000	△ 1,230	
② 空調設備管理業務	770,770	△ 277,477	493,293	493,000	293	
③ 給排水設備管理業務	376,200	△ 135,432	240,768	241,000	△ 232	
④ 特定建築物環境衛生管理技術者選任代行業務	250,800	△ 90,288	160,512	161,000	△ 488	
⑤ 害虫駆除等業務	140,800	△ 50,688	90,112	90,000	112	
⑥ 合併処理施設維持管理業務	495,000	△ 178,200	316,800	317,000	△ 200	

⑦ 合併処理施設汚泥引抜及び水張り業務	462,000	△ 166,320	295,680	296,000	△ 320	
⑧ 貸館委託業務	2,049,014	△ 737,645	1,311,369	1,475,000	△ 163,631	
（会館管理費）	0	0	0	0	0	
⑨ 警備保障委託業務	1,413,883	△ 508,998	904,885	836,000	68,885	
⑩ 浄化槽11条検査料	16,000	△ 5,760	10,240	10,000	240	
（3）保険料	（ 497,910 ）	（ △ 179,248 ）	（ 318,662 ）	（ 351,000 ）	（ △ 32,338 ）	
（4）水道光熱費	（ 6,605,402 ）	（ △ 2,377,945 ）	（ 4,227,457 ）	（ 4,828,000 ）	（ △ 600,543 ）	
① 電気料	6,345,497	△ 2,284,379	4,061,118	4,361,000	△ 299,882	
② ガス料	87,533	△ 31,512	56,021	342,000	△ 285,979	
③ 水道料	172,372	△ 62,054	110,318	125,000	△ 14,682	
（5）清掃料	（ 9,130,105 ）	（ △ 3,286,838 ）	（ 5,843,267 ）	（ 5,799,000 ）	（ 44,267 ）	
① 日常清掃管理業務費	4,514,400	△ 1,625,184	2,889,216	3,008,000	△ 118,784	
② 定期清掃管理業務費	4,026,577	△ 1,449,568	2,577,009	2,459,000	118,009	
③ ゴミ収集料	328,543	△ 118,275	210,268	178,000	32,268	
④ 貸マット料、便座クリーナー	260,585	△ 93,811	166,774	154,000	12,774	
（6）その他の維持費	（ 727,045 ）	（ △ 261,736 ）	（ 465,309 ）	（ 344,000 ）	（ 121,309 ）	
（7）会館ＤＸ化事業費	（ 82,500 ）	（ △ 29,700 ）	（ 52,800 ）	（ 0 ）	（ 52,800 ）	
3. 三条夏まつり協賛金	10,137,870	0	10,137,870	10,248,000	△ 110,130	
1. 三条夏まつり協賛金	690,000	0	690,000	690,000	0	
2. 三条夏まつり人件費受入分	9,447,870	0	9,447,870	9,558,000	△ 110,130	

勘定科目 款項目節	支出済額	共通費 会館維持費(△)	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
4. 事務委託料	636,562	0	636,562	123,000	513,562	
1. 事務委託料	0	0	0	0	0	
2. 公課分担金	636,562	0	636,562	123,000	513,562	消費税他
5. ODA活動支援事業費	0	0	0	0	0	
1. 支援事業費	0	0	0	0	0	
6. 管理費	36,326,909	4,345,531	40,672,440	48,643,000	△ 7,970,560	
1. 人件費	28,416,718	0	28,416,718	32,826,000	△ 4,409,282	
(1) 給与費	(23,885,713)	(0)	(23,885,713)	(27,549,000)	(△ 3,663,287)	
(2) 福利厚生費	(3,678,156)	(0)	(3,678,156)	(4,320,000)	(△ 641,844)	
(3) 日商退職金共済掛金	(852,849)	(0)	(852,849)	(957,000)	(△ 104,151)	
2. 保険共済事業事務費	5,320,895	5,277,677	10,598,572	11,420,000	△ 821,428	
(1) 旅費交通費	(65,840)	(932,131)	(997,971)	(1,324,000)	(△ 326,029)	
(2) 通信運搬費	(618,730)	(548,528)	(1,167,258)	(1,222,000)	(△ 54,742)	
(3) 什器備品	(0)	(0)	(0)	(45,000)	(△ 45,000)	
(4) 消耗品費	(28,582)	(521,275)	(549,857)	(711,000)	(△ 161,143)	
(5) リース料	(0)	(699,579)	(699,579)	(908,000)	(△ 208,421)	
(6) 印刷費	(0)	(144,024)	(144,024)	(210,000)	(△ 65,976)	
(7) 借上料	(0)	(2,904)	(2,904)	(3,000)	(△ 96)	
(8) 車輌費	(784,796)	(83,296)	(868,092)	(1,104,000)	(△ 235,908)	
(9) 修繕費	(0)	(0)	(0)	(90,000)	(△ 90,000)	

(10) 会議費	(62,500)	(974,719)	(1,037,219)	(1,260,000)	(△ 222,781)	
(11) 渉外費	(0)	(386,162)	(386,162)	(302,000)	(84,162)	
(12) 公課分担金	(3,760,447)	(985,059)	(4,745,506)	(4,241,000)	(504,506)	
・法人税等	90,000	985,059	1,075,059	1,044,000	31,059	
・消費税	3,670,447	0	3,670,447	3,197,000	473,447	
3. 会館事業事務費	2,176,488	△ 783,535	1,392,953	4,131,000	△ 2,738,047	
(1) 通信運搬費	(205,265)	(△ 73,895)	(131,370)	(117,000)	(14,370)	
(2) 什器備品	(0)	(0)	(0)	(466,000)	(△ 466,000)	
(3) 消耗品費	(419,503)	(△ 151,021)	(268,482)	(301,000)	(△ 32,518)	
(4) 印刷費	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
(5) 事務諸費	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	会館管理室経費
(6) リース料	(397,320)	(△ 143,035)	(254,285)	(255,000)	(△ 715)	
(7) 公課分担金	(1,154,400)	(△ 415,584)	(738,816)	(2,992,000)	(△ 2,253,184)	
・固定資産税等	1,154,400	△ 415,584	738,816	815,000	△ 76,184	
・消費税	0	0	0	2,177,000	△ 2,177,000	
4. その他の管理費	412,808	△ 148,611	264,197	266,000	△ 1,803	
(1) 会館案内看板掲出料	(191,400)	(△ 68,904)	(122,496)	(123,000)	(△ 504)	
(2) NHK 放送受信料 ケーブルテレビ使用料	(134,288)	(△ 48,344)	(85,944)	(87,000)	(△ 1,056)	
(3) デマンド Web 監視業務委託費	(87,120)	(△ 31,363)	(55,757)	(56,000)	(△ 243)	
7. 会館営繕費	38,517,820	0	38,517,820	40,200,000	△ 1,682,180	
1. 会館営繕費	38,517,820	0	38,517,820	40,200,000	△ 1,682,180	

勘定科目 款項目節	支出済額	共通費 会館維持費(△)	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
8. 減価償却引当額	8,000,000	0	8,000,000	3,000,000	5,000,000	
1. 減価償却引当額	8,000,000	0	8,000,000	3,000,000	5,000,000	
9. 繰出金	3,700,000	0	3,700,000	3,700,000	0	
1. 繰出金	3,700,000	0	3,700,000	3,700,000	0	
(1) 会館営繕特別会計繰出金	(3,200,000)	(0)	(3,200,000)	(3,200,000)	(0)	
(2) 退職給与資金特別会計繰出金	(500,000)	(0)	(500,000)	(500,000)	(0)	
10. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
1. その他の支出金	0	0	0	1,000	△ 1,000	
11. 予備費	0	0	0	14,038,000	△ 14,038,000	
1. 予備費	0	0	0	14,038,000	△ 14,038,000	
支出合計	123,188,050	19,751,558	142,939,608	168,234,000	△ 25,294,392	
収支剰余金	－	－	23,845,736	0	23,845,736	
合計	－	－	166,785,344	168,234,000	△ 1,448,656	

29,480,858	会議所会計からの共通費振替
△ 9,729,300	会館維持費
19,751,558	

2025(令和7)年度 会館建設基金特別会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収 入 の 部

（単位：円）

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 繰入金	8,000,000	3,000,000	5,000,000	
1. 収益事業会計(貸館)繰入金	(8,000,000)	(3,000,000)	(5,000,000)	
2. 雑収入	1,746,922	1,650,000	96,922	
1. 預金利息等	(1,746,922)	(1,650,000)	(96,922)	
3. 繰越金	175,097,482	175,093,000	4,482	
1. 繰越金	(175,097,482)	(175,093,000)	(4,482)	
合計	184,844,404	179,743,000	5,101,404	

支 出 の 部

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 繰出金	35,200,000	35,200,000	0	
1. 収益事業会計(貸館)繰出金	(35,200,000)	(35,200,000)	(0)	
2. 公課	9,648	0	9,648	
1. 公課	(9,648)	(0)	(9,648)	
支出合計	35,209,648	35,200,000	9,648	
会館建設基金積立金残高	149,634,756	144,543,000	5,091,756	
合計	184,844,404	179,743,000	5,101,404	

※上記会館建設基金積立金残高の他に、預り保証金 31,000,000円があります。

2025(令和7)年度 財政調整基金特別会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 積立金	0	1,000	△ 1,000	
1. 繰入金	(0)	(1,000)	(△ 1,000)	
2. 雑収入	217,581	3,000	214,581	
1. 預金利息等	(217,581)	(3,000)	(214,581)	
3. 繰越金	31,115,221	31,114,000	1,221	
1. 繰越金	(31,115,221)	(31,114,000)	(1,221)	
合計	31,332,802	31,118,000	214,802	

支出の部

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 取崩金	0	0	0	
1. 財政調整基金取崩金	(0)	(0)	(0)	
2. 公課	36,756	0	36,756	
1. 公課	(36,756)	(0)	(36,756)	
支出合計	36,756	0	0	
財政調整基金積立金残高	31,296,046	31,118,000	214,802	
合計	31,332,802	31,118,000	214,802	

2024(令和6)年度 会館営繕積立金特別会計収支決算書

自　２０２４年　４月　１日
至　２０２５年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 積立金	5,000,000	5,000,000	0	
1. 商工会議所会計繰入金	(1,800,000)	(1,800,000)	(0)	
2. 収益事業会計(貸館)繰入金	(3,200,000)	(3,200,000)	(0)	
2. 雑収入	12,050	1,000	11,050	
1. 預金利息等	(12,050)	(1,000)	(11,050)	
3. 繰越金	6,252,244	6,289,000	△ 36,756	
1. 繰越金	(6,252,244)	(6,289,000)	(△ 36,756)	
合計	11,264,294	11,290,000	△ 25,706	

支出の部

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 繰出金	3,317,820	5,000,000	△ 1,682,180	
1. 収益事業会計(貸館)繰出金	(3,317,820)	(5,000,000)	(△ 1,682,180)	
支出合計	3,317,820	5,000,000	△ 1,682,180	
会館営繕積立金残高	7,946,474	6,290,000	1,656,474	
合計	11,264,294	11,290,000	△ 25,706	

2025(令和7)年度 退職給与資金特別会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 繰入金	1,000,000	1,000,000	0	
1. 商工会議所会計繰入金	(500,000)	(500,000)	(0)	
2. 収益事業会計繰入金	(500,000)	(500,000)	(0)	
2. 雑収入	61,709	50,000	11,709	
1. 預金利息等	(61,709)	(50,000)	(11,709)	
3. 繰越金	25,074,917	25,073,000	1,917	
1. 繰越金	(25,074,917)	(25,073,000)	(1,917)	
合計	26,136,626	26,123,000	13,626	

支出の部

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 退職給与金	1,888,734	1,000	1,887,734	
1. 退職給与金	(1,888,734)	(1,000)	(1,887,734)	退職者1名
2. 公課	8,086	0	8,086	
1. 公課	(8,086)	(0)	(8,086)	
支出合計	1,896,820	1,000	1,895,820	
退職給与引当金	24,239,806	26,122,000	△ 1,882,194	
合計	26,136,626	26,123,000	13,626	

※上記退職給与引当金の他に、全国商工会議所共済会に43,727,959円(2026年3月31日現在)の準備があります。

2025(令和7)年度 三条商工会議所女性会特別会計収支決算書

自　２０２５年　４月　１日
至　２０２６年　３月３１日

収入の部

（単位：円）

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 会費	144,000	138,000	6,000	
2. 参加者負担金	200,600	612,000	△ 411,400	
3. 繰入金	400,000	400,000	0	
4. 雑収入	59,695	31,000	28,695	
5. 繰越金	136,440	137,000	△ 560	
合計	940,735	1,318,000	△ 377,265	

支出の部

勘定科目 / 款項	決算額	予算額	比較増・減(△)	備考
1. 事業費	146,400	410,000	△ 263,600	
2. 会議費	18,847	25,000	△ 6,153	
3. 諸会費	7,000	7,000	0	
4. 総会開催費	184,000	216,000	△ 32,000	
5. 全国大会関係費	138,280	440,000	△ 301,720	
6. 事務費	30,369	40,000	△ 9,631	
7. 雑費	0	10,000	△ 10,000	
8. 予備費	0	170,000	△ 170,000	
支出合計	524,896	1,318,000	△ 793,104	
収支剰余金	415,839	0	415,839	
合計	940,735	1,318,000	△ 377,265	

貸　借　対　照　表

２０２６年３月３１日現在

三条商工会議所

借方 科目	金額	貸方 科目	金額
〔資産の部〕	円	〔負債の部〕	円
流動資産	**113,078,092**	**流動負債**	**78,918,513**
現金	542,496	未払金	31,294,967
商工会議所会計	151,041	商工会議所会計	14,256,088
特定退職金共済事業特別会計	3,525	小規模事業経営支援会計	6,943,848
収益事業会計	387,930	特定退職金共済事業特別会計	618,763
預金	87,382,255	収益事業会計	7,587,534
商工会議所会計	12,989,542	退職給与資金特別会計	1,888,734
小規模事業経営支援会計	6,781,218	前受金	478,180
特定退職金共済事業特別会計	2,001,821	商工会議所会計	412,500
収益事業会計	65,205,835	収益事業会計	65,680
女性会特別会計	403,839	預り金	47,145,366
未収金	19,451,471	商工会議所会計	107,657
商工会議所会計	6,979,617	特定退職金共済事業特別会計	174,060
小規模事業経営支援会計	162,630	収益事業会計	46,863,649
収益事業会計	12,297,224	**固定負債**	**55,239,806**
女性会特別会計	12,000	預り保証金	31,000,000
前払金	946,740	退職給与引当金	24,239,806
商工会議所会計	503,110		
収益事業会計	443,630		
立替金	4,714,670		
商工会議所会計	3,682,205	**負債計**	**134,158,319**
退職給与資金特別会計	1,032,465		
預け金	40,460		
商工会議所会計	12,480	〔正味財産の部〕	
収益事業会計	27,980	**基本財産**	**735,888,890**
		固定財産	735,888,890
固定資産	**980,862,241**		
（有形固定資産）			
建物	533,622,760	**積立金**	**188,877,276**
付属設備	15,885,973	会館建設基金積立金	149,634,756
車輌運搬具	5,697,660	財政調整基金積立金	31,296,046
什器備品	24,876,255	会館営繕積立金	7,946,474
土地	155,611,680		
		剰余金	**35,015,848**
（その他の固定資産）		商工会議所会計	9,541,750
出資金	124,562	特定退職金共済事業特別会計	1,212,523
保証金	70,000	収益事業会計	23,845,736
会館建設基金特別会計預金	180,634,756	女性会特別会計	415,839
財政調整基金特別会計預金	31,296,046		
会館営繕積立金特別会計預金	7,946,474	**正味財産計**	**959,782,014**
退職給与資金特別会計預金	25,096,075		
合計	1,093,940,333	合計	1,093,940,333

（注）
1. 有形固定資産の減価償却累計額　615,593,793円　（当年度減価償却額：0円）
2. 全国商工会議所共済会持分残高　43,727,959円
3. 退職給与引当金の当年度繰入額　1,000,000円
4. 会館建設基金特別会計預金に繰入れ運用の保証金　31,000,000円

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 移動平均法による原価法を採用している。
2. 固定資産の減価償却について
 定率法を採用している。（但し、平成13年度～平成16年度は定額法による。）
 なお、平成10年4月1日以降に取得した建物並びに平成28年4月1日以降に取得した付属設備の償却法は定額法としている。
3. 消費税等の処理
 消費税等の会計処理は税込方式による。

財　　産　　目　　録

２０２６年３月３１日現在

三条商工会議所

科　目	摘　要		円	金　額 円
【資産の部】				
流 動 資 産				
現　金	商工会議所会計		151,041	
	収益事業会計		387,930	
	特定退職金共済事業特別会計		3,525	**542,496**
預　金	商工会議所会計			
	三条信用金庫本店		8,325,619	
	第四北越銀行三条支店		208,840	
	大光銀行三条支店		2,528,344	
	大光銀行東三条支店		507,911	
	新潟県信用組合三条支店		734,694	
	はばたき信用組合三条支店		684,134	
	小規模事業経営支援会計			
	三条信用金庫本店		6,781,218	
	特定退職金共済事業特別会計			
	三条信用金庫本店		2,001,821	
	収益事業会計			
	三条信用金庫本店		60,154,141	
	第四北越銀行三条支店		3,155,852	
	ゆうちょ銀行		1,895,842	
	女性会特別会計			
	三条信用金庫本店		403,839	**87,382,255**
未　収　金	商工会議所会計		6,979,617	
	小規模事業支援会計		162,630	
	収益事業会計		12,297,224	
	女性会特別会計		12,000	**19,451,471**
前　払　金	商工会議所会計		503,110	
	収益事業会計		443,630	**946,740**
立　替　金	商工会議所会計		3,682,205	
	退職給与資金特別会計		1,032,465	**4,714,670**
預　け　金	商工会議所会計		12,480	
	収益事業会計		27,980	**40,460**
固 定 資 産				
（有形固定資産）	三条市須頃1番20号			
建　物	三条商工会議所会館	取得価額	1,109,575,030	
		償却累計額	△ 575,952,270	**533,622,760**
付属設備	消雪設備・看板等	取得価額	19,822,055	
		償却累計額	△ 3,936,082	**15,885,973**
車両運搬具	乗用車2台	取得価額	6,728,634	
	軽自動車2台	償却累計額	△ 1,030,974	**5,697,660**
什器備品	会議用机			
	応接セット	取得価額	59,550,722	
	事務機器等	償却累計額	△ 34,674,467	**24,876,255**
土　地	三条市須頃1番20号			
	2,315.65㎡	取得価額	155,611,680	**155,611,680**
（その他の固定資産）				
出　資　金	アクサ生命保険(株)	20株	48,562	
	三条信用金庫	100口	50,000	
	はばたき信用組合	20口	10,000	
	新潟県信用組合	12口	12,000	
	新潟県火災共済	２口	2,000	
	関東自動車共済	１口	1,000	
	県中小企業共済	１口	1,000	**124,562**
保　証　金	セコム上信越(株)		70,000	**70,000**

科　目	摘　要		円	金　額 円
会館建設基金	普通預金			
特別会計	三条信用金庫本店		12,438,644	
	第四北越銀行三条支店		264,611	
	定期預金			
	三条信用金庫本店		6,507,531	
	第四北越銀行三条支店		1,205,202	
	大光銀行三条支店		10,808,790	
	新潟県信用組合三条支店		4,732,678	
	はばたき信用組合三条支店		15,145,305	
	有価証券			
	野村證券新潟支店		100,000,000	
	第四北越証券三条支店		29,531,995	**180,634,756**
財政調整基金	普通預金			
特別会計	三条信用金庫本店		3,957,696	
	定期預金			
	三条信用金庫本店		204,849	
	第四北越銀行三条支店		16,753,501	
	有価証券			
	商工組合中央金庫		10,380,000	**31,296,046**
会館営繕積立金	普通預金			
特別会計	三条信用金庫本店		2,934,224	
	定期預金			
	第四北越銀行三条支店		3,208,128	
	新潟県信用組合三条支店		1,804,122	**7,946,474**
退職給与資金	普通預金			
特別会計	三条信用金庫本店		4,244,684	
	定期預金			
	第四北越銀行三条支店		501,280	
	新潟県信用組合三条支店		501,165	
	はばたき信用組合三条支店		200,232	
	有価証券			
	第四北越証券三条支店		19,648,714	**25,096,075**
	《資産の部合計》			**1,093,940,333**
【負債の部】				
流 動 負 債				
未　払　金	商工会議所会計		14,256,088	
	小規模事業経営支援会計		6,943,848	
	特定退職金共済事業特別会計		618,763	
	収益事業会計		7,587,534	
	退職給与資金特別会計		1,888,734	**31,294,967**
前　受　金	商工会議所会計		412,500	
	収益事業会計		65,680	**478,180**
預　り　金	商工会議所会計		107,657	
	特定退職金共済事業特別会計		174,060	
	収益事業会計		46,863,649	**47,145,366**
固 定 負 債				
預り保証金	(株)日本政策金融公庫		24,000,000	
	アクサ生命保険(株)		7,000,000	**31,000,000**
退職給与引当金			24,239,806	**24,239,806**
	《負債の部合計》			**134,158,319**
	差 引 正 味 財 産			**959,782,014**

※ 正味財産比較　2025年度正味財産　959,782,014円 － 2024年度正味財産　951,314,567円　＝ 正味財産増　8,467,447円

監　査　報　告　書

2025(令和 7)年度事業報告書・収支決算書・貸借対照表・財産目録について監査の結果、正確なものと認めます。

2026(令和 8)年 5 月 18 日

三条商工会議所

監　事　石川勝行

監　事　近藤雄介

監　事　小柳潤一